

(仮称)大和市障がい者福祉計画(案)

(障がい者福祉計画・障がい福祉計画)

平成 27 年 3 月

大 和 市

◆障がい者の表記について

「障がい者」の表記は、基本的には年齢の区別なく「障がい者」と表記していますが、児童を対象とした施策、制度、事業については、「障がい児」「発達に不安のある子ども」「配慮の必要な子ども」等の表記をしています。

また、障がい者の範囲は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障害者基本法第2条）とします。今後、障がいの範囲の見直し等について、国の動向をふまえながら対応を図ってまいります。

「障がい」の表記について

本計画では、本市の考え方に基づき「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、障がい者の人権をより尊重すること、「差別感」「不快感」をもつ人が少しでもいる限り、その気持ちを尊重すること、また、ノーマライゼーション¹社会の実現に向け、市民の意識醸成にもつながることから、「障害」を「障がい」と可能な限り表記することとしています。

ただし、法令や法令上の規定、固有名詞等は漢字で表記しています。

((表紙・裏表紙の絵は、○○○の利用者の方々が描いた作品です))

¹ ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会とする考え方。

+

はじめに

市長挨拶文

平成27年3月
大和市長 大木 哲

+

大和市障がい者福祉計画
(障がい者福祉計画・障がい福祉計画)
目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1章. 策定の背景と目的 | 5 |
| 1. 障がい者の福祉に関する動向 | 5 |
| 1) 国際的な動向 | 5 |
| 2) 国の動向 | 5 |
| 3) 神奈川県動向 | 7 |
| 4) 本市の動向 ～障がい者福祉施策に関する計画的推進の歩み～ | 8 |
| 2. 障がい者福祉計画・障がい福祉計画について | 10 |
| 3. 計画の目的 | 10 |
| 4. 計画の位置づけ | 10 |
| 5. 計画の期間 | 11 |
| 1) 障がい者福祉計画（平成27年度～30年度） | 11 |
| 2) 障がい福祉計画（第4期）（平成27年度～29年度） | 11 |
| 6. 計画の推進体制 | 12 |
| 1) 計画の推進体制 | 12 |
| 2) 計画の進行管理及び評価 | 12 |
| 2章. 市の現状と課題 | 13 |
| 1. 大和市の人口の推移 | 13 |
| 2. 大和市の障がい者数 | 15 |
| 3. 大和市の障がい児の状況 | 21 |
| 3章. 計画の理念 | 23 |
| 1. 基本理念 | 23 |
| 2. めざすまちの姿 | 24 |
| 4章. 障がい者福祉計画 | 25 |
| 1. 障がい者福祉計画の施策体系 | 25 |
| 2. 障がい者福祉計画の方針及び施策 | 27 |
| 1) 個人の尊重（権利擁護と差別の解消） | 27 |
| 2) 支え合いによる地域福祉の推進（地域の受け皿づくり） | 35 |
| 3) ライフステージに応じた生活の支援（親なき後の生活支援） | 45 |
| 4) 地域生活移行の推進 | 74 |
| 5) 快適な生活空間の整備 | 76 |
| 5章. 障がい福祉計画 | 79 |
| 1. 計画の策定にあたって | 79 |
| 1) 第4期障がい福祉計画に定める事項 | 79 |
| 2) 第4期障がい福祉計画策定のポイント | 79 |
| 3) 計画の期間 | 79 |

| | |
|---|-----|
| 2. 計画の方針..... | 80 |
| 1) 基本的な考え方..... | 80 |
| 2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値..... | 80 |
| 3) 地域生活支援拠点等の整備に関する目標..... | 81 |
| 4) 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値..... | 82 |
| 3. 指定障害者福祉サービス・指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み..... | 83 |
| 1) 訪問系サービス..... | 83 |
| 2) 日中活動系サービス..... | 83 |
| 3) 居住系サービス..... | 84 |
| 4) 計画相談支援..... | 85 |
| 5) 障がい児対象..... | 85 |
| 4. 地域生活支援事業の内容及び必要量の見込み..... | 87 |
| 1) 相談支援事業..... | 87 |
| 2) 意思疎通支援事業..... | 88 |
| 3) 日常生活用具給付等事業..... | 89 |
| 4) 移動支援事業..... | 89 |
| 5) 地域活動支援センター..... | 89 |
| 6) 日中一時支援..... | 90 |
| 7) 訪問入浴サービス..... | 90 |
| 5. 目標値と必要量を確保するための方策..... | 91 |
| 1) 新たな障害福祉サービスへの円滑な移行促進..... | 91 |
| 2) 障害福祉サービス提供事業者の育成..... | 91 |
| 3) 近隣市町村等との広域的な連携..... | 91 |
| 資料編..... | 92 |
| 1. アンケート調査結果..... | 93 |
| 1) 当事者アンケート..... | 93 |
| 2) 一般市民アンケート..... | 95 |
| 2. ヒアリング調査結果..... | 96 |
| 3. 検討体制..... | 98 |
| 4. 策定経過..... | 99 |
| 5. 大和市障がい者福祉計画審議会委員名簿..... | 100 |

+

大和市障がい者福祉計画

(障がい者福祉計画・障がい福祉計画)

1章. 策定の背景と目的

1. 障がい者の福祉に関する動向

1) 国際的な動向

昭和56年、国連は「完全参加と平等」をテーマとして、この年を国際障害者年としました。その後は、昭和58年から平成4年までを「国連・障害者の十年」と定め、障がい者の人権を基礎にすえた活動を展開してきました。この期間に各国の障がい者施策は進展し、障がい者関係のNGO²活動なども活性化してきました。これらの取り組みでは、障がい者が社会を構成する一員として、障がいのない人たちと同じように、社会のあらゆる活動に参加することが目標とされてきました。

「国連・障害者の十年」の後、各国関係者の中で障がい者の権利に関する条約への期待は高まりを続け、平成13年、第56回国連総会で「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的総合的な国際条約」決議案がコンセンサスで採択されました。その後は国連アドホック委員会での検討が進められ、平成18年、国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され平成20年から発効しています。平成24年にはアジア太平洋障害者の十年(2013-2022)の行動計画である「アジア太平洋障害者の権利を実現する仁川(インチョン)戦略³」が採択されています。

2) 国の動向

わが国でも昭和57年に「国連・障害者の十年」の国内行動計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定されて以降、障がい者に関する施策の充実が進められてきました。

平成2年には、いわゆる福祉関係8法の改正によって、「保護救済型」の福祉から「自立支援型」の福祉への転換の方向性が示されるとともに、平成7年の「障害者プラン～ノーマライゼーション※7か年戦略」では、障がい者の地域での生活を支える地域福祉の考え方が基本的な視点とされました。

平成12年には措置制度の見直しや社会福祉事業のあり方、地域福祉の計画的推進など、多くの改正点を含んだ「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、また、介護の社会化を理念とする「介護保険法」が施行されました。

こうした福祉に関する考え方や社会福祉制度の大幅な転換を受け、障がい者の福祉サービス

² NGO

非政府組織。「Non-Governmental Organization」の略。営利を目的とせず、公益的な活動を自主・自発的に行う政府以外の団体のこと。

³ アジア太平洋障害者の権利を実現する仁川(インチョン)戦略

「アジア太平洋の十年(2013-2022)」の行動計画として、国連アジア太平洋経済社会委員会にて採択されたもの。これは、測定可能な指標を用いて評価することで、進捗状況の測定を容易にし、実施のスピードを速めるためのものです。障がい施策に関する10の目標、期間内に達成すべき27のターゲット、及びその進捗を確認するための62の指標が設定されています。

も、自立支援と地域での生活の実現を理念とした制度に変わってきています。障がい当事者の主体性や意向を尊重する観点から、平成15年に支援費制度⁴の導入、平成18年に「障害者自立支援法⁵」が施行し、利用者と事業者との契約に基づくサービスが展開されるようになりました。

平成19年に、国際連合本会議で採択された「障害者の権利に関する条約」に署名しました。この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約で、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の権利・尊厳を守ることをうたったもので、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めています。

その後、障害者権利条約⁶の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」（障害者の権利に関する条約第2条）とする障がい者に対する合理的配慮⁷の概念が盛り込まれました。

さらに平成25年には、障がい者の範囲に難病患者等の追加、重度訪問介護の対象拡大、ケアホーム⁸のグループホーム⁹への一元化など、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社

⁴支援費制度

障がい者自らがサービスを選択し、サービスを提供する事業者との契約によりサービスを利用する仕組み。障がい者の自己決定を尊重し、利用者の立場に立った福祉制度を構築するために設けられ、平成15年度から平成17年度まで実施された制度。対象となるサービスは、身体障がい者、知的障がい者、障がい児の居宅サービスと施設サービスとなる。

⁵障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め自立を支援するという目的で、障害者基本法の基本的理念に基づき、これまで身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者などの障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス・公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして、平成18年に施行された法律。

⁶障害者権利条約

「障害者の権利に関する条約」の略称。障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた条約。平成18年12月13日に国連総会において採択され、平成20年年5月3日に発効した。我が国は平成19年9月28日にこの条約に署名し、平成26年1月20日に批准書を寄託。同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生した。

⁷合理的配慮

障害者権利条約では、障がいに基づく差別として「あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む)」という書き方で、合理的な配慮がなされないときは差別とする、としている。JDF(日本障がいフォーラム)の解説本には、「障がい者一人一人の必要を考えて、その状況に応じた変更や調整などを、お金や労力などの負担がかかりすぎない範囲で行うことが、合理的配慮です」と解説されている。

⁸ケアホーム((旧)共同生活介護)

障害者総合支援法により、平成26年4月1日から、ケアホームはグループホームに一元化された。

⁹グループホーム(共同生活援助)

障がい者が地域で共同生活をする場で、主に夜間や休日に、利用者の相談や日常生活上の援助が提供される施設。相談等の日常生活上の援助が必要な障がい者を対象とする。

会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法¹⁰）」に改正され、平成 25 年度及び平成 26 年度の 2 段階で施行されました。

その他にも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 24 年 10 月）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 25 年 4 月）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月）が制定されるなど、この 10 年の間に、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定されています。

「障害者の権利に関する条約」

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約で、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の権利・尊厳を守ることがうたったもので、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めています。

（平成 19 年署名、平成 26 年批准）

3) 神奈川県の変向

神奈川県は、昭和 59 年に「障害福祉長期行動計画」を策定後、平成 6 年に「完全参加と平等」を掲げた、10 年間の計画である「第二次障害福祉長期行動計画」を策定しました。

平成 16 年に策定された「かながわ障害者計画」では、障がい者の社会への「完全参加と平等」の理念を継承しつつ、「障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる、『ともに生きる福祉社会かながわ』の実現」のための指針を示しています。

また、平成 18 年には、「かながわ障害者計画」と「障害福祉計画」の二つの計画の考え方をつなぐ「かながわの障害福祉グランドデザイン」を策定しました。

その後、平成 25 年度に「かながわ障害者計画」が策定され、障がい者の自立と社会参加の支援等に向けた施策の一層の推進を図り、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指しています。

¹⁰障害者総合支援法

「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加し、平成 26 年 4 月 1 日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。平成 25 年 4 月 1 日に施行された法律。正式な法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

4) 本市の動向 ～障がい者福祉施策に関する計画的推進の歩み～

(1) 障がい者福祉施策の計画化

本市では、障がい者福祉施策を計画的、総合的に推進するために、平成9年に「障害者福祉計画」（計画期間：平成9年度～平成12年度）を策定しました。平成13年に同計画を改定（計画期間：平成13年度～平成17年度）し、「障害者の自立への支援」、「主体性・選択性の尊重」、「地域福祉の向上」を基本理念として、障がい者の福祉に取り組んできました。

(2) 計画策定の経緯

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がいの種別によらない共通の制度とし、地域生活への移行や就労を進め、福祉や公費医療負担制度などサービスを一元的に提供する制度としました。

これを受け、本市では、平成19年3月に障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を一体的な計画としてまとめ、基本目標を「一人ひとりが大切にされるまちをつくる」とした、「やまとハートフルプラン」（計画期間：平成19年度～平成20年度）を策定し、障がい者の福祉施策を積極的に推進してきました。

平成21年度については、障がい者計画と障がい福祉計画の新計画が策定されるまでの間、前計画を延長し、障がい福祉計画における目標値等について、平成20年度に暫定的に整理を行いました。

平成21年度の障害者自立支援法の見直しへの対応と、障害者計画と障害福祉計画の調和を考慮し一体的に策定することが望まれることから、「大和市障がい者福祉計画」の名称で、この二つの計画を、平成22年度以降の計画として策定しました。平成25年には障害者自立支援法が障害者総合支援法にかかわるとともに、この計画の計画期間である平成26年を迎えることから、「第8次大和市総合計画」並びに国の「障害者基本計画」及び「かながわ障害者計画」を踏まえ、「大和市障がい者福祉計画」を策定することとしました。

【障がい福祉施策に関する主な法律の施行等】

| 年 | | 主な法律の施行等 | 内容 |
|------|-----------|--|---|
| 2007 | 平成 19年 | 「障害者の権利に関する条約」 署名 | 障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定 |
| 2010 | 平成 22年 | 「障害者自立支援法」「児童福祉法」の一部改正 | 発達障がい、障害者自立支援法及び児童福祉法の対象になることが明確化 |
| 2011 | 平成 23年 | 「障害者基本法の一部を改正する法律」施行 | 障がい者の権利擁護を目指し、国や企業などに対し、障がいがある人の社会参加を妨げたり日常生活を制約したりする「社会的障壁」を取り除くよう求める |
| 2012 | 平成 24年 | 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 | 障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律 |
| 2013 | 平成 25年 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行（一部は平成26年施行） | 障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障がい者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など |
| 2013 | 平成 25年 | 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行 | 国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど |
| 2013 | 平成 25年 | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立（平成28年4月施行予定） | 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障がいを理由とする差別の解消を推進するなど |
| 2014 | 平成 26年 | 「障害者の権利に関する条約」 批准 | 障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定 |

2. 障がい者福祉計画・障がい福祉計画について

「障がい者福祉計画」は、本市の障がい者のニーズや課題をまとめるとともに、取り組むべき施策の方向性について定めており、障がい者施策全般にわたる基本計画としての性格を有しています。

「障がい福祉計画」は、地域の実情に合わせて、自立支援給付や地域生活支援事業を提供するための体制が、具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標やサービスの見込み量などを定めており、実施計画としての性格を有しています。

本市では、この両計画が調和のとれた一体的な計画となるよう「大和市障がい者福祉計画」として策定を進めます。

3. 計画の目的

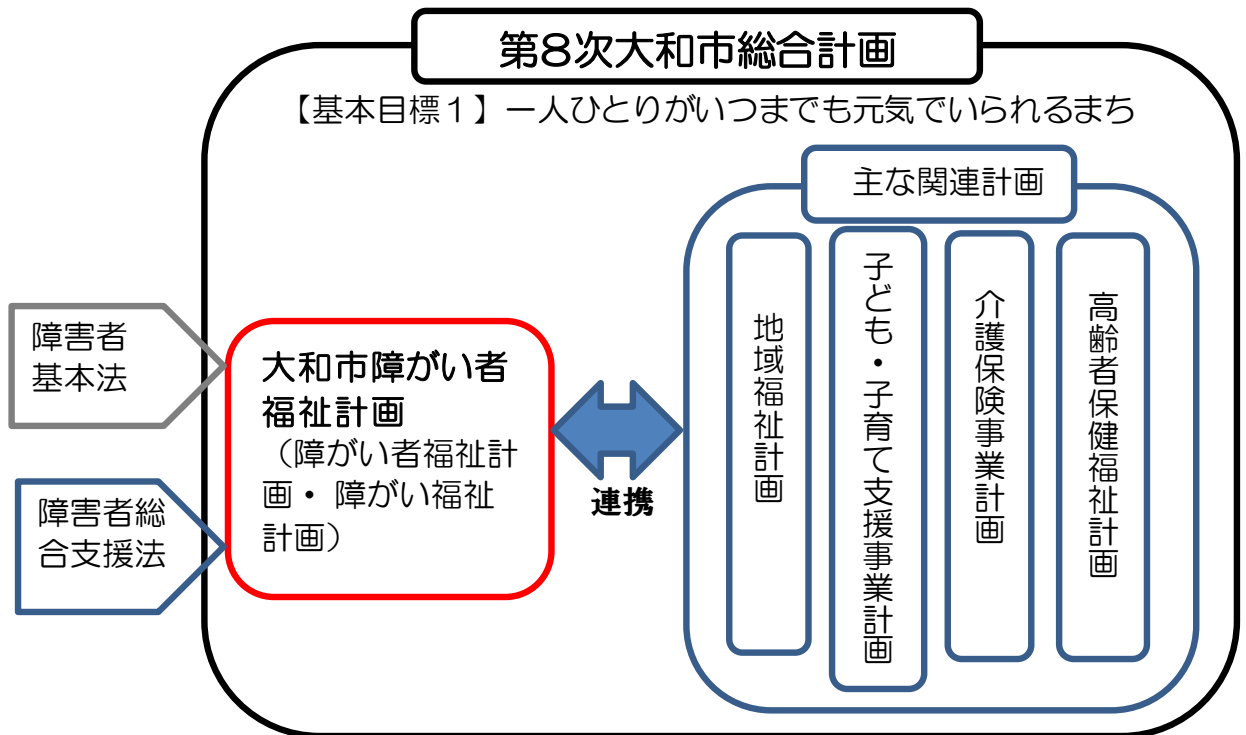
市民一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもと、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会を実現するために、本市における障がい福祉施策の基本的な方向性を定め、必要な施策を着実に推進していくことを目的として策定するものです。

4. 計画の位置づけ

市町村における障がい者の福祉に係る計画には、障害者基本法第11条の規定に基づく「市町村障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」の2つの法定計画があります。本計画における「障がい者福祉計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と位置づけ、「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」と位置づけます。

また、本計画は、本市の市政運営における基本的な計画である「第8次大和市総合計画」や「地域福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援計画）」「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」等と整合を図るとともに、障害者基本法の理念や国の障害者基本計画、かながわ障害者計画などの上位計画を踏まえて策定します。

図) 計画間の関係イメージ



5. 計画の期間

1) 障がい者福祉計画（平成27年度～30年度）

平成25年9月に策定された国の障害者基本計画、平成26年3月に策定された県のかながわ障害者計画の期間が、10年間から5年間へ変更されたところではありますが、大和市は第8次大和市総合計画の計画期間に合わせ4年間とします。

2) 障がい福祉計画（第4期）（平成27年度～29年度）

障害福祉計画については、障害者総合支援法に基づく基本指針により3年間と規定されているため、3年間とします。

| 年度 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|----------|----|----|----|----|
| 障がい者福祉計画 | → | | | |
| 障がい福祉計画 | → | | | → |

6. 計画の推進体制

1) 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

障がい者福祉施策は、広範囲な分野にわたることから、本計画を推進していくにあたり、庁内関係部局、関係機関等と連携を図りながら、総合的に取り組みます。また、地域における障がい者を支えるネットワークの核となる「大和市障害者自立支援協議会¹¹」や当事者団体等との連携をさらに強化するとともに、社会資源の開発・改善、本計画の推進に必要な事項の検討・進行管理に努めます。

(2) 障害保健福祉圏域における連携

必要な障がい福祉サービス量の確保やより効果的な事業展開のため、広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市との連携を図り施策の推進に努めます。

2) 計画の進行管理及び評価

この計画に掲げた施策の進行管理は、本計画の施策やサービスの実効性を高めるため「大和市障害者自立支援協議会」にて PDCA サイクルに基づいた検討を行い、その意見を踏まえ計画の全体的な調整は「大和市障がい者福祉計画審議会」で行います。また、庁内において施策の進捗状況や数値目標等の評価を行います。

障がい福祉計画については、国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、平成 29 年度末の目標値の達成状況を点検及び評価し、計画の見直しを実施します。

また、障がいのある人のニーズや社会経済状況等の変化等を踏まえて、必要に応じ、計画を見直すこととします。

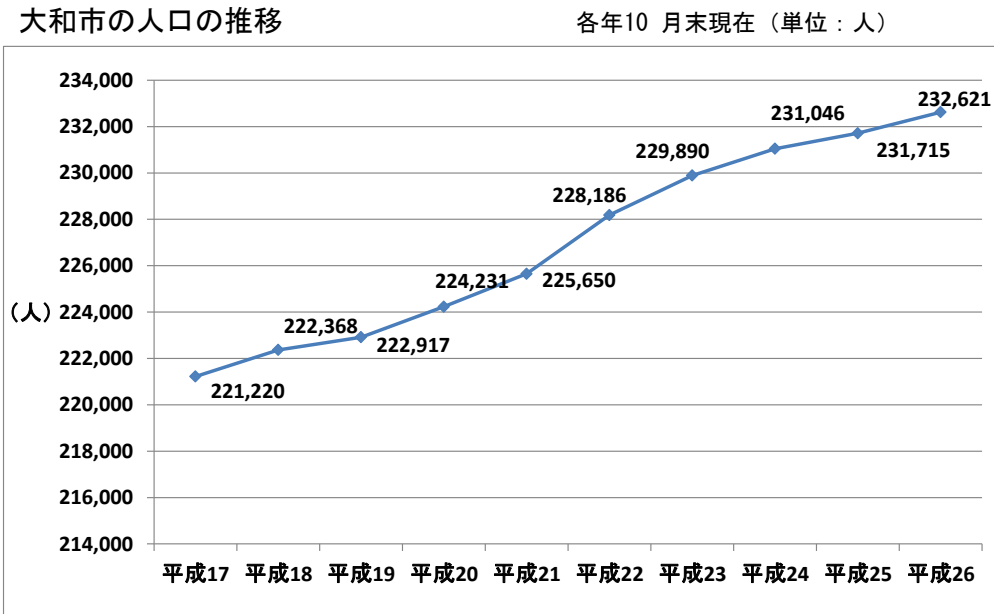
¹¹障害者自立支援協議会

障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がい者当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関など地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。

2章. 市の現状と課題

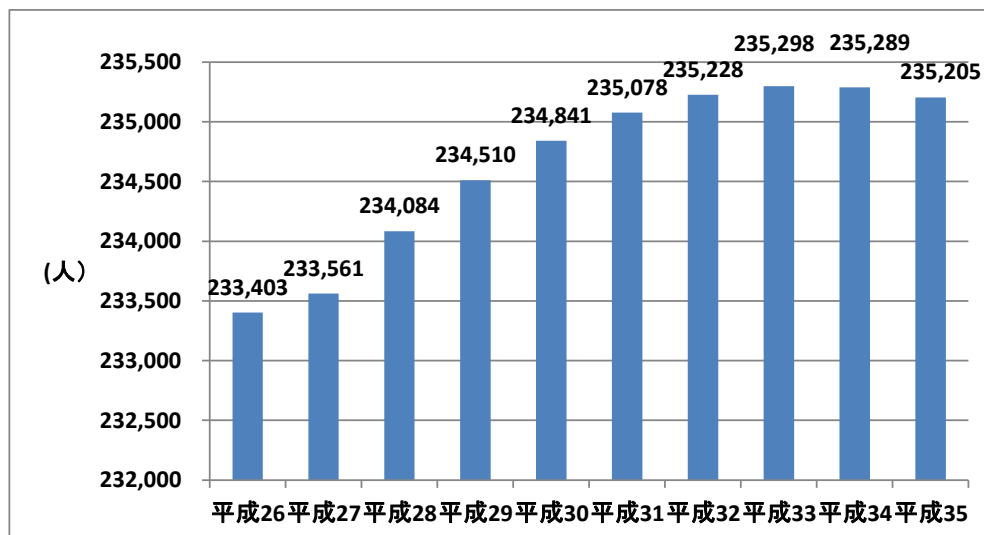
1. 大和市の人口の推移

本市の人口は、市制施行以来一貫して増加してきましたが、将来人口の推計では、平成33年に235,298人となり、人口増加のピークを迎えるものと予測されています。



※「人口」は平成17年、22年は国勢調査。国勢調査中間年における人口は、国政調査結果を基準として、住民移動等を基に算出した推計人口（大和市総務部総務課推計／各年10月1日現在）。

将来人口の見通し （単位：人）



資料)第8次大和市総合計画 後期基本計画

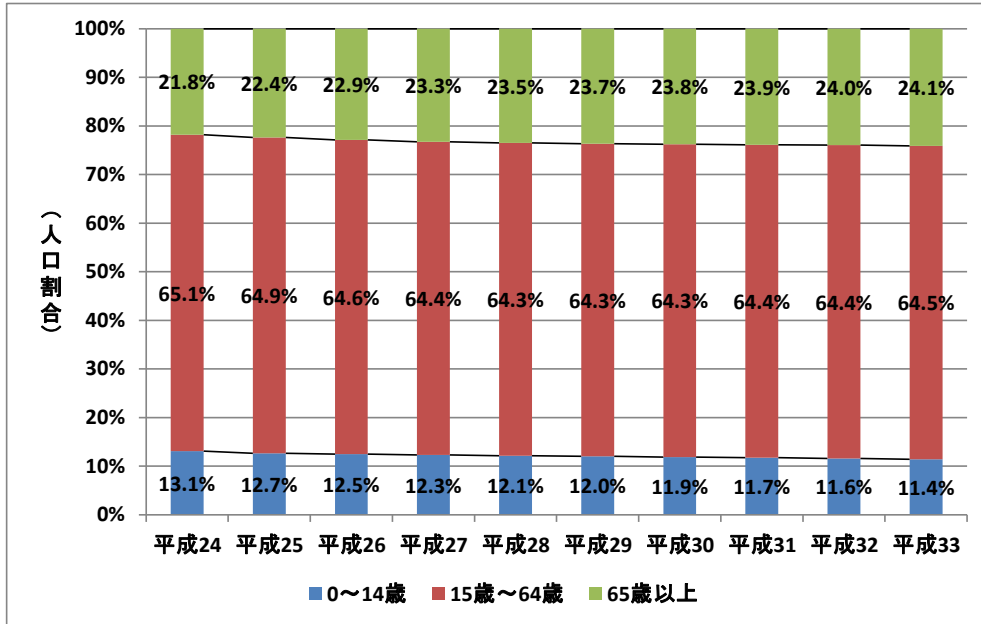
+

人口構造の少子高齢化は、本市でも年々進んでいくと考えられます。

年少人口（0～14 歳）は、平成24 年の13.1%から平成33年には11.4%へと減少し、
老年人口（65 歳以上）は、平成24年の21.8%から平成33年には24.1%まで増加し、4人
に1人が65 歳以上の市民になると予測されています。

年齢構成の見通し

(単位：人)



資料)第8次大和市総合計画 後期基本計画

2. 大和市の障がい者数

1) 障害者手帳所持者数の推移

平成26年の身体障害者手帳所持者は5,747人、療育手帳所持者（知的障がい者）は1,481人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,238人でした。

平成17年以降の手帳所持者数は増加傾向にあり、身体障がい者数は1.3倍、知的障がい者数は1.6倍、精神障がい者数は2.8倍となっています。

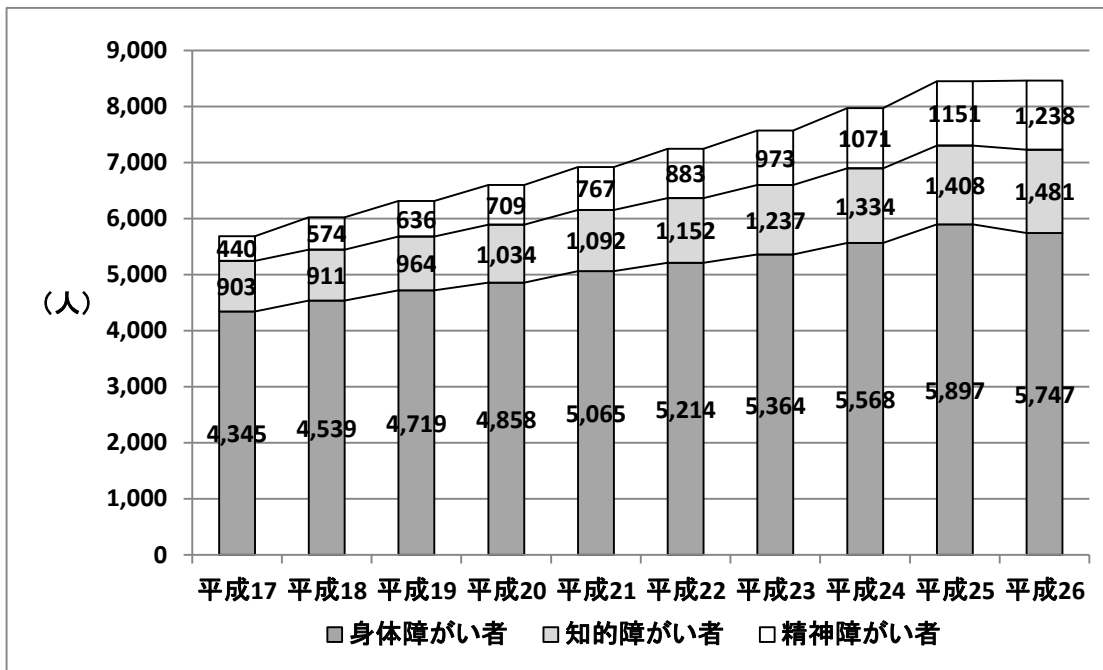
障害者手帳所持者数の推移（児童含む）

各年3月末現在（単位：人）

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 身体障がい者 | 4,345 | 4,539 | 4,719 | 4,858 | 5,065 | 5,214 | 5,364 | 5,568 | 5,897 | 5,747 |
| 知的障がい者 | 903 | 911 | 964 | 1,034 | 1,092 | 1,152 | 1,237 | 1,334 | 1,408 | 1,481 |
| 精神障がい者 | 440 | 574 | 636 | 709 | 767 | 883 | 973 | 1,071 | 1,151 | 1,238 |
| 人口(参考) | 220,339 | 221,472 | 222,515 | 223,296 | 224,894 | 225,875 | 228,923 | 230,439 | 231,040 | 232,280 |

資料)大和市「保健と福祉」各年版

障害者手帳所持者数の推移



+

2) 身体障がい者（身体障害者手帳所持者）

平成26年の身体障害者手帳所持者数は、5,747人でした。平成17年からみると、1.3倍の増加となっています。

障がい程度の構成比は、重度者（1級・2級）が53.9%と半数を占めています。

身体障害者手帳所持者数の推移（児童含む）

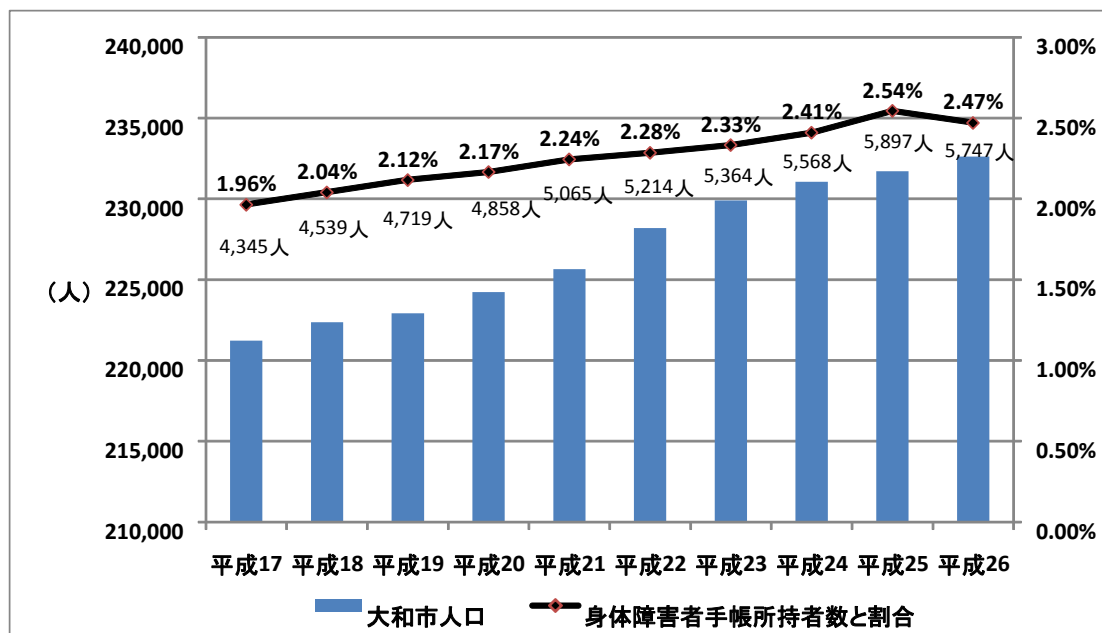
各年3月末現在（単位：人）

| | 平成17 | 平成18 | 平成19 | 平成20 | 平成21 | 平成22 | 平成23 | 平成24 | 平成25 | 平成26 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 1,494 | 1,570 | 1,658 | 1,735 | 1,817 | 1,883 | 1,932 | 2,029 | 2,182 | 2,128 |
| 2級 | 868 | 892 | 923 | 923 | 948 | 966 | 999 | 1,009 | 1,024 | 968 |
| 3級 | 618 | 647 | 671 | 697 | 719 | 736 | 743 | 780 | 815 | 800 |
| 4級 | 878 | 926 | 966 | 1,008 | 1,062 | 1,112 | 1,158 | 1,212 | 1,302 | 1,300 |
| 5級 | 247 | 258 | 257 | 253 | 267 | 273 | 274 | 264 | 273 | 264 |
| 6級 | 240 | 246 | 244 | 242 | 252 | 244 | 258 | 274 | 301 | 287 |
| 合計 | 4,345 | 4,539 | 4,719 | 4,858 | 5,065 | 5,214 | 5,364 | 5,568 | 5,897 | 5,747 |

資料)大和市「保健と福祉」各年版

身体障害者手帳所持者数の推移 各年4月1日現在

（単位：人・％）



+

障がい部位別にみると、平成26年では、肢体不自由者が3,083人で、全体の5割を占めています。その次に、内部障害¹²、聴覚・平衡機能障害、視覚障害、音声・言語機能障害の順に多くなっています。内部障害は過去10年間で1.6倍に増加しています。

障害部位別数（児童含む）

各年3月末現在（単位：人）

| | 平成17 | 平成18 | 平成19 | 平成20 | 平成21 | 平成22 | 平成23 | 平成24 | 平成25 | 平成26 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 視覚 | 256 | 266 | 269 | 264 | 275 | 276 | 271 | 345 | 359 | 356 |
| 聴覚 | 310 | 322 | 322 | 322 | 327 | 327 | 353 | 414 | 434 | 450 |
| 平衡機能 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 音声言語 | 42 | 45 | 47 | 47 | 46 | 44 | 46 | 83 | 87 | 56 |
| 肢体不自由 | 2,635 | 2,741 | 2,849 | 2,927 | 3,063 | 3,176 | 3,242 | 3,020 | 2,940 | 3,083 |
| 心臓 | 539 | 571 | 601 | 638 | 673 | 697 | 745 | 841 | 859 | 862 |
| じん臓 | 334 | 350 | 377 | 395 | 418 | 428 | 428 | 520 | 559 | 567 |
| 呼吸器 | 64 | 67 | 77 | 73 | 65 | 67 | 65 | 82 | 77 | 66 |
| 膀胱又は直腸 | 163 | 175 | 175 | 189 | 195 | 197 | 203 | 246 | 275 | 229 |
| 小腸 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 4 | 5 | 5 |
| 肝臓 | | | | | | | 8 | 12 | 13 | 60 |
| その他 | | | | | | | | | 288 | 12 |
| 合計 | 4,345 | 4,539 | 4,719 | 4,858 | 5,065 | 5,214 | 5,364 | 5,568 | 5,897 | 5,747 |

資料)大和市「保健と福祉」各年版

3) 知的障がい者（療育手帳所持者）

平成26年の療育手帳の所持者数は、1,481人でした。平成17年に対し、1.6倍の増加となっています。平成17年からの動向をみると、最重度者、重度者の数が1.2倍程度であったのに対して、中度者は237人から386人に増加（1.7倍）、軽度者は206人から515人に増加（2.5倍）しています。

療育手帳所持者数（知的障がい者）の推移（児童含む）

各年3月末現在（単位：人）

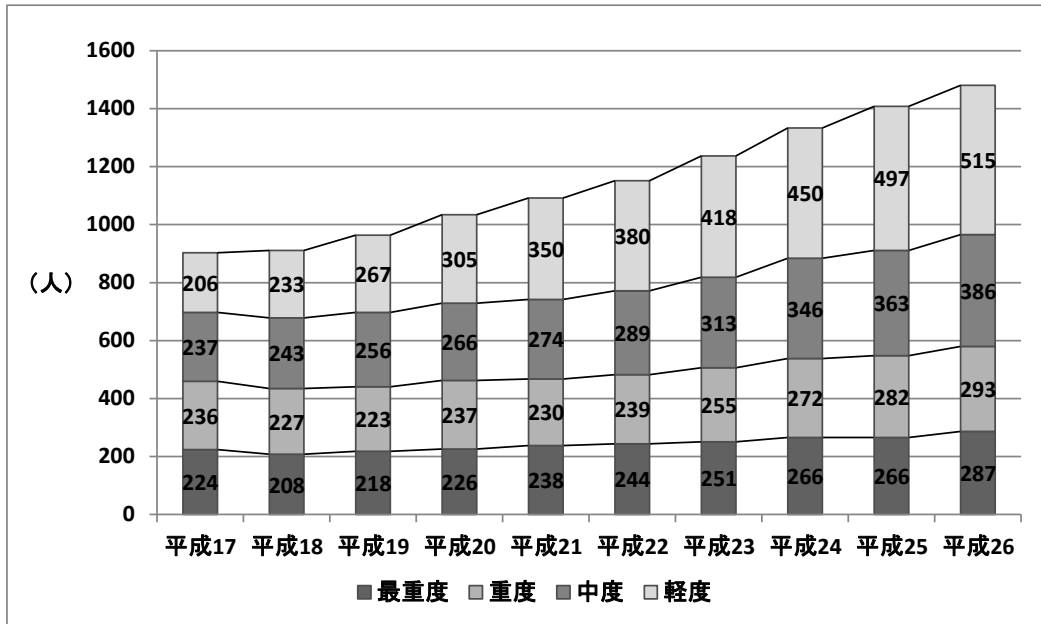
| | 平成17 | 平成18 | 平成19 | 平成20 | 平成21 | 平成22 | 平成23 | 平成24 | 平成25 | 平成26 |
|-----|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最重度 | 224 | 208 | 218 | 226 | 238 | 244 | 251 | 266 | 266 | 287 |
| 重度 | 236 | 227 | 223 | 237 | 230 | 239 | 255 | 272 | 282 | 293 |
| 中度 | 237 | 243 | 256 | 266 | 274 | 289 | 313 | 346 | 363 | 386 |
| 軽度 | 206 | 233 | 267 | 305 | 350 | 380 | 418 | 450 | 497 | 515 |
| 合計 | 903 | 911 | 964 | 1,034 | 1,092 | 1,152 | 1,237 | 1,334 | 1,408 | 1,481 |

資料)大和市「保健と福祉」各年版

¹²内部障害

身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいの7つの障がいを指す。

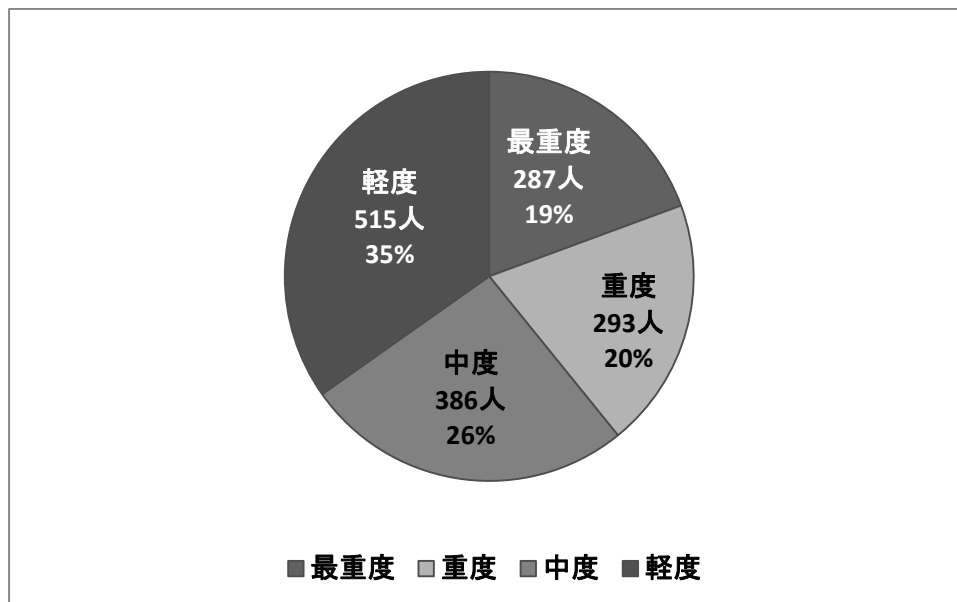
療育手帳所持者数（知的障がい者）の推移



平成26年の知的障がい者の障がい程度別の構成比をみると、重度以上（最重度、重度）が39.2%を占めています。

また、増加傾向にある軽度者は全体の34.8%を占めており、最も規模の大きい集団となっています。

障がい程度別構成比（平成26年）



4) 精神障がい者等

① 精神障害者保健福祉手帳所持者

平成26年の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1,238人でした。

平成17年以降の精神障がい者数の動向をみると、手帳所持者数は440人から1,238人へ2.8倍に大きく増加しています。

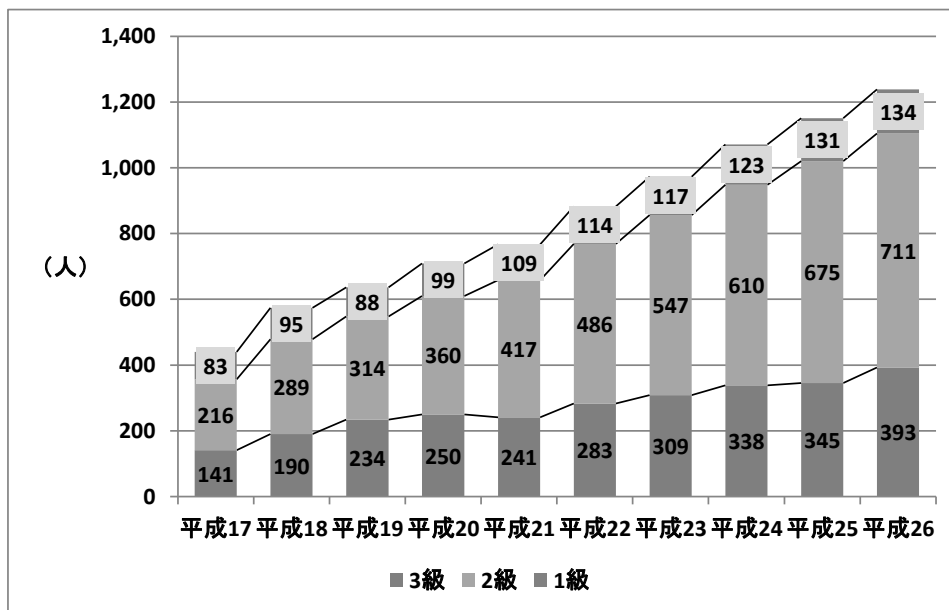
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（児童含む）

各年3月末現在（単位：人）

| | 平成17 | 平成18 | 平成19 | 平成20 | 平成21 | 平成22 | 平成23 | 平成24 | 平成25 | 平成26 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 3級 | 141 | 190 | 234 | 250 | 241 | 283 | 309 | 338 | 345 | 393 |
| 2級 | 216 | 289 | 314 | 360 | 417 | 486 | 547 | 610 | 675 | 711 |
| 1級 | 83 | 95 | 88 | 99 | 109 | 114 | 117 | 123 | 131 | 134 |
| 有効手帳数 | 440 | 574 | 636 | 709 | 767 | 883 | 973 | 1,071 | 1,151 | 1,238 |

資料)大和市「保健と福祉」各年版

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



+

② 自立支援医療¹³受給者（旧精神通院医療費公費負担受給者）

平成26年の自立支援医療受給者（旧精神通院医療費公費負担受給者）は3,205人で、平成17年に比べて1.5倍となっています。

精神通院医療費公費負担は、平成18年4月に障害者自立支援法に基づく自立支援医療制度に移行しました。

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

各年3月末現在（単位：人）

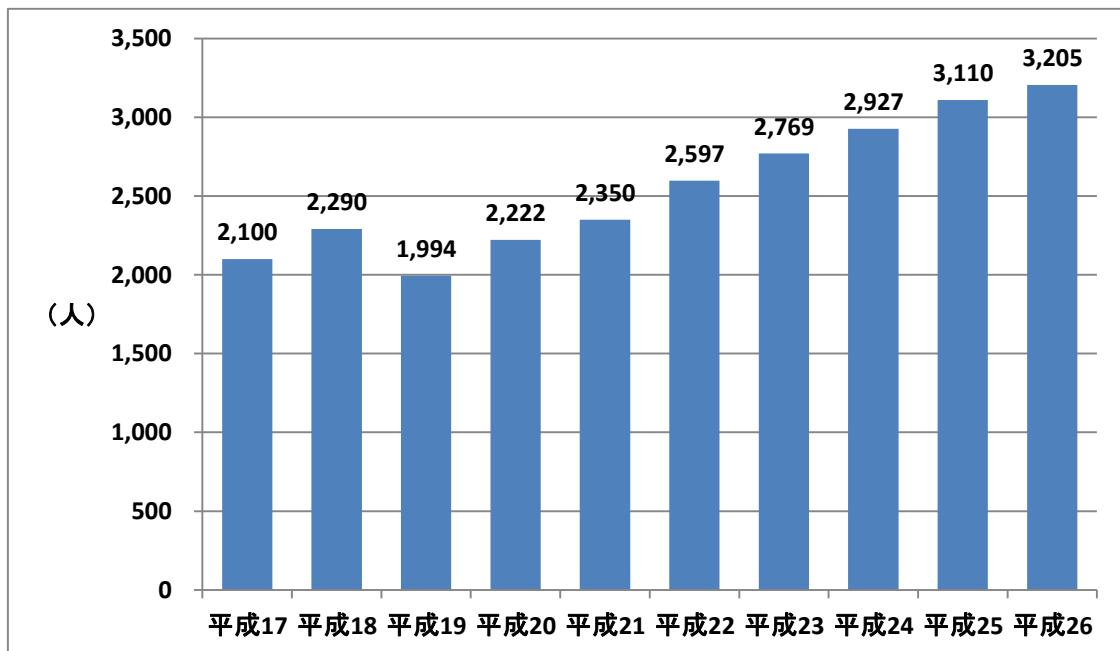
| | 平成17 | 平成18 | 平成19 | 平成20 | 平成21 | 平成22 | 平成23 | 平成24 | 平成25 | 平成26 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 自立支援医療受給者数 | 2,100 | 2,290 | 1,994 | 2,222 | 2,350 | 2,597 | 2,769 | 2,927 | 3,110 | 3,205 |

※平成18年3月までは、精神通院医療費公費負担受給者数。

資料)大和市「保健と福祉」各年版

自立支援医療受給者（児童含む）数の推移

各年3月末現在



¹³自立支援医療

障がいに係る公費負担医療制度が各種法律により別々な制度であったものが、手続きや負担の仕組み等を共通化したもの。平成18年4月から、「精神通院医療」、「更生医療」、「育成医療」の3つの制度が「自立支援医療」として1つの制度として共通化された。

3. 大和市の障がい児の状況

1) 障がい児

身体障害者手帳を所持する児童数は、平成17年に125人でしたが、平成26年に133人となっています。年により増減がみられますが、この10年間はほぼ横ばいで推移しています。

療育手帳を所持する児童数は、平成17年に310人でしたが、平成26年に597人となり、1.9倍となっています。

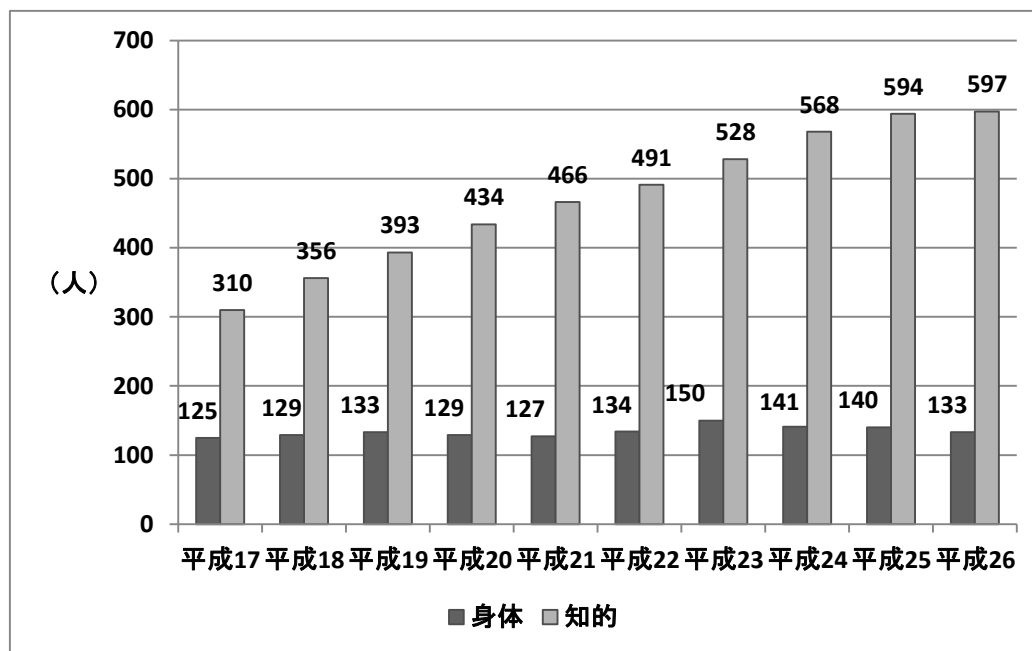
身体障害者手帳と療育手帳を所持する児童数の推移

各年3月末現在（単位：人）

| | 平成17 | 平成18 | 平成19 | 平成20 | 平成21 | 平成22 | 平成23 | 平成24 | 平成25 | 平成26 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 身体 | 125 | 129 | 133 | 129 | 127 | 134 | 150 | 141 | 140 | 133 |
| 知的 | 310 | 356 | 393 | 434 | 466 | 491 | 528 | 568 | 594 | 597 |
| 合計 | 435 | 485 | 526 | 563 | 593 | 625 | 678 | 709 | 734 | 730 |

資料)大和市「保健と福祉」各年版

身体障害者手帳と療育手帳を所持する児童の推移



療育手帳を所持する児童数の推移を等級別にみると、最重度は61人から76人（1.2倍）、重度は69人から92人（1.3倍）、中度は71人から135人（1.9倍）、軽度は109人から294人（2.7倍）に増えており、軽度の増加が顕著となっています。

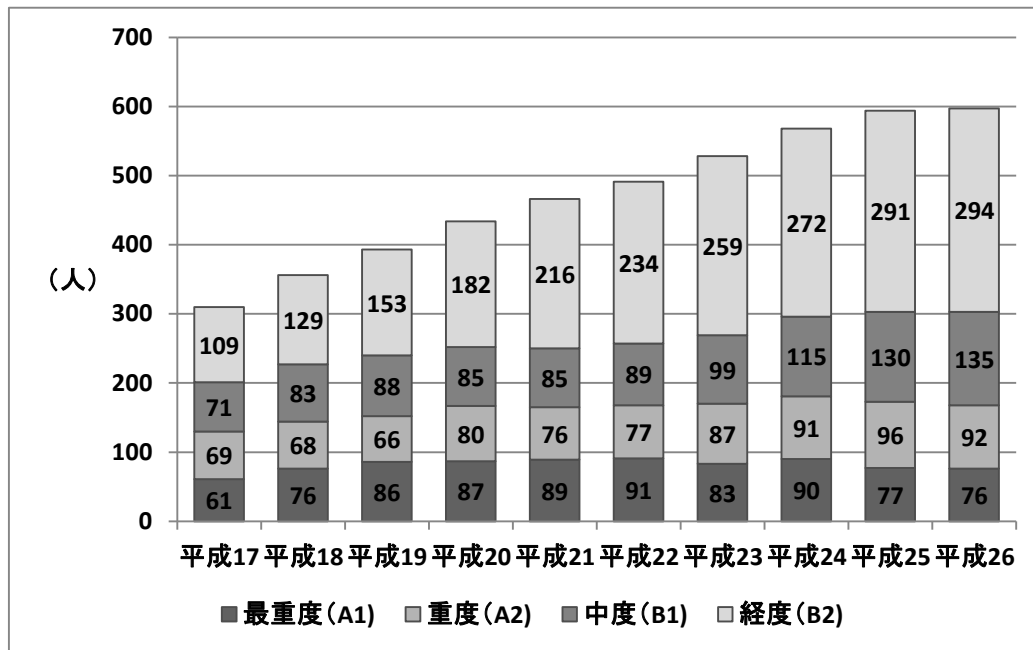
療育手帳を所持する児童数の推移（等級別）

各年3月末現在（単位：人）

| | 平成17 | 平成18 | 平成19 | 平成20 | 平成21 | 平成22 | 平成23 | 平成24 | 平成25 | 平成26 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 最重度(A1) | 61 | 76 | 86 | 87 | 89 | 91 | 83 | 90 | 77 | 76 |
| 重度(A2) | 69 | 68 | 66 | 80 | 76 | 77 | 87 | 91 | 96 | 92 |
| 中度(B1) | 71 | 83 | 88 | 85 | 85 | 89 | 99 | 115 | 130 | 135 |
| 軽度(B2) | 109 | 129 | 153 | 182 | 216 | 234 | 259 | 272 | 291 | 294 |
| 合計 | 310 | 356 | 393 | 434 | 466 | 491 | 528 | 568 | 594 | 597 |

資料)大和市「保健と福祉」各年版

療育手帳を所持する児童数の推移（等級別）



2) 特別支援学級・児童、生徒数

平成26年の特別支援学級の生徒数は小学校330人、中学校119人で、あわせて449人となっています。

平成17年以降の動向をみると、小学校・中学校ともに児童・生徒数は約2倍に増加しています。

特別支援学級生徒数の推移

各年5月1日現在（単位：人）

| | 平成17 | 平成18 | 平成19 | 平成20 | 平成21 | 平成22 | 平成23 | 平成24 | 平成25 | 平成26 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 小学校 | 150 | 115 | 182 | 197 | 215 | 259 | 269 | 300 | 307 | 330 |
| 中学校 | 45 | 50 | 55 | 70 | 89 | 89 | 95 | 93 | 116 | 119 |
| 合計 | 195 | 165 | 237 | 267 | 304 | 348 | 364 | 393 | 423 | 449 |

資料)大和市「保健と福祉」各年版

3章. 計画の理念

1. 基本理念

大和市障がい者福祉計画が、長期的に追求していくべき姿を「基本理念」として位置づけます。障害者基本法の理念、大和市総合計画、障害者基本計画、かながわ障害者計画などの上位計画、大和市地域福祉計画などの関連計画の方向性及び前回計画策定以降の障がい者福祉行政の動向を踏まえ、本計画の基本理念を次のように掲げます。

基本理念の方向

市民一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会を目標とし、大和市総合計画の将来都市像である「健康創造都市 やまと」の実現を目指します。

理念：一人ひとりが、地域の一員として
『私』らしく生活しているまち

2. めざすまちの姿

第8次大和市総合計画(平成21年度～30年度)の基本構想では、将来都市像の実現に向けて、「人」「まち」「社会」の3つの健康領域を定めています。本計画では、総合計画の3つの健康領域に基づき、障がい者施策を通して、実現をめざすまちの姿を次のように掲げます。

めざすまちの姿

<心と体の健康>

- 障がいのある人もない人も、一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち。
- 子どもが生き生き育つまち。

障がいの有無にかかわらず乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた成長や自立への支援が行われ、療育、教育、保健、医療、心のケアなど、心身の健やかな暮らしに必要な支援が充足し、子どもも大人も一人ひとりがいつまでも元気でいられるまちづくりを推進します。

<安全・安心・快適なまち>

- 災害などいざという時に安全と安心が感じられるまち。
- 誰もが快適に日常生活を送ることができ都市空間が整うまち。

ユニバーサルデザインの視点に立った交通機関、道路、施設や公園などの整備が行われ、障がい者や高齢の方など、すべての人が安心して移動し、快適に生活が送れるよう、都市空間が整うまちづくりを推進します。また、災害への対応力を高め、市民、事業者、行政の連携による災害に強いまちづくりを推進します。

<家庭と地域の健康>

- あらゆる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、共生が実感できるまち。
- 他人を思いやる健やかな心を育むまち

市民一人ひとりが自分らしく生きていくためには、お互いを思いやり認め合う気持ちをもつことが大切です。あらゆる差別がなくなるよう市民自ら地域の課題を主体的に解決できる環境を整え、一人ひとりの人権が尊重され、共生が実感できるまちづくりを推進します。

4章. 障害者福祉計画

1. 障がい者福祉計画の施策体系

| 理 念 | めざす姿(将来像) | 方 針 |
|--------------------------------------|---|--|
| <p>一人ひとりが、地域の一員として『私』らしく生活しているまち</p> | <p>心と体の健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆障がいのある人もない人も、一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち。 ◆子どもが生き生き育つまち。 <p>安全・安心・快適なまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害などいざという時に安全と安心が感じられるまち。 ◆誰もが快適に日常生活を送ることができる都市空間が整うまち。 <p>家庭と地域の健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆あらゆる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重されているとともに、共生が実感できるまち。 ◆他人を思いやる健やかな心を育むまち。 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人の尊重(権利擁護と差別の解消) <hr/> 2. 支え合いによる地域福祉の推進(地域の受け皿づくり) <hr/> 3. ライフステージに応じた生活の支援 (<u>親なき後¹³の生活支援</u>) <hr/> 4. 地域生活移行の推進 <hr/> 5. 快適な生活空間の整備 |

¹⁴親なき後

障がいのある子を抱える家庭にとって、その子の面倒をみている親が将来その子を支えられなくなったらという不安や心配があり、これを『親なき後問題』と言います。これは親が亡くなった後のことに限らず、高齢化が進み、障がいのある子の面倒をみられなくなることも含んでおります。

施策

- 1-1. 権利擁護の推進
- 1-2. 虐待の防止
- 1-3. 相互理解の基礎づくり
- 1-4. 自殺対策の推進
- 1-5. 行政サービスにおける合理的な配慮の推進

- 2-1. 地域で支える仕組みづくり
- 2-2. 障害者自立支援協議会の充実
- 2-3. 文化・レクリエーション・スポーツ活動
- 2-4. 防災・緊急体制の充実

- 3-1. 情報提供の充実・多様化
- 3-2. 相談支援体制の充実
- 3-3. 地域生活支援サービスの充実
- 3-4. 障がい児、発達に不安のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実
- 3-5. 就労の支援
- 3-6. 外出の支援
- 3-7. 障がい者施設の整備
- 3-8. 経済的自立の支援
- 3-9. 保健・医療の充実

4. 地域生活移行の推進

- 5-1. 住まいの場の整備
- 5-2. 生活環境のバリアフリー化

事業(一例)

- ・地域福祉権利擁護支援事業
- ・人権啓発事業
- ・交流教育の推進
- ・自殺対策事業
- ・選挙管理執行事務

- ・障がい者団体支援事業
- ・障害者自立支援協議会
- ・障がい者社会参加促進事業
- ・避難行動要支援者支援事業

- ・コミュニケーション支援事業
- ・相談支援事業
- ・ホームヘルプ事業
- ・こどもの発達相談支援システム
- ・特別支援教育推進事業
- ・障がい者自立支援センター運営事業
- ・移動支援事業
- ・福祉手当支給事業・医療費助成
- ・各種健康審査事業

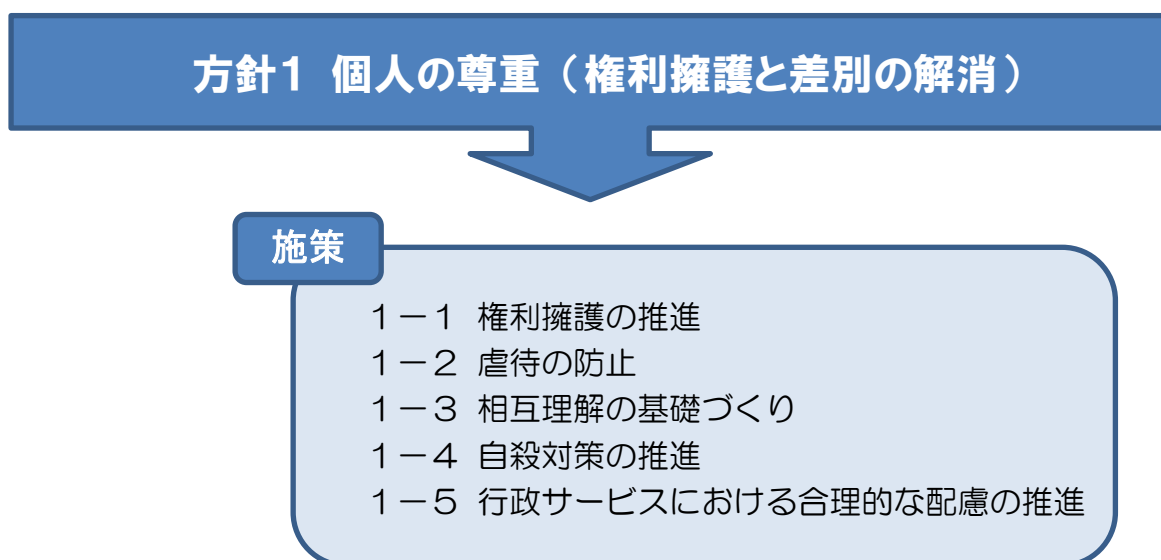
- ・グループホーム等設置促進事業
- ・グループホーム等家賃助成

- ・重度障がい者住宅設備改良費助成
- ・公共施設の整備・改善

2. 障がい者福祉計画の方針及び施策

「めざすまちの姿」を実現するために、5つの「方針」を立てました。この方針を具現化するため21の「施策」を定めています。

1) 個人の尊重（権利擁護と差別の解消）



1-1 権利擁護の推進

方針の背景と施策の方向性

現状や課題

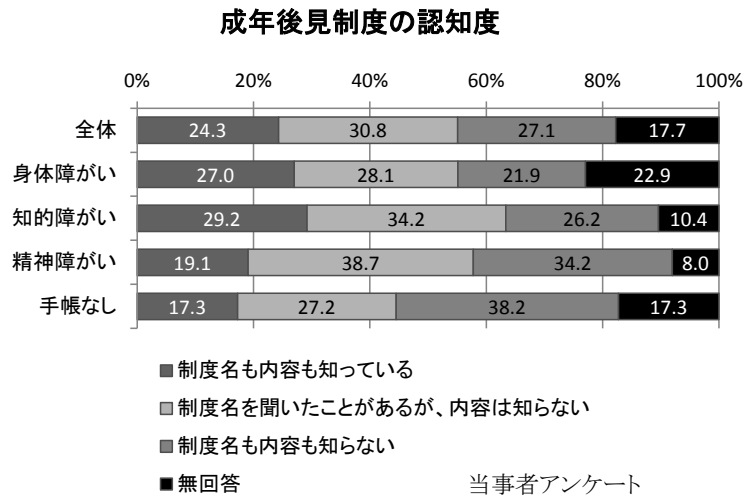
- 平成25年に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法）は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障がいを理由とする差別の解消を推進することが定められています。平成28年4月の施行に向けて、国や県の動向を踏まえながら、障がいを理由とする差別の解消が課題となっています。
- ヒアリングによる意識調査では、親が高齢化している状況から、親なき後の本人の生活方法や財産管理などに不安を感じるとの意見が多くありました。障がい者の基本的人権や財産保護など様々な権利を守るために、成年後見制度¹⁵や地域福祉権利擁護支援事業などの制度の充実が求められています。

¹⁵成年後見制度

知的障がい者・精神障がい者などで判断能力が不十分な場合、財産管理や遺産分割、介護その他商法上の契約などで権利を侵されたり不利益を被ることがないように、本人の代わりにする契約代理人を選任したり誤った契約を取り消すようにすることのできる保護・支援制度。

- 成年後見制度は制度や手続きが複雑であり、わかりづらいとの意見が多くあることから身近な場所での相談や手続支援が必要となります。また、地域福祉権利擁護支援事業の利用者が、本人の判断能力等の低下により成年後見制度が必要になるなどの経時的な変化に対応するため、両制度の一体的な取り組みが課題となっています。

成年後見制度の認知度は半数を超えているが、よく知っているのは4分の1であり、一層の周知が必要である。



～権利擁護に関するヒアリング調査の意見例～

- ・後見人を付けようとしたときにお母様が倒れられたので、意思決定が必要な時のために早めに進めないといけない。(支援者)

・本市の主な取組

- 本市では、審判を申し立てることのできない障がい者の成年後見開始審判の申し立てを行うとともに、金銭管理や支払い手続の援助など、日常生活に係る権利擁護について市社会福祉協議会とともに支援しています。

施策の方向

- 成年後見制度の審判申し立てや、地域福祉権利擁護支援事業のさらなる推進を図ります。

主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|--------------|--|----------|
| 地域福祉権利擁護支援事業 | 財産の保全・管理が困難な障がい者等に対して、金銭の管理や書類の預かり、手続きの支援等を行い在宅生活の安定を図り権利を擁護します。 | 市社会福祉協議会 |
| 成年後見開始申立 | 知的障がい者・精神障がい者の後見等の開始の審判を必要に応じて市長申し立てを行います。 | 障がい福祉課 |

1-2 虐待の防止



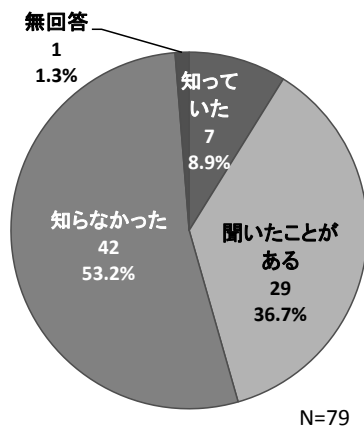
方針の背景と施策の方向性

現状や課題

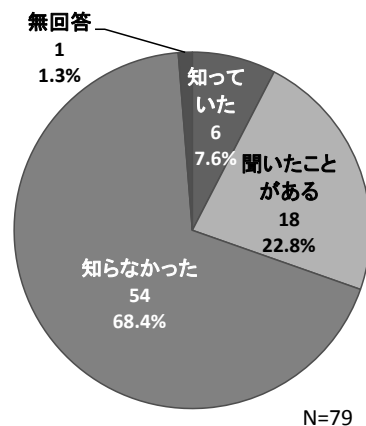
- 障がい者に対する入所施設やグループホーム内での暴力行為、性的虐待や金銭の搾取、就労先での賃金未払いなど、障がい者が深刻な被害を受ける重大な事件が社会問題になっています。
- 虐待の背景として、子育てへの不安をひとりで抱えてしまう場合があり、保護者へのサポートが求められています。

- ◇ 障害者虐待防止法の認知度は、1割未満（8.9%）、「聞いたことがある」を含めても半数に満たない
- ◇ 「障害者虐待防止法」の通報義務の認知度は、1割未満（7.6%）、「聞いたことがある」を含めても3割

障害者虐待防止法の認知度



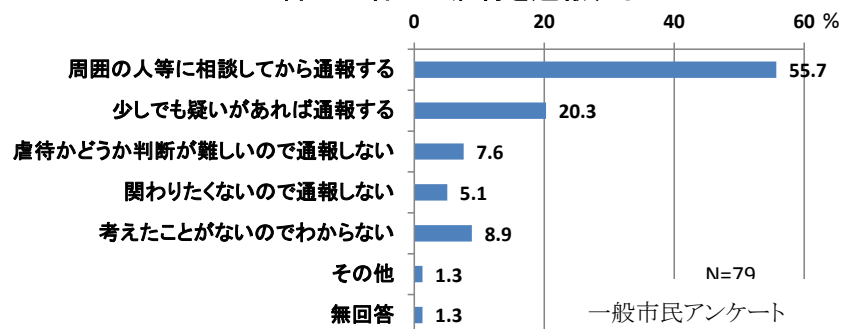
障害者虐待防止法における通報義務の認知度



一般市民アンケート

障がい者への虐待を通報するか

「障がいのある人が虐待を受けたり、虐待をされている疑い気づいたとき」、「通報する」人は76%、「通報しない」人は12.7%である。



本市の主な取組

- 障がい者の虐待について、ケースワーカーや保健師、虐待防止センター職員による個別の対応により必要な措置を講じています。また、児童虐待への対応については、市家庭児童相談室の相談員が児童相談所等の関係機関と連携を図りながら個別の対応を図っています。
- 高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法に基づき、虐待の内容、通報義務の周知や高齢者虐待防止SOSネットワークなど虐待防止と早期発見、早期対応を図るための協力体制の確保に努めています。

施策の方向

- 虐待防止のための普及啓発を進めるとともに、虐待防止に関する相談体制の充実や関係機関の組織化など必要な対応を図ります。

主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|---------------|---|--------|
| 家庭児童相談室事業 | 家庭相談員が電話、面接、訪問等により、子育てに関する様々な相談に応じます。家族の障がい受容についての一助としての機能や、虐待予防の支援を行います。 | 保育家庭課 |
| 障害者虐待防止センター事業 | 大和市にお住まいの障がいのある方や市民からの通報や相談を受けて、障がいのある方の一時保護や障がいのある方の家族や同居者に対する負担軽減のための方法など必要な支援を行います。また、緊急の虐待通報は、24時間体制で受付を実施しております。 | 障がい福祉課 |

1-3 相互理解の基礎づくり

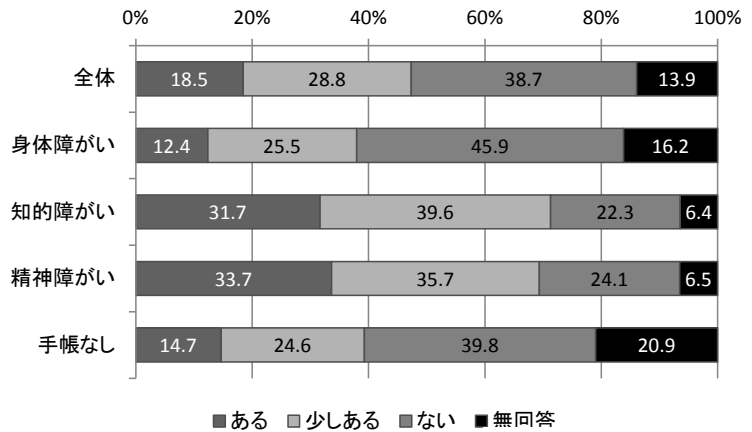
方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がいのある人が地域で、安心して暮らせる社会を実現するための第一歩として、一人ひとりの市民が障がいへの理解と認識を深め、自らの問題として考えることが必要です。

◇障がいがあることで差別や、配慮不足で困ったりしたことがあるとする人は47.3%と約半数を占め、障害者権利条約は批准したが、まだまだ障がい者に対する差別や配慮不足は存在しており、克服に向けた取組が求められる。

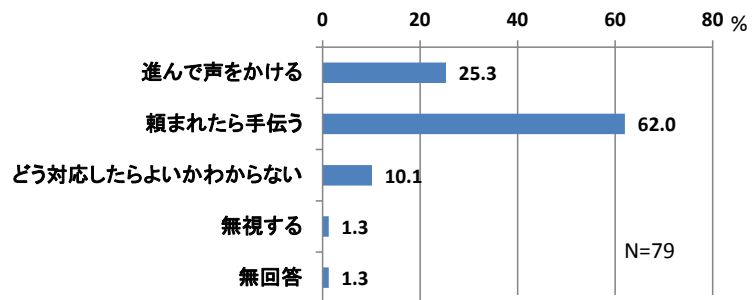
差別や、配慮不足で困ったりしたことの有無



当事者アンケート

◇街で見かけた障がいのある人が手助けを必要としていたら、87.3%の人が手助けをするとしているが、「どう対応したらよいかわからない」とする人も1割みられる。

街で見かけた障がいのある人が手助けを必要としていた時の対応



一般市民アンケート

本市の主な取組

- 本市では、広報紙、ホームページ、障がい者週間等の機会などに障がいへの理解を促す啓発活動や乳幼児期からの交流など、すべての年代で障がいについて理解を深める機会や場を設け、相互理解の促進を図っています。

施策の方向

- 人権意識の向上を図るための講演会など、各種啓発事業を積極的に展開し、幅広い市民の参加を呼びかけ普及啓発に努めます。
- 障がいに対する理解をより深めるために、製品の展示や販売、障がい者週間事業等における展示など障がいへの理解を深めるための事業を継続して支援します。

○ 保育園・幼稚園・学校でインクルーシブ教育¹⁶を推進していきます。

主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|--------------------------------------|--|-------------------------|
| 人権啓発事業 | 人権尊重の重要性を認識してもらい、人権意識の普及・高揚を図るため、各種イベント、講演会等を行います。 | 国際・男女共同参画課 健康福祉総務課 |
| 人権相談支援事業 | 人権に関するトラブルが生じたときに、法務大臣から委嘱された人権相談委員により人権相談を行います。 | 国際・男女共同参画課 |
| 人権同和問題啓発事業 | 人権尊重の重要性を認識するため、12月の「人権週間」に合わせ人権意識の普及・高揚を図るための講演会等を行います。 | 国際・男女共同参画課 健康福祉総務課 |
| 「障害者週間」「世界自殺予防デー」「精神保健福祉普及運動」による啓発事業 | それぞれの期間を契機に街頭キャンペーンやイベントの実施、広報紙の活用やリーフレットの配布等により、障がいに対する理解や意識啓発、取り組み等の周知を図ります。 | 障がい福祉課 |
| 精神保健に関する普及啓発事業 | 地域活動支援センター ¹⁷ や保健福祉事務所等の関係機関と連携し、こころの健康講座、家族教室の開催やこころの健康をテーマとしたFM やまとの番組の放送、広報紙による啓発を行い、精神障害に対する正しい知識の普及、啓発を図ります。 | 障がい福祉課 |
| 地域との交流促進 | 障がい者や障がい者団体と地域団体等の住民組織、ボランティア団体との交流の促進など、地域で行われる交流事業の支援を行い、障害への理解を深めます。 | 障がい福祉課 |
| 障がい者施設での地域交流 | 障がい者施設でお祭り等のイベントや市民参加講座、地域活動団体の研修の受入れなどの地域交流事業を支援し、広く市民への理解・啓発を図ります。 | 障がい福祉課 |
| 障害福祉サービス提供事業所の製品PR | 障害福祉サービス提供事業所の製品をPRするため、公共施設内での展示や販売を行うとともに、記念品等に活用されるよう支援します。 | 障がい福祉課 |
| 乳幼児期からの交流 | 保育園等において、障がいのある子どもの成長を促すとともに、障がいのある子どももいない子どもも、地域で共に生きる意識の醸成を図るため、統合保育を行います。 | 保育家庭課 |
| 交流教育の推進 | 小中学校において、障がいのある児童・生徒の社会性を養うとともに、障がいのない児童・生徒に、障がい者への理解を深める交流教育を行います。 | 指導室 |
| 車椅子バスケットボール体験講座 | 車椅子を利用したスポーツ体験や選手の体験談を聞くことにより、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、ノーマライゼーションの推進と「福祉の心」の醸成を図ります。 | 健康福祉総務課 (大和市福祉推進委員会) |
| 「福祉の心」啓発講演会 | 講演会活動を通して、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めることを目的に、公立学校と共催で講演会を行います。 | 健康福祉総務課 (大和市福祉推進委員会) |
| 車椅子や疑似体験セット等の貸し出し | 擬似的な体験を通して、いたわりや思いやりの心を育むことを目的に、用具の貸し出しを行います。 | 健康福祉総務課 (大和市福祉推進委員会) |
| 福祉ボランティア体験学習の実施 | 児童・生徒が社会福祉への一層の理解を深めることができるよう、福祉施設等へのボランティア体験学習など体験に基づいた学習の機会を提供します。 | 市社会福祉協議会 |
| 福祉作文募集 | 「福祉の日」の事業の一環として、福祉作文を募集し、受賞者を「福祉の日」の集いで表彰します。 また、国が行う福祉作文やポスターの募集について周知を行います。 | 健康福祉総務課 障がい福祉課 |

¹⁶ インクルーシブ教育

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、「通常の学級において」行う教育のことです。

¹⁷ 地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を図る通所施設で、障がい者の地域生活を支援するセンター

1-4 自殺対策の推進

方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 全国では約2万5千人を超える人が自殺により命を絶っています。本市では毎年約30人～50人の方が大切な命を自ら絶っている状況です。
- 心の健康を維持する取り組みや心に悩みを抱えている人に早期に気づく体制を整え、相談機関などへの橋渡しを支援することにより自殺を予防する取り組みが望まれています。

本市の主な取組

- 自殺予防のための各種啓発事業やこころサポーター¹⁸の養成、自殺対策庁内連絡会及び相談・支援総合コーディネートチームによる相談支援、自殺予防のための専用電話の設置など総合的な自殺対策を推進しています。

施策の方向

- やまと自殺総合対策計画に基づき、こころサポーターによる自殺を未然に防ぐ取り組みや相談専用電話、関係各課の連携など自殺対策を総合的に行います。

主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|--------|--|--------|
| 自殺対策事業 | 自殺総合対策計画に基づき、こころサポーターによる自殺を未然に防ぐ取り組みや相談専用電話、こころの体温計によるストレスチェック、関係各課の連携など総合的な自殺対策を行います。 | 障がい福祉課 |

¹⁸ こころサポーター

自殺を未然に防ぐため、心に不調を抱える人や自殺を考える人などの悩める人のサインに気づいて対応する方法などについて、講座や研修を受けて学んだ人。こころサポーターが情報を得た場合には市へ連絡し、市は相談窓口を案内するなどして当事者の悩みの軽減や解決につなげる。

1-5 行政サービスにおける合理的な配慮の推進-----

方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約」は、障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しており、障がい者の状況に応じた必要かつ合理的配慮が求められています。
- 選挙は国民が自らの代表者を選び、政治に参加する重要な機会です。障がい者の政治的権利の享受と行使を促進するため、選挙に参加できる機会を保障することが求められています。障がい者の選挙への参加を一層進めるために、候補者等の情報が容易に入手でき、投票しやすい体制を整備することが求められています。

～行政サービスに関するヒアリング調査の意見例～

- ・ 一般との差別をなくすという意味では、市役所の手話通訳は毎日置いていただきたい。(当事者)
- ・ 障がい者は、それぞれの特徴があるが、どのような配慮があれば働けるという啓蒙活動をしてもらいたい。(当事者)

本市の主な取組

- 点字やCDによる選挙公報の配布等の情報提供、スロープの設置など障がい者に配慮した投票所の設置や点字投票、代理投票、郵便投票等の投票制度の実施等、障がいの状況に応じた支援を行っています。
- 聴覚障がい者や音声言語機能障がい者に対し、相談及手続きなどの意思疎通を容易にするため、毎週月曜日に市役所1階および障がい福祉課に手話通訳を設置しています。

施策の方向

- 行政サービスの提供における事務・事業の実施にあたっては、障がい者の状況に応じた必要かつ合理的配慮の充実に努めます。

主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|----------|---|---------|
| 選挙管理執行事務 | 選挙の管理執行を行います。障がいの状況に応じた対応については、点字やCDによる選挙公報の配布、スロープの設置、点字投票、代理投票、郵便投票の実施等を行います。 | 選挙管理委員会 |
| 手話通訳者の設置 | 聴覚障がい者や音声言語機能障がい者に対し、相談及び手続きなどの意思疎通を容易にするため、毎週月曜日に市役所1階および障がい福祉課に手話通訳を設置しています。 | 障がい福祉課 |

2) 支え合いによる地域福祉の推進（地域の受け皿づくり）

方針2 支え合いによる地域福祉の推進（地域の受け皿づくり）

施策

- 2-1 地域で支える仕組みづくり
- 2-2 障害者自立支援協議会の充実
- 2-3 文化・レクリエーション・スポーツ活動
- 2-4 防災・緊急体制の充実

2-1 地域で支える仕組みづくり

方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい者の抱える多様なニーズに対応し、本人主体の支援をするためには、公的な制度やサービスに加え、障がいに対する理解を深め偏見や差別のない地域社会を実現することが必要です。
また、地域における福祉の課題は、高齢化や子育てに関わる問題なども含めて地域社会全体の大きな課題となっています。自治会、民生委員児童委員、市及び地区社会福祉協議会などによる地域活動、障がい者団体、ボランティア、NPO法人¹⁹などによる市民活動や近隣の住民による助け合いなど、様々な主体がそれぞれの役割によって連携し、暮らしの場である地域社会の中で支援に取り組むことが必要です。
- 障がい者に限らず、身近な地域に知り合いや支え合える人間関係をもっていない人が増えています。防災対策の推進や自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会²⁰などの

¹⁹ NPO 法人

民間非営利組織の法人。「Non-Profit Organization」「Not-for-Profit Organization」の略が NPO。営利を目的とせず、社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織(団体)のことで、平成 10 年 12 月に NPO 法(特定非営利活動促進法)が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになった。

²⁰地区社会福祉協議会

大和市社会福祉協議会が昭和52年の社会福祉化に伴い、「地域住民が主体となって活動できる場づくり」をスローガンとして掲げ、地域住民と話し合いながら組織化してきた団体。市内には11の地区社会福祉協議会がある。地域に派生する福祉問題等について地域住民自身で話し合い、その解決に向けて取り組んでいくことを目的とし、自治会や民生委員児童委員の他、地域内のさまざまな団体や機関、ボランティアによって構成されている。

地域活動、ボランティアなどの市民活動を通して、地域における関係づくりや地域全体で支える仕組みづくりが求められています。

本市の主な取組

- 障がい当事者団体や市及び地区社会福祉協議会を中心とした交流会や障がい者施設による地域交流、NPO 法人との協働事業²¹による移動制約者への運送事業、ボランティアによる支援などが活発に行われています。

～地域支える仕組みづくりに関するヒアリング調査の意見例～

- ・相談のニーズとして、当事者側は「話を聞いてもらいたい」、一般市民が支援できることとして、「話し相手になる」が上位に位置しています。双方のニーズをマッチング出来るような仕組みづくりが求められている。(支援者)
- ・移動支援は余暇支援がメインで、通学では事情がない限り無理だが、それだけ意見が出て使っている人が多いというのは、それだけ学校への送迎が親の負担になっているということ。その親の負担感を無視はできない。特に養護学校に行かせている親の負担感が大きいので、よい軽減策が出てくれば親は助かる。(支援者)

施策の方向

- 移動に制約のある障がい者の外出を支援するため、送迎事業を行う NPO 法人と協働事業を実施し、移動手段の確保を図ります。
- 障がい者施設でのお祭り等のイベントや地域活動団体の研修の受け入れなど、地域交流事業を行い、広く市民への理解・啓発を図ります。
- 市社会福祉協議会のボランティアセンターを通じ、ボランティア活動の支援を行います。

主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|---------------------|--|--------|
| 移動制約者移送サービス事業（協働事業） | 移動に制約のある高齢者や障がい者の外出を支援するために、送迎事業を行うNPO 法人と市の協働事業を実施し、移動手段の確保を図ります。 | 障がい福祉課 |
| 地域との交流促進 | 障がい者や障がい者団体と地域団体等の住民組織、ボランティア団体との交流の促進など、地域で行われる交流事業の支援を行い、障がいへの理解を深めます。 | 障がい福祉課 |
| 障がい者施設での地域交流 | 障がい者施設でお祭り等のイベントや市民参加講座、地域活動団体の研修の受け入れなどの地域交流事業を行い、広く市民への理解・啓発を図ります。 | 障がい福祉課 |

²¹ 協働事業

「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」の規定に基づき、市民、市民団体、事業者と市が役割と負担を明確にしなが、お互いの提案により協力して実施し、社会に貢献する事業。

| | | |
|--------------------|--|-----------------|
| 障害者団体等支援事業 | 障がい者団体の自主的な活動に対し、情報提供や補助金の交付などの支援を行います。 | 障がい福祉課 |
| ボランティア活動の促進 | 社会福祉協議会ボランティアセンターを通して、ボランティア活動の支援を行います。 | 市社会福祉協議会 |
| ふくしのあしフットワーク（協働事業） | 通所、通学、外出支援ボランティア入門講座を年1～2回実施し、ボランティアの養成を行っております。 | 保育家庭課 障がい福祉課 |

2-2 障害者自立支援協議会の充実-----

方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がい当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関など地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うため、市障害者自立支援協議会を設置しています。
- 市障害者自立支援協議会では、支援者と利用者の顔の見えるネットワークづくりが進められています。このネットワークを活かし、地域課題の解決に取り組む組織として、さらなる充実が求められています。

～障害者自立支援協議会に関するヒアリング調査の意見例～

- ・ 自立支援協議会自身がどのくらい市民、事業所、法人に周知されているか。自立支援協議会の取組について周知することも必要。(支援者)
- ・ 施設や事業所、機関の担当者と顔が見え、地域の障害者の情報共有ができるとともに、課題も共有できる。(支援者)
- ・ 自立支援協議会には、様々な立場の方が参加しているため、色々な立場からの多面的な解決方が考えられる。また、それぞれの事業所等の担当者がわかることにより、連携がとりやすい。(支援者)

本市の主な取組

- 市障害者自立支援協議会では、地域ネットワークの構築、困難ケースへの対応の協議・調整や地域の問題に対し専門部会を設置し、解決に向けての協議などを行い障がい福祉の向上に寄与しています。

施策の方向

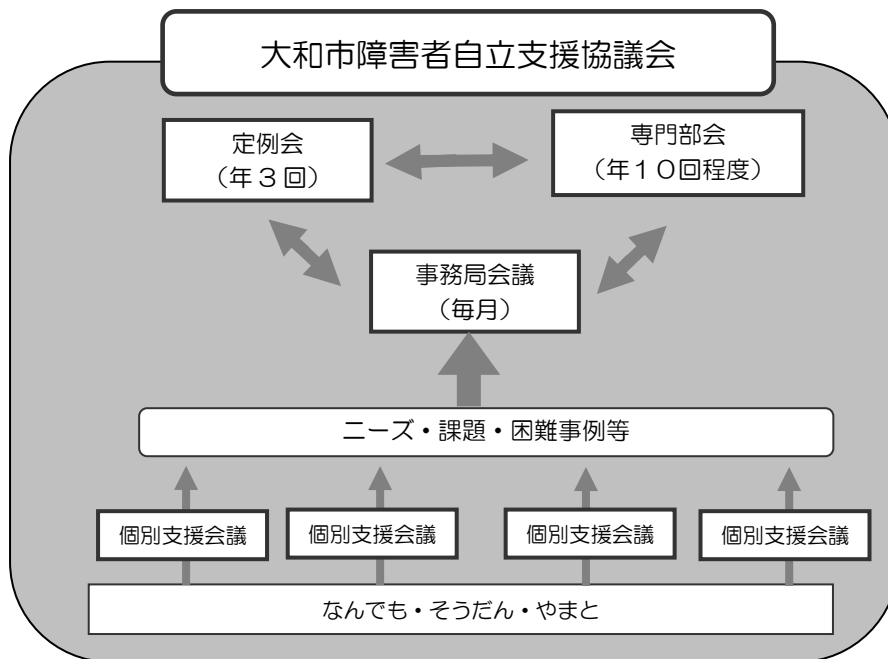
- 市障害者自立支援協議会の機能を強化し、地域の課題等の情報共有、各機関の連携による地域ネットワークの構築や社会資源の改善・開発など、障がい者福祉のシステムづくりを推進し、地域の課題解決に努めます。

主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|------------|---|--------|
| 障害者自立支援協議会 | 地域障害者自立支援協議会において、関係機関の情報の共有、地域ネットワークの構築、高度な支援を必要とするケースへの対応など、地域の課題解決に向け協議を行います。 | 障がい福祉課 |

大和市自立支援協議会の取組

大和市障害者自立支援協議会は、大和市にお住まいの障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営み、安心して豊かに暮らすことができることを目的としています。関係者が相互に情報を共有し、地域の問題解決を目指すもので、「定例会」「専門部会」「事務局会議」「個別支援会議」で構成される重層的な会議体です。



定例会

地域ニーズが集約される相談支援事業所の活動報告を中心として関係者が情報を共有すると共に、施策を横断的に意見交換を行います。

専門部会

定例会で、検討の必要性が高いと認められた課題を解決するためのプロジェクトチームです。児童・精神・身障・自立生活支援の4部会を設置しています。

事務局会議

地域課題の整理分析や、自立支援協議会の情報共有・スケジュール等の運営管理を行います。

個別支援会議

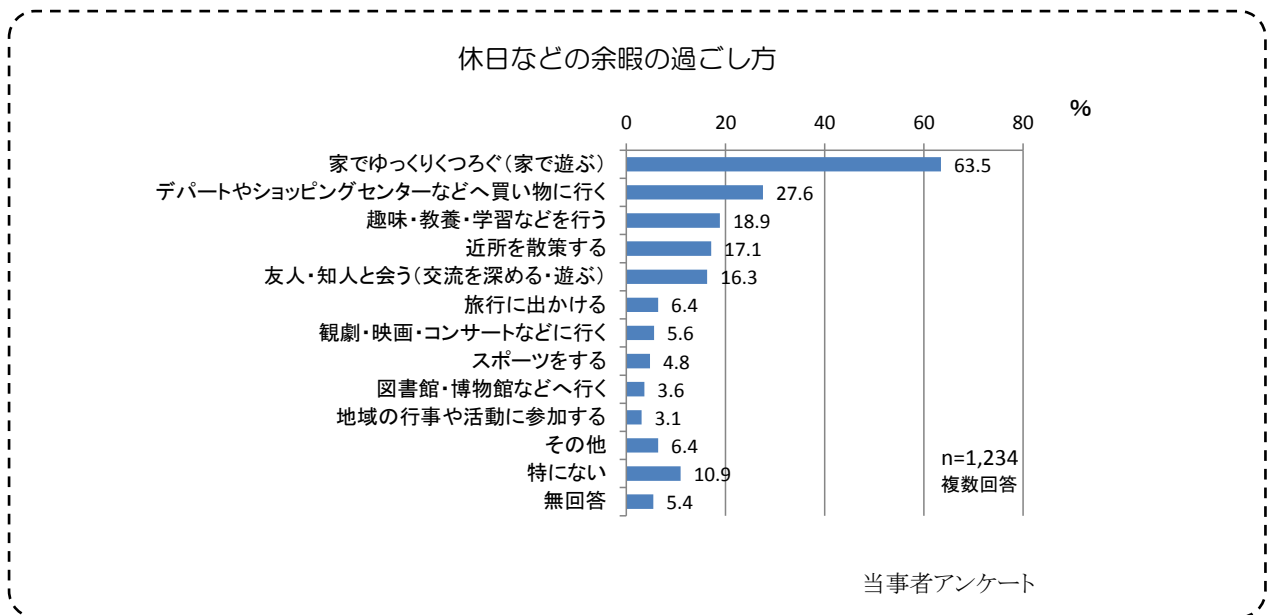
相談支援員を中心とした個々の支援に関する課題解決のためのチームです。解決を図るために、障がい者等の支援者が集まり、役割分担や支援方針を検討します。

2-3 文化・レクリエーション・スポーツ活動

方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい者の社会参加を促進するために、身近な地域で文化・スポーツ・レクリエーションに参加し、地域の人々との日常的な交流を深めることが必要です。また、活動への積極的な参加を促進していくために、各種催しを開催する際には、障がい者が参加しやすいような配慮と環境を整えることが求められています。



本市の主な取組


- 本市では、誰もが利用できるユニバーサルデザイン²²の視点に立った施設の整備やバリアフリー化、身近に参加できるレクリエーションなどの促進に取り組んでいます。また、障がい者や障がい者団体の行う社会参加や余暇に係る自主的な活動、ボランティア活動への支援を行っています。

施策の方向

- 各種施設の整備や参加しやすい文化・レクリエーション・スポーツ活動を実施団体と連携し、積極的に参画の機会を広げます。
- 各種障がい者団体やサークル活動、ボランティア活動への支援に努めます。

²² ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある施設、製品、情報の設計(デザイン)を指す。


主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|---------------------|--|--------|
| 障がい者社会参加促進事業 | 障がい者スポーツ大会への選手派遣及び大会への同行支援を行います。 | 障がい福祉課 |
| 身近なスポーツ・レクリエーションの促進 | 身近な場所で運動会や地区社会福祉協議会が行う催しなど、障がい者が気軽に参加できる催しが増えるよう、市民の意識啓発や事業への支援を行います。また障がい者を対象としたプログラムの取り入れを関係者に働きかけていきます。 | 障がい福祉課 |
| 移動支援事業 | 一人では移動が困難な障がい者の外出をガイドヘルパー ²³ が支援し、自立と社会参加の促進を図ります。 | 障がい福祉課 |
| スポーツ教室開催事業 | 障がい者などに対応したニーズの高いスポーツ教室を開催します。 | スポーツ課 |
| 点字図書等の貸し出し | 視覚障がい者への対応として、録音図書（DAISY）、点字図書、拡大文字の図書を利用時間内に随時利用できるようにしています。また、録音図書（DAISY）や点字図書について郵送による貸し出しも行っています。 | 図書館 |

²³ ガイドヘルパー

視覚障がい者や全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者が外出する際に、歩行や車いすの介助を安全面に留意しながら行い、地域社会での自立した生活と社会参加を支援する人。

2-4 防災・緊急体制の充実

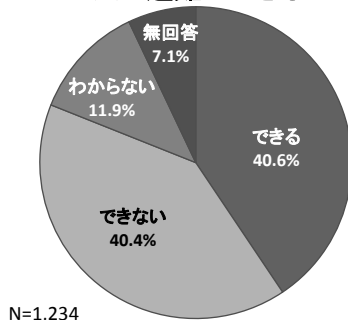
方針の背景と施策の方向性

現状や課題

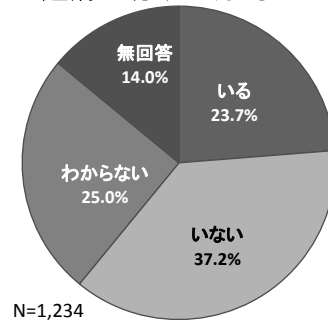
- 災害が発生した場合、速やかに対応するために、障がい者に配慮した避難所の周知が求められるとともに、防災関係機関の連携体制を整えておくことが必要です。日頃から災害に備え、情報の共有を図ると同時に、災害時の安否確認や避難時の近隣での助け合い活動が円滑に行われるよう、避難行動要支援者と地域組織との日常的な関係づくりが大切です。

- ◇ 火事や地震等の災害時に一人で避難ができるかでは、「できる」「できない」がほぼ半々。
- ◇ 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人が「いる」とする割合は23.7%にすぎない。
- ◇ 一人で避難できない理由、火事や地震等の災害時に困ることは、障がいによって異なっており、災害時の避難にあたっては、避難の途中、避難所での生活など、障がいの特性によって困ることが異なっている点に留意が必要である。

火事や地震等の災害時に
一人で避難ができるか



家族が不在の場合や一人暮らしの場合、
近所に助けてくれる人の有無



一人で避難できない理由

| | 合計 | 一人で避難できない理由 | | | | | | | 無回答 |
|--------------|-----|--------------|--------------|----------------|-----------|-------------|---------------|-------------|-----|
| | | 移動に手助けが必要だから | 避難の判断ができないから | 緊急時に情報を得られないから | 避難場所が遠いから | 避難場所を知らないから | 避難場所では暮らせないから | その他 | |
| 全体 | 499 | 62.9 | 40.3 | 23.0 | 9.4 | 25.5 | 33.3 | 8.0 | 1.8 |
| 身体障がい-50歳代以下 | 79 | 83.5 | 38.0 | 19.0 | 10.1 | 25.3 | 40.5 | 8.9 | 0.0 |
| 身体障がい-60歳代以上 | 208 | 82.2 | 20.7 | 18.3 | 13.5 | 14.9 | 26.9 | 7.2 | 1.9 |
| 知的障がい | 139 | 47.5 | 77.7 | 29.5 | 2.2 | 38.8 | 36.7 | 3.6 | 2.2 |
| 精神障がい | 67 | 34.3 | 44.8 | 26.9 | 9.0 | 40.3 | 43.3 | 10.4 | 1.5 |
| 手帳なし | 32 | 37.5 | 28.1 | 18.8 | 9.4 | 9.4 | 43.8 | 18.8 | 3.1 |

全体より5ポイント以上高い

全体より10ポイント以上高い

当事者アンケート

火事や地震等の災害時に困ること

| | 合計 | 火事や地震等の災害時に困ること | | | | | | | | | | |
|--------------|------|-----------------|--------------|---------------------|---------------|----------------|-------------------|-------------------|---------------------|-----|------|------|
| | | 投薬や治療が受けられない | 補装具の使用が困難になる | 補装具や日常生活用具の入手が困難になる | 救助を求めることができない | 迅速に避難することができない | 避難場所などの情報が入り手できない | 周囲とコミュニケーションがとれない | 避難場所の設備（トイレ等）や環境が不安 | その他 | 特にな | 無回答 |
| 全体 | 1234 | 48.1 | 7.1 | 11.6 | 16.2 | 35.7 | 18.6 | 22.1 | 45.9 | 3.6 | 7.6 | 12.6 |
| 身体障がい-50歳代以下 | 170 | 45.9 | 18.8 | 20.0 | 18.2 | 42.4 | 14.1 | 17.6 | 51.2 | 4.1 | 10.6 | 8.8 |
| 身体障がい-60歳代以上 | 503 | 41.7 | 8.3 | 12.5 | 11.1 | 41.7 | 14.7 | 9.7 | 44.7 | 2.6 | 8.3 | 16.9 |
| 知的障がい | 202 | 36.6 | 5.9 | 11.9 | 44.1 | 48.0 | 33.7 | 52.5 | 52.5 | 4.0 | 4.5 | 8.4 |
| 精神障がい | 199 | 73.9 | 4.0 | 13.1 | 12.1 | 29.6 | 25.6 | 38.2 | 46.7 | 4.5 | 4.5 | 5.5 |
| 手帳なし | 191 | 58.6 | 2.1 | 4.2 | 7.3 | 13.1 | 12.0 | 15.2 | 44.0 | 5.2 | 8.4 | 14.1 |

全体より5ポイント以上高い

全体より10ポイント以上高い

当事者アンケート

～防災・減災に関するヒアリング調査の意見例～

- ・避難所の電子掲示板、火災時のお知らせランプ、非常灯等は聴覚障害者にとって重要である。(当事者)
- ・自閉症の子は体育館への避難は難しい。(当事者の親)
- ・大和市では岩盤は強く津波はないが、火事が怖い。地域の自治会との協力体制をどう作っていくか。(事業者)
- ・大震災で7割の方が家具転倒で亡くなっている事実からも家具転倒防止を身障部会だけでなく高齢の方も含めて広くやっていくべき。(支援者)

本市の主な取組

- 被災した障がい者の救出や避難誘導のため、大和市地域防災計画に基づく救援・救護担当部防災マニュアルを作成し運用しています。
- 災害発生直後の安否確認や近隣住民による避難誘導等の助け合い活動など、援護が必要な障がい者に対し、必要な支援が行われるよう避難行動要支援者支援制度による要支援者の把握に努めています。

施策の方向

- 避難行動要支援者支援制度の取り組みを促進します。
- 障がい者福祉施設との災害協定の締結を推進し、福祉的な視点に立った避難所の確保を進めます。


主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|---------------------|--|---------|
| 避難行動要支援者支援制度 | 災害時の要支援者対策として、平常時より要支援者の所在情報を把握し、その情報を行政内や自治会（自主防災会）、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会などの地域と共有し、災害時における要支援者の安否確認や避難支援等に活用します。 | 健康福祉総務課 |
| 総合防災訓練運営事業 | 総合防災訓練を行い、大規模災害発生時における市、市民、防災関係機関等との相互連携の強化と、防災技術、知識の向上を図ります。 | 危機管理課 |
| 重度障がい者緊急通報システムの設置事業 | 介護者が常時いない重度身体障がい者の緊急連絡用として、緊急通報システムを設置します。 | 障がい福祉課 |

3) ライフステージ²⁴に応じた生活の支援（親なき後の生活支援）

方針3 ライフステージに応じた生活の支援（親なき後の生活支援）

施策

- 3-1 情報提供の充実・多様化
- 3-2 相談支援体制の充実
- 3-3 地域生活支援サービスの充実
- 3-4 障がい児、発達に不安のある子どもの療育・
保育・教育・福祉体制の充実
- 3-5 就労の支援
- 3-6 外出の支援
- 3-7 障がい者施設の整備
- 3-8 経済的自立の支援
- 3-9 保健・医療の充実

～親なき後の生活支援に関するヒアリング調査の意見例～

- ・相談支援を実施している中でも親御さんが高齢化するという話が多く次の計画ではこういったものをメインテーマにしていかななくてはならない。(支援者)
- ・在宅生活をする場合、親亡き後のことも考えると、量的なヘルパーの支給決定の取得の仕方だけでは足りない、ヘルパーが出来ない支援といったものがある。(支援者)

²⁴ ライフステージ

幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期等、人の一生を身体的・精神的な発達段階に応じて区分した生活段階をいう。

3-1 情報提供の充実・多様化

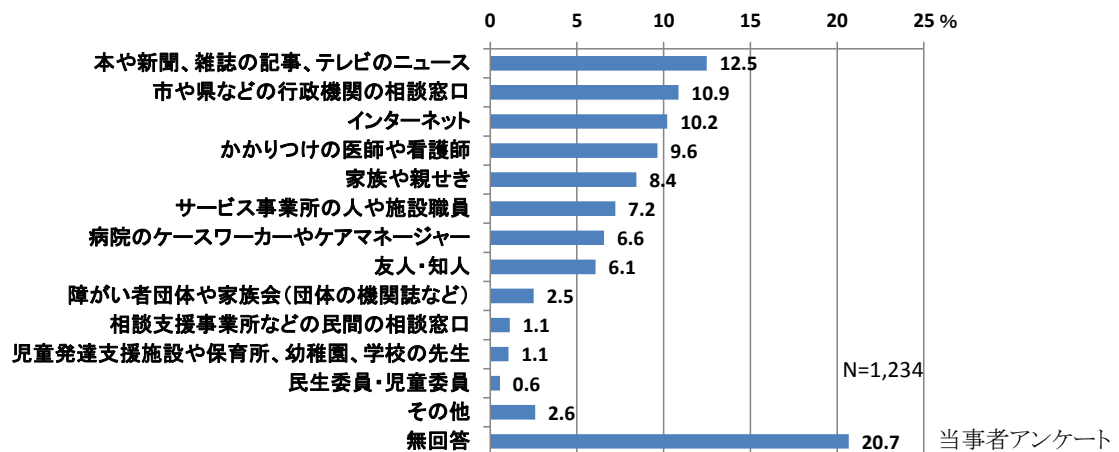
方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい者が安心して地域生活を送るためには、必要な情報が速やかに、わかりやすく提供されることが必要です。障がい特性に配慮した一層の工夫と細やかな情報提供が求められています。
- 福祉に関する情報の提供について、とりわけ支援に直結するサービスや制度の情報については、情報取得のための制約要因をなくす取り組みが一層求められています。

◇現在の情報の入手は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビのニュース」「市や県などの行政機関の相談窓口」「インターネット」が上位3位。

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の主な入手先



本市の主な取組

- 障がい者に対する各種情報について、制度案内冊子やパンフレットの配布、インターネット、広報紙への掲載、視覚障がい者に対応した録音媒体による「声の広報」や点字広報、FM やまとによる放送など、多様な方法で情報提供を行っています。

施策の方向

- 障がいの状況に配慮した多様な情報提供の方法について、検討し推進します。
- 情報提供を図るためのボランティア活動への支援、手話通訳者や筆記通訳者の派遣等、コミュニケーション手段の確保の充実を図ります。


主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|---------------------------|---|-----------------|
| 各種情報の提供 | 相談支援事業（なんでも・そうだん・やまと）を通じ、総合的な情報提供を行います | 障がい福祉課 |
| 広報紙やインターネット等による障がい福祉情報の提供 | 必要な情報を的確に提供するため、制度案内冊子やパンフレットの配布、ホームページや広報紙への掲載、声の広報や点字広報などの配布を行います。 | 広報広聴課 障がい福祉課 |
| 情報提供を行うボランティア活動への支援 | 点訳サークル、録音サークル、手話サークルなどのボランティア活動の育成・支援について社会福祉協議会を通じて行います。 | 市社会福祉協議会 |
| コミュニケーション支援事業 | 聴覚障がい者・難聴者・音声言語機能障がい者等への情報提供や相談体制の充実を図るため、手話通訳者の窓口設置や、手話・筆記通訳者の派遣を行います。 | 障がい福祉課 |
| 日常生活用具給付等事業 | 重度障がい者の日常生活の利便性の向上を図るための用具の給付を行います。 | 障がい福祉課 |

3-2 相談支援体制の充実

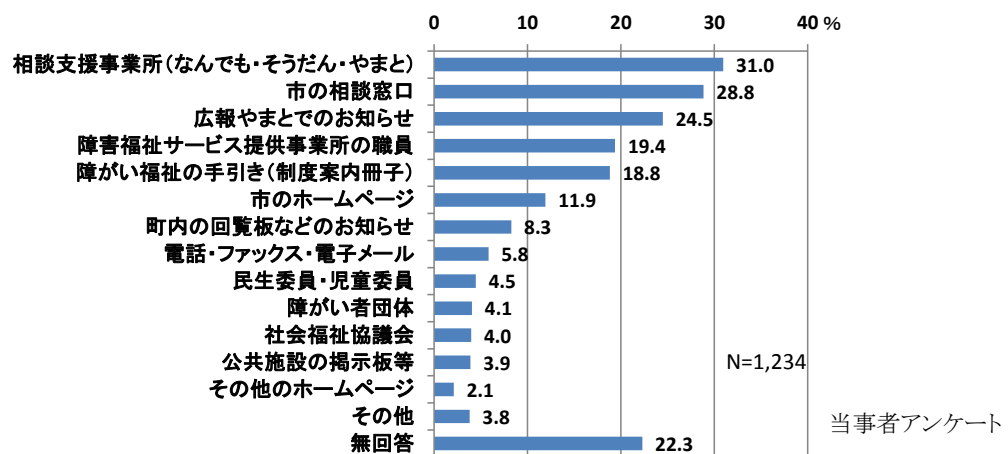
方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい者やその家族が不安になったり、孤立感に陥らないようにするために、いつでも気軽に話し合えたり相談できる身近な相談場所が必要です。また、福祉サービスなど必要なサービスを自ら選択し契約をするためには、わかりやすく的確な情報提供を行うとともに、個人のニーズに合わせ複数のサービスを組み合わせて利用するプランニングや事業所間の調整、介護保険制度への円滑な移行、サービス導入後のフォローアップなどケアマネジメント²⁵を含む相談体制が重要となります。
- 障がい者を介助している家族の高齢化による介助力・支援力の低下や家族なき後も、引き続き安心して生活が送れるように、成年後見制度や福祉サービスなど総合的なマネジメントを行い支援できる体制が必要です。
- 市内4箇所に「なんでも・そうだん・やまと²⁶」が設置され、気軽に相談できる仕組みが整ってきています。相談支援の標準化やより一層の質の向上が期待されています。

◇福祉に関する情報などを得るためにより充実が必要なものでは、「相談支援事業所（なんでも・そうだん・やまと）」、「市の相談窓口」、「広報やまとでのお知らせ」の順であり、「相談支援事業所（なんでも・そうだん・やまと）」への期待が大きい。

福祉に関する情報などを得るために、より充実が必要なもの



²⁵ ケアマネジメント

介護に必要な高齢者や障がい者などからの相談に応じて、保健・医療・福祉サービスなどを適切・効果的に利用調整し、その人にあったケアが確保できるようにする援助方法のこと。

²⁶ なんでも・そうだん・やまと(相談支援事業所)

市内在住の障がい者や家族の障がい福祉に関する様々な不安や悩みなどに、専門の相談員が無料で相談に応じ、地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう支援する事業所。

～相談支援体制に関するヒアリング調査の意見例～

- ・なんでもそうだんやまとについて、自分達の近くにあるというのは安心感があるがPR不足である。(当事者)
- ・相談員が自宅へ訪問してくれるとよい。(アウトリーチ)(支援者)
- ・病気がある場合、病院の方との連携、デイケアを利用していたり訪問看護を利用している場合も多くそことの連携が必要。(支援者)
- ・相談支援は計画相談から入って相談に繋がるがどこまで継続してやっていくかが課題。現状は、ケアマネと同じような役割を求められている。(支援者)
- ・相談支援事業所ができたことでその方の相談先が増えたしトータルの計画が立てられ実際に家まで行って家族にも見て貰える。(事業者)
- ・5, 6歳くらいから学齢期、ライフステージごとに家庭の様子も分ってくるので、携わっていけるのがよい。(支援者)
- ・個別での対応が必要なので、事業所や職員のスキルをどう上げていくかが課題。(支援者)
- ・なんでも・そうだん・やまとや複数の相談事業があるので児童の計画相談も積極的に進められているので心強い。(事業者)
- ・サービスが増えているのでケアマネ的なことが重要。(事業者)

本市の主な取組

- 市の窓口の他に市内4か所の相談支援事業所²⁷「なんでも・そうだん・やまと」を設置し、障がい福祉に関する相談が身近にでき、その人に応じた的確な情報提供や支援が行える総合相談窓口として運営しています。
- 障がい児や発達に不安のある子どもの相談として、こどもの発達相談支援システムによる専門相談を行っています。あわせて子育て支援の一貫として、子どもの健全な成長と家族が安心して子育てができるように、家庭相談員等が相談支援を行っています。
- 精神保健に関する相談支援体制として、精神障がい精通した保健師が相談支援を行っています。また、自殺対策として、自殺予防のための相談専用電話を設置し問題解決のための支援を行っています。

施策の方向

- 相談支援事業所「なんでも・そうだん・やまと」や地域活動支援センターにおいて、障がい者の日常に関することや親なき後の支援など、総合的に対応できるよう体制の充実を図ります。
- 障がい児や発達に不安のある子どもの相談窓口の充実を図ります。

²⁷相談支援事業所

地域で生活している障がい者が必要なサービスを受けるための、相談や情報提供、ケアプランの作成等を行う。

主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|-----------------|---|----------|
| 家庭児童相談事業 | 家庭相談員が電話、面接、訪問等により、子育てに関する様々な相談に応じます。子どもの障がいについて受容の助けとなる機能や、虐待予防の支援を行います。 | 保育家庭課 |
| こどもの発達相談支援システム | 早期療育により健全な発育・発達を促すための相談・指導・訓練を行います。心理士・作業療法士 ²⁸ ・言語聴覚士 ²⁹ ・保育士などの専門スタッフが、個別・グループ指導または来所・訪問等により専門的見地から訓練・支援等を行います。 | 保育家庭課 |
| 相談支援事業 | 市内4ヶ所の相談支援事業所「なんでも・そうだん・やまと」で、障がい者の日常生活に関することなど、障がいに関わる事柄を総合的に対応できるよう相談や支援を行います。 | 障がい福祉課 |
| 地域活動支援センター等支援事業 | 地域活動支援センターにおいて、精神障がいに関する相談支援や社会参加の場の提供を行います。 | 障がい福祉課 |
| 精神保健相談支援 | 精神保健に精通した保健師が相談に応じ必要な支援を行います。 | 障がい福祉課 |
| 障害者自立支援センター運営事業 | 生活や就労に関する相談支援及び就労訓練支援に関する事業を行います。運営は指定管理者が行います。 | 障がい福祉課 |
| こころの健康相談専用電話 | 自殺予防のための相談専用電話の設置により、問題解決のための支援を行います。 | 障がい福祉課 |
| 就学相談 | 保護者からの相談を受け、その子どもにとって最も必要かつ適切な教育のありかたについて相談を行います。 | 教育委員会指導室 |
| ピアカウンセリング事業 | 障がいのある方が、障がいのある方の相談に応じるピアカウンセリングを、「大和市心身障害児者福祉団体連合会」のご協力をいただき提供しています。(対象：身体・知的障がい児者) | 障がい福祉課 |

²⁸作業療法士(OT:Occupation Therapist)

身体や精神に障がいのある人、またはそれが予測される人に対して、手先や目の動き等の応用的動作能力又は適応能力の回復や維持及び開発を促すことを目的に、作業活動を用いて援助を行う専門職。

²⁹言語聴覚士(ST:Speech Therapist)

音声機能、言語機能、摂食・嚥下機能、又は聴覚に障がいのある人や、それが予測される者に対して、その機能の維持向上やコミュニケーション力等向上を図るために援助を行う専門職。

なんでも・そうだん・やまとの取組

大和市障害者相談支援事業

なんでも・そうだん・やまと

「なんでも・そうだん・やまと」では、大和市にお住まいの身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方やその家族の方から様々な不安や悩みなどの相談を、専門の相談員がお受けします。また、相談を通じて、地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう支援します。

市より委託を受けた4事業所が相談窓口を開いています。

(※お問い合わせ：大和市保健福祉センター 健康福祉部障がい福祉課 自立支援担当046-260-5665)

◆大和市障害者自立支援センター

相談日：月～土曜日

8：30～17：15

住所：大和市鶴間1-19-3

TEL：046-265-5198

FAX：046-260-0238

HP：<http://www.suzuran.or.jp/yamato/top.htm>

◆サポートセンター花音(かのん)

相談日：月～金曜日

9：30～15：00

住所：大和市柳橋5-3-16（ふきのとう向生舎内）

TEL：046-268-9914

FAX：046-267-0454

HP：<http://tomoni.or.jp/index.php>

◆相談支援センター松風園(しょうふうえん)

相談日：月～金曜日

9：30～15：00

住所：大和市西鶴間2-24-1

TEL：046-272-0040

FAX：046-276-9049

HP：<http://www.oak.or.jp/>

◆福田の里

相談日：月～金曜日

9：30～15：00

住所：大和市福田74

TEL：046-267-8425

FAX：046-267-8426

HP：<http://kanagawa-id.org/fukuda/>

精神障がいのある方は、相談支援事業所の他に、地域活動支援センター「コンパス」でも相談をお受けしています。

◆地域活動支援センター コンパス

住所：大和市大和東3-5-2 KDビル1F

相談専用電話：046-260-1027（10時～18時）

相談日：火～金曜日 10時～17時（日曜・月曜定休）

土曜日 10時～19時

※相談予約電話：046-260-1031

HP：<http://www11.ocn.ne.jp/~compass/>

3-3 地域生活支援サービスの充実

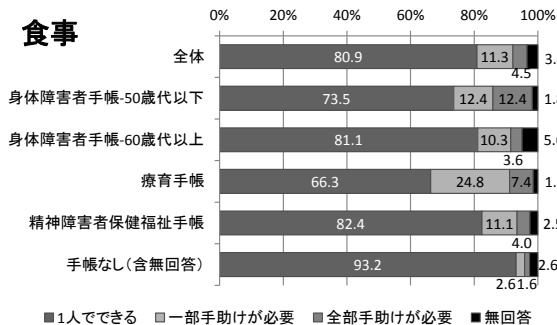
方針の背景と施策の方向性

現状や課題

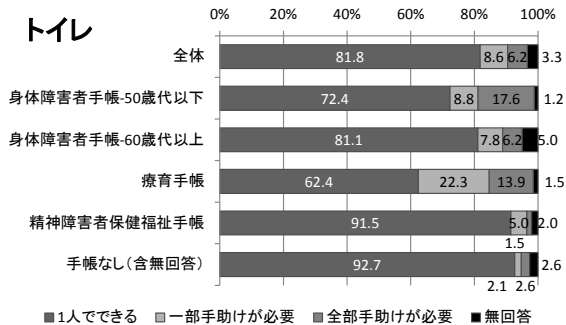
- 障がい者が地域で自立した生活を営むためには、障がいの特性や程度に応じ、必要な支援を必要な時に受けられる様々な福祉サービスの充実が求められています。
- 障がい者が自立して地域で生活していくため、療育や教育、住まいの提供、生活を支援するサービスの充実、就労支援など、ライフステージに応じた総合的な支援を受けられる体制の整備が求められています。
- 今後も、必要なサービス量の確保やサービスの質の向上など、利用しやすいサービスの充実を図ることが必要となります。

日ごろの生活の状況 1)

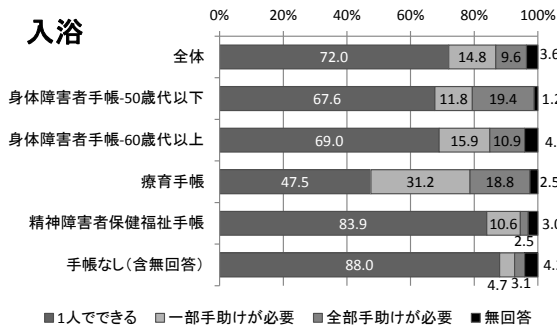
食事



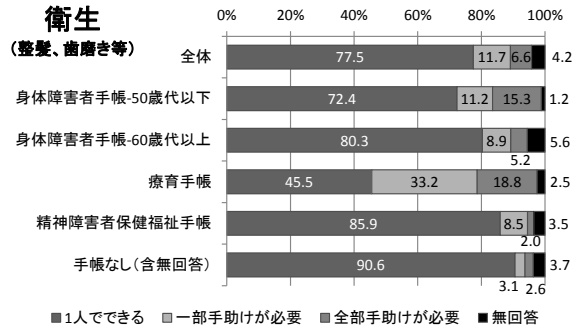
トイレ



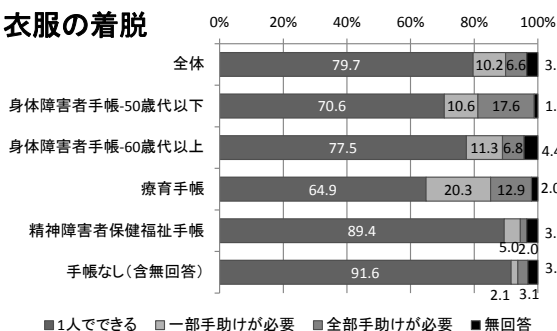
入浴



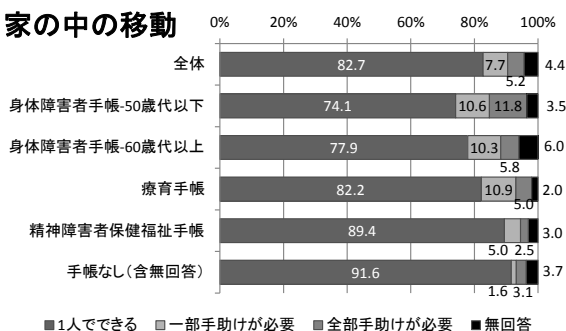
衛生



衣服の着脱



家の中の移動

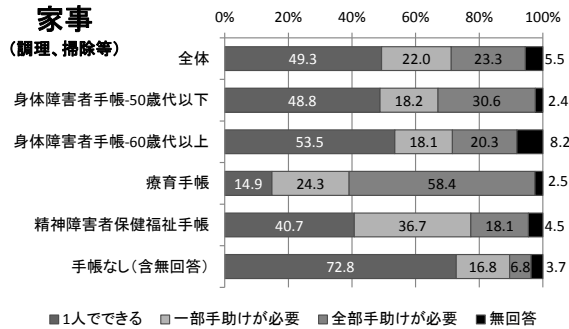


当事者アンケート

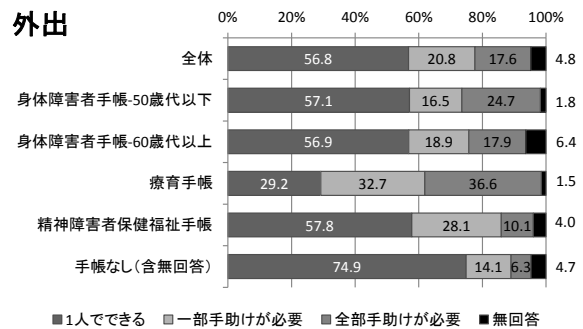
日ごろの生活の状況 2)

家事

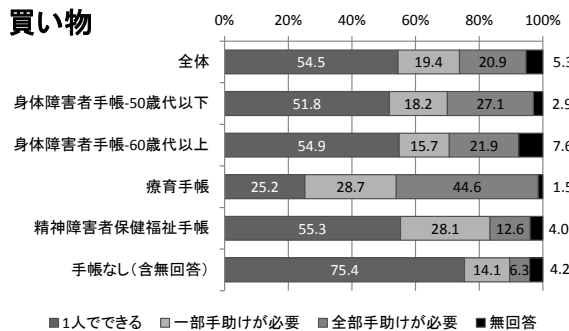
(調理、掃除等)



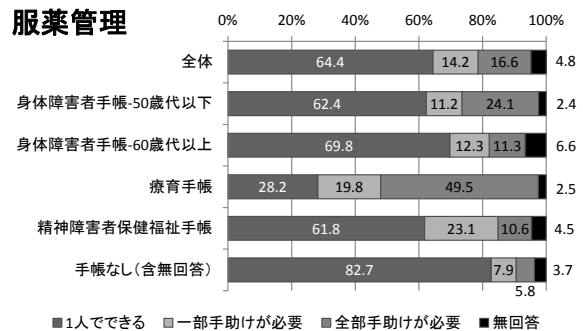
外出



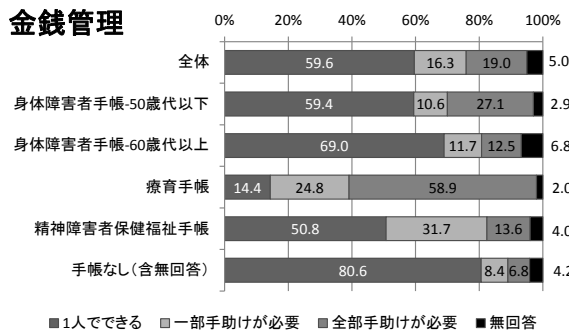
買い物



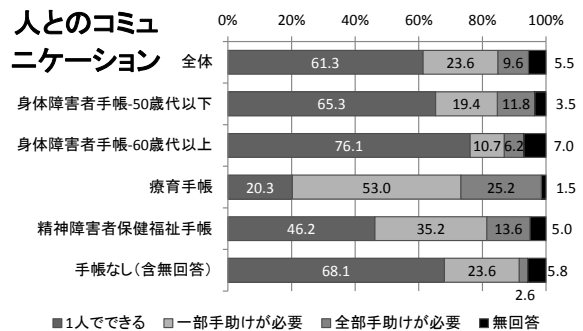
服薬管理



金銭管理



人とのコミュニケーション



当事者アンケート

～地域生活支援に関するヒアリング調査の意見例～

- ・手帳がある子もいるが手帳を使わないという子もいるので、サービスが無い方も親として困っている。もう一步のところまで躓いている人の支援をよろしくお願ひしたい。(当事者)
- ・3障がい同じになっても精神に対する理解は薄い。後押しと制度の整備をお願ひしたい。(当事者)
- ・介護制度と障がいサービスの関係で、介護制度優先ではあるが、障がいのサービスでないといけないところはそちらを使うとことについて周知されていない。(当事者)

本市の主な取組

- 障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、生活介護、施設入所支援、グループホームなどの「介護給付³⁰・訓練等給付³¹」や日中一時支援事業、移動支援事業、日常生活用具の給付、訪問入浴事業、コミュニケーション支援事業などの「地域生活支援事業」、また、紙おむつの支給、緊急通報システム事業などの「市単独事業」など、地域生活に関わる支援の充実に努めています。

施策の方向

- 必要なサービス量の確保やサービスの質の向上など、地域生活を送るために利用しやすいサービスの充実に努めます。

主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|-----------------|---|-----------------|
| ホームヘルプ事業 | 障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、家事援助や身体介護等、必要な支援を行います。 | 障がい福祉課 |
| 松風園運営事業 | 障がい者、障がい児の自立と社会参加を目指し、基本的な生活習慣の習得や環境への適応性を養うなど、必要な訓練や支援を行います。運営は指定管理者が行います。 | 障がい福祉課 |
| 施設通所事業 | 通所施設を利用した生活介護等の日常生活訓練や就労前訓練の実施により、障がい者の自立を支援します。 | 障がい福祉課 |
| 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適應するための訓練など個別の療育プログラムを個別支援計画に基づき提供します。 | 保育家庭課 |
| 短期入所事業 | 障がい者とその家族が地域で安心した生活が送れるよう家族の疾病、冠婚葬祭など緊急の場合、また、家族や介護者の休養のため宿泊を含めた短期の介護等の提供を行います。 | 障がい福祉課 |
| 日中一時支援事業 | 主に障がい児や発達に不安のある児童に対し、施設等で宿泊を伴わない預かりや日常的な訓練、社会適応訓練等を行います。 | 障がい福祉課 保育家庭課 |
| 地域活動支援センター等支援事業 | 地域活動支援センター事業を実施し、障がい者の相談・社会参加の場の提供を図ります。 | 障がい福祉課 |
| 施設入所事業 | 介護を必要とする障がい者に、施設に入所して適切な介護、指導、訓練など必要なサービスを行います。 | 障がい福祉課 |
| 障害福祉施設建設費償還支援事業 | 社会福祉法人の障がい者社会福祉施設建設に伴う借入金の一部を助成し、経営の安定化を図るとともに、障がい者へのサービス提供基盤を整備します。 | 障がい福祉課 |
| 補装具費支給事業 | 身体障がい者の就労、就学、その他日常生活の向上・利便性を図るため、補装具費を支給します。 | 障がい福祉課 |
| 日常生活用具給付事 | 重度障がい者の日常生活の利便性の向上と社会参加を図 | 障がい福祉課 |

³⁰介護給付

介護が必要と認められた人に対し、施設や自宅で介護の支援を行うサービスの総称(居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所など)。

³¹訓練等給付

障がいのある人が可能な限り自立して地域の中で生活するために、提供される訓練的な支援を行うサービスの総称(共同生活援助(グループホーム)、自立訓練、就労移行支援など)。

| | | |
|------------------|---|--------|
| 業 | るための用具の給付を行います。 | |
| 在宅重度障害者サポート事業 | 重度障がい者の生活の利便性を図るため、紙おむつの支給、訪問入浴サービスの提供、重度障害者緊急通報システムの設置、住宅設備改良費の助成、自動車改造費の助成、自動車運転訓練費の助成等を行います。 | 障がい福祉課 |
| 障害者介護給付審査会運営事務事業 | 調査員による個別調査項目及び医師の意見書をもとに、障害支援区分 ³² の審査・判定を行います。 | 障がい福祉課 |

³²障害支援区分

障害福祉サービスの支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村が福祉サービスの種類や量などを決定するために、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分。

3-4 障がい児、発達に不安のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実

方針の背景と施策の方向性

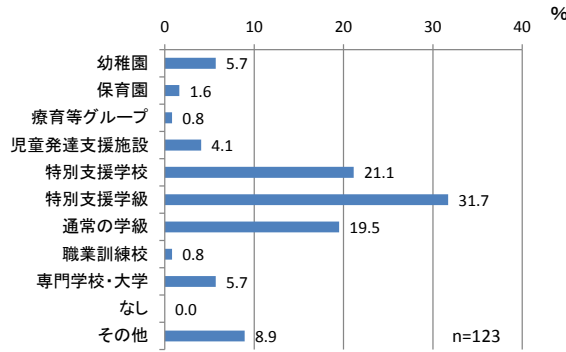
現状や課題

- 本市の障がい児の状況は、平成17年3月末から平成26年3月末までの10年間で身体障がい児数（18歳未満の身体障害者手帳所持者数）はほぼ横ばいですが、知的障がい児数（18歳未満の療育手帳所持者数）は約1.9倍となっており、とくに軽度の児童の増加が2.7倍と顕著となっています。
- 発達相談に寄せられた相談では、学齢期前の自閉性障害の相談など、発達障がい³³に関する相談件数が非常に多くなっている状況です。
- 乳児期から学齢期までの発達は、その後の成長にとってとても大切なものです。障がいの可能性や発達に不安がある場合、早期に状況を把握するとともに適切な方法による支援を受けることが重要になります。また、乳幼児期・学齢期のそれぞれの発達段階に応じた療育や教育を継続的に提供できる体制の充実が望まれます。
- 保育や教育の現場では、障がいの重度化や発達障がいのある子ども、配慮を必要とする子どもが増えています。共に生きる社会をつくるために、障がいのあるなしにかかわらず等しく保育・教育を受ける場を基本としながら、個人の持つ可能性を伸ばし、心豊かで自立した社会生活が送れるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導、支援を展開することが必要です。
- 市内の小・中学校では特別支援学級に在籍する児童生徒が、この10年間で2倍に増加しています。また、就学相談も急増している状況であり、今後、障がいの度合いや教育的ニーズの多様化の中で、高度な医療ケアなどのニーズを求め、特別支援学校への入学や転学を希望するケースが考えられます。その一方で、特別支援学校の規模に対し、在籍者数が過大になる傾向があることから、受け入れが難しい状況となっています。今後は、市内の小・中学校の特別支援学級の専門性向上のため、特別支援学校とのより密な連携も必要になると予想されます。
- 障がい児の家族のための休養や介助者の病気など緊急時の対応として、日中一時支援事業や短期入所事業を実施していますが、市内には児童を対象とした短期入所事業所が設置されておらず、家から近い身近な場所で短期入所を利用できることが望まれています。また、日中一時支援事業等については、施設設備上の問題による肢体不自由児の受け入れや医療ケアを必要とする児童の受け入れの拡充が課題となっています。

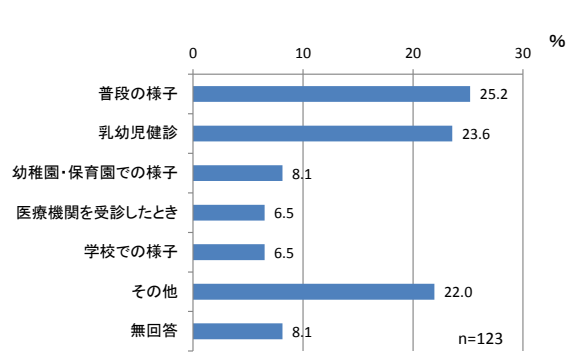
³³発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(AD/HD)、その他類似の障がいであり、通常低年齢において現れる症状のうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい、行動及び情緒の障がいを指す。

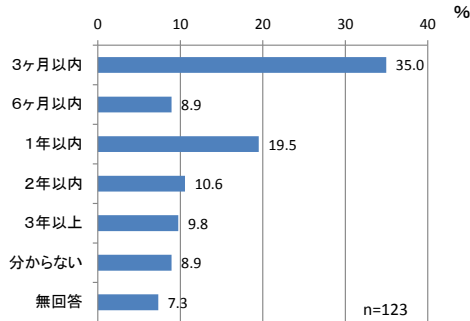
主な通園・通学先



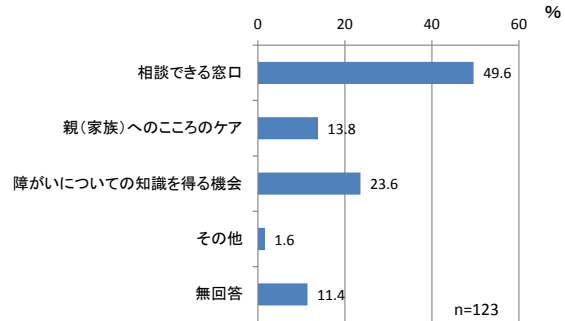
障がいや発達の不安に気づいたきっかけ



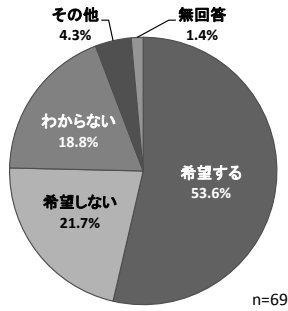
医療機関や専門相談機関に 受診・相談するまでの期間



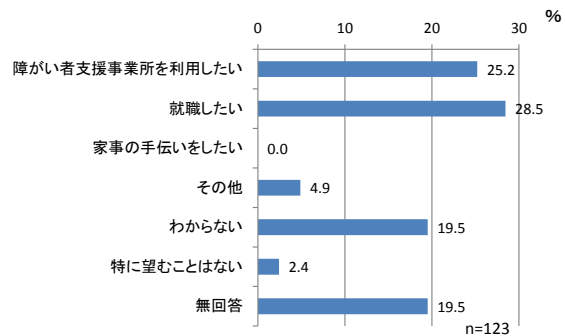
医療機関や専門相談機関に受診・相談 するまでに受けたい支援



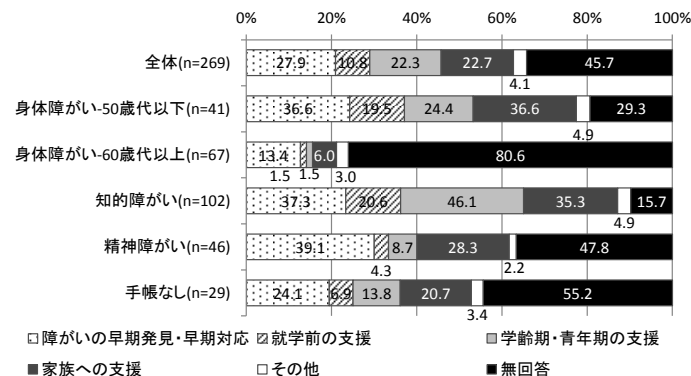
放課後や夏休みなどの居場所 (デイサービス)の利用意向



学校卒業後の 進路希望



子どもの支援を進めるのに充実させたいこと



当事者アンケート

～発達に不安のある子どもに関するヒアリング調査の意見例～

- ・ショートステイが市にあると、子どもと親が離れるときにとても安心できる。(当事者)
- ・市立病院は、病児保育室ができたり小児科も復活したし救急病棟ができたり充実してきた。一環として、医療がある短期入所が可能なら魅力がある。(当事者)
- ・幼児期で必要とする日中一時の療育で、「ティーチプログラム」のようなものが必要。(当事者の親)
- ・普通学級にも子どもの障がいを認めていない人がいるので、早期発見は大事という親の意識を育てないといけない。専門家にアドバイスをしてもらいフォローしていくことが必要。親を育てると一緒に子どもも育つ。(当事者の親)
- ・自立支援センターとハローワークが連携をやっているがもう少し強化できないか。ジョブコーチ的なことの強化をしてもらいたい。(事業者)
- ・放課後デイサービスの事業者がたくさんできているが、どう利用していくかというところでは、ケアマネジメント的に相談事業所がかかわることが大事になる。(支援者)
- ・放課後デイは新しいところを作るというより今あるものをよりよいものにしていく、より良いサービスを提供するという方向をまず出すべき。(支援者)
- ・大和市内に児童の受け入れする短期入所施設があるとよい。(支援者)
- ・通所デイサービスは北部に偏っているが、身体障害者系のデイサービスが北部にはない。(支援者)
- ・学齢になっても福祉的な配慮が必要で療育的な支援を望まれている方の放課後デイサービスニーズは高い。児童発達支援事業に力をいれる必要があると思う。(事業者)

本市の主な取組

- 障がいや発達に不安がある子どもの相談に、こどもの発達相談支援システムの専門スタッフが対応するとともに、子育て支援の一貫として、子どもの健全な成長と家族が安心した子育てができるように、必要に応じて家庭相談員等が相談・支援を行っています。
- 保育園・幼稚園・学校では、障がいのある子どもとない子どもが共に学び、協力し合うところを育み、共に成長することを目指した交流保育・交流及び共同学習を行っています。
- 子どもたちが障がいのあるなしにかかわらず、共に理解し学びあう教育を目指し、特別支援教育³⁴の充実を図っています。
- 障がいの度合いや教育的ニーズの多様化へ対応するため、専門性の高い人材や市内小・中学校の環境整備が必要であることから、市内に県立特別支援学校を設置するよう県に対して要望を行っています。
- 障がい児の家族のための休養や病気など緊急時の対応として、日中一時支援事業や短期入所事業を実施しています。

³⁴特別支援教育

特別支援学校(盲・聾・養護学校)、特別支援学級などに在籍する児童・生徒だけではなく、通常の学級に在籍している、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥多動性障がい)、高機能自閉症(知的発達の遅れを伴わない自閉症)などの発達障がいの子どもも含めて、一人ひとりにきめ細やかな支援をしていく教育。

施策の方向

- 総合的な支援体制や児童発達支援など、早期療育のための受け入れ体制を充実します。
- 保育園・幼稚園・学校でインクルーシブ教育を推進します。（特別支援教育の充実を図ります）
- 一人ひとりのニーズに応じた療育や教育を受けることができるよう、各部門での連携を強化します。
- 短期入所や日中一時支援事業の充実に努めます。

主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|-----------------|--|--------|
| 乳幼児期からの交流 | 保育園等において、障がいのある子どもの成長を促すとともに、障がいのある子どももいない子どもも、地域で共に生きる意識の醸成を図るため、統合保育を行います。 | 保育家庭課 |
| 交流教育の推進 | 小、中学校において、障がいのある児童・生徒の社会性を養うとともに、障がいのない児童・生徒に、障がいへの理解を深める交流教育を行います。 | 指導室 |
| 私立幼稚園特別支援教育支援事業 | 統合教育を行う私立幼稚園設置者に補助金を交付することにより、心身に障がいのある幼児との統合教育を推進します。 | こども総務課 |
| こどもの発達相談支援システム | 早期療育により健全な発育・発達を促すための相談・指導・訓練を行います。心理士・作業療法士・言語聴覚士・保育士などの専門スタッフが個別・グループ指導または、来所・訪問等により専門的見地から訓練・支援等を行います。 | 保育家庭課 |
| 松風園運営事業 | 障がい者、障がい児の自立と社会参加を目指し、基本的な生活習慣の習得や環境への適応性を養うなど、必要な訓練や支援を行います。運営は指定管理者が行います。 | 障がい福祉課 |
| 障害者処遇委員会運営事業 | 障がい児や配慮が必要な児童の進路について、医師や福祉関係者、教員等の関係者により検討を行い、進路の参考とします。 | 障がい福祉課 |
| 就学相談事業 | 障がいのある児童・生徒の自立に向けた適正な就学を行うため、就学相談を行います。適切な就学・教育のための相談業務の充実を図ります。 | 指導室 |
| ことばの教室運営事業 | ことばと聞こえの障がいを改善するため、児童の症状に合わせた指導を行い、コミュニケーション能力の向上を図ります。 | 指導室 |
| 特別支援教育推進事業 | 教育上配慮を必要とする児童、生徒に対し、教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、必要に応じて特別支援教育ヘルパー、特別支援教育スクールアシスタントの派遣、特別支援教育巡回相談チームを設置し、各学校に派遣するなど、特別支援教育の充実を図ります。 | 指導室 |
| 特別支援教育研究事業 | 市内全小中学校の特別支援学級が合同で行事を実施することや、担当教員による共同研究を行うことにより、特別支援教育の充実を図ります。 | 指導室 |
| 特別支援教育教材備品等整備事業 | 障がいのある児童・生徒の個々の障がいの状態や教育課題に対応するため、教育施設の整備や教材・教具の充実に努めます。 | 指導室 |
| 特別支援教育就学奨励事業 | 市内の公立小・中学校の特別支援学級へ就学する家庭に対し所得に応じて給食費や学用品費、通学費等の援助を行います。 | 学校教育課 |
| 保育所等訪問支援事業 | 保育所等に通う児童につき、その保育所等に訪問し、その保育所等における他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。 | 保育家庭課 |

相談機関連絡先

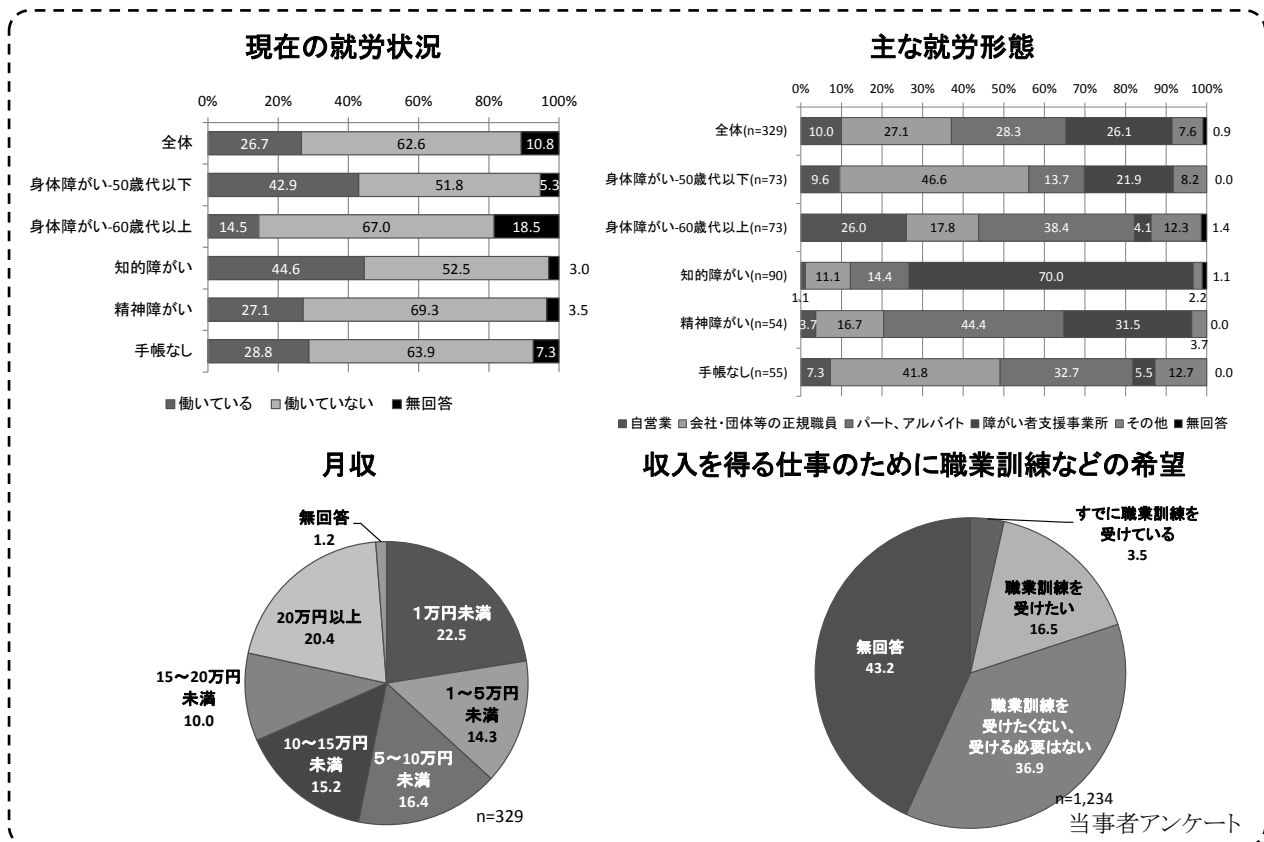
| 相談機関 | | |
|---|-----------------|--|
| 大和市教育委員会 指導室 | 大和市下鶴間 1-1-1 | 046 (260) 5210 |
| 大和市青少年相談室 | 大和市中心 1-5-14 | <代表> 046 (260) 5036 |
| ヤングテレホン (子どもが自分や友達のことと相談する電話です) | | 046 (260) 5040 |
| 親と子の相談電話 (親が子どものことと相談する電話です) | | 046 (261) 7830 |
| 不登校相談電話 (親や子どもが不登校のことと相談する電話です) | | 046 (260) 5034 |
| いじめ 110 番フリーダイヤル (いじめを受けている自分のこと、いじめられている友達のことなどを相談する電話です) | | 0120 (874) 255 |
| 大和市家庭こども相談室 | 大和市鶴間 1-31-7 | 046 (260) 5618 |
| 林間小学校「ことばの教室」 | 大和市林間 1-5-18 | 046 (274) 3231 |
| 草柳小学校「ことばの教室」 | 大和市中心 3-6-1 | 046 (264) 1453 |
| 渋谷小学校「ことばの教室」 | 大和市下和田 929 | 046 (267) 9388 |
| 神奈川県中央児童相談所 | 藤沢市亀井野 3119 | 0466 (84) 1600 |
| 神奈川県立瀬谷養護学校 支援室 | 横浜市瀬谷区竹村町 28-1 | <直通> 045 (302) 5374 <代表> 045 (302) 1616 |
| 神奈川県立三ツ境養護学校 支援室 | 横浜市瀬谷区二ツ橋町 468 | <直通> 045 (365) 3775 <代表> 045 (365) 3711 |
| 神奈川県精神保健福祉センター - こころの電話相談 | 横浜市港南区芹が谷 2-5-2 | 0120-821-6060 |
| 大和市障害者相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」 | | |
| 大和市障害者自立支援 センター | 大和市鶴間 1-19-3 | 046 (265) 5198 |
| サポートセンター花音 | 大和柳橋 5-3-16 | 046 (268) 9914 |
| 相談支援センター 松風園 | 大和市西鶴間 2-24-1 | 046 (272) 0040 |
| 福田の里 | 大和市福田 74 | 046 (267) 8425 |

3-5 就労の支援

方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい者が地域の中で自立した社会生活を送るために、就労は重要な要素です。健康状態に合わせた働き方、障がいの特性に適した仕事、職場の中での理解など適性や能力などその人の状況に合わせた多様な就労の場を確保することが必要です。
- 県内の法定雇用率（障害者の雇用の促進に関する法律）は、基準を下回っており、障がい者の雇用に関する取り組みがなお一層必要な状況です。
- 大和市障害者自立支援センター³⁵を中心に、企業、公共職業安定所、サービス提供事業者等の連携による就労支援が行われてきましたが、更なる充実が求められています。
- 就労支援事業所など福祉的就労の場では、安定的な仕事の確保と工賃の底上げが課題となっています。また、これまで、日中活動としての就労を充実してきましたが、今後は、さらにその機能を充実するとともに、本人の状況に合わせ、就労を視野に入れたきめ細かな支援が望まれます。



³⁵大和市障害者自立支援センター

障がい者一人ひとりが個人として尊重され、その有する能力及び適性に応じ、地域での日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援や就労訓練支援などの支援事業を行うセンター。

働いていない理由

| | 合計 | 働いていない理由 | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----|------------|-------|-------------|----------|--------------|----------------|----------|--------------|-----------|---------|------|-----|
| | | 就学中・就学前のため | 高齢のため | 施設に入所しているため | 重い障がいのため | 病気のため(入院を含む) | 希望する職種が得られないため | 通勤が難しいため | 相談窓口がわからないため | 働く必要がないため | 解雇されたため | その他 | 無回答 |
| 全体 | 772 | 8.9 | 39.0 | 3.8 | 18.8 | 30.8 | 7.5 | 6.6 | 3.0 | 9.5 | 2.8 | 14.2 | 2.8 |
| 身体障がい-50歳代以下 | 88 | 14.8 | 3.4 | 0.0 | 37.5 | 31.8 | 14.8 | 4.5 | 6.8 | 4.5 | 1.1 | 13.6 | 4.5 |
| 身体障がい-60歳代以上 | 337 | 0.0 | 72.7 | 5.3 | 19.0 | 21.1 | 2.1 | 3.3 | 1.2 | 13.9 | 0.9 | 10.1 | 3.0 |
| 知的障がい | 106 | 53.8 | 0.9 | 9.4 | 27.4 | 2.8 | 5.7 | 2.8 | 0.0 | 1.9 | 1.9 | 10.4 | 1.9 |
| 精神障がい | 138 | 1.4 | 13.8 | 0.0 | 20.3 | 55.8 | 10.9 | 14.5 | 5.1 | 5.1 | 8.7 | 24.6 | 2.2 |
| 手帳なし | 122 | 4.9 | 23.8 | 1.6 | 5.7 | 48.4 | 14.8 | 10.7 | 5.7 | 10.7 | 3.3 | 17.2 | 1.6 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

全体より5ポイント以上高い

全体より10ポイント以上高い

今後希望する就労形態

| | 合計 | 今後希望する就労形態 | | | | | | | | | | |
|--------------|------|------------|-------------|--------------------------------|-----------|----------------------|---------------------------|------------|-----|-------|------|------|
| | | 自営業を営みたい | 正規職員として働きたい | 臨時・パート・アルバイトで自分の生活にあわせた働き方をしたい | 自宅で仕事がしたい | 就労訓練を目的とした施設に通って働きたい | 仕事に関する指導をしてくれる人がいる会社で働きたい | 現在の仕事を続けたい | その他 | わからない | 特にない | 無回答 |
| 全体 | 1234 | 2.4 | 9.2 | 13.1 | 8.5 | 7.8 | 8.6 | 10.8 | 5.3 | 10.9 | 19.4 | 29.0 |
| 身体障がい-50歳代以下 | 170 | 5.9 | 10.0 | 10.0 | 14.7 | 10.0 | 7.6 | 20.0 | 5.9 | 12.4 | 8.2 | 24.7 |
| 身体障がい-60歳代以上 | 503 | 2.0 | 0.6 | 7.6 | 4.4 | 1.0 | 0.6 | 5.8 | 4.2 | 5.0 | 34.6 | 41.7 |
| 知的障がい | 202 | 0.5 | 12.9 | 8.9 | 4.5 | 28.7 | 22.8 | 15.8 | 5.4 | 14.4 | 6.4 | 18.8 |
| 精神障がい | 199 | 3.5 | 17.6 | 23.1 | 13.6 | 11.1 | 19.1 | 10.6 | 9.5 | 19.1 | 9.0 | 12.1 |
| 手帳なし | 191 | 1.0 | 18.3 | 23.6 | 13.6 | 3.7 | 6.3 | 11.5 | 5.2 | 14.7 | 11.5 | 23.0 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

全体より5ポイント以上高い

全体より10ポイント以上高い

就労するために必要と思われる内容

| | 合計 | 就労するために必要と思われる内容 | | | | | | | | | | |
|--------------|------|-------------------------|------------------|----------------|-----------------|-------------|---------|---------------|---------------|-----|-------|------|
| | | 障がいや病気の特性にあった多様な仕事や就労形態 | 就労にむすびつく技術や知識の習得 | 職場の上司や同僚の理解と協力 | 就労先でのジョブコーチ等の支援 | 心身の健康の維持・向上 | 通勤手段の確保 | 受け入れ先の施設面での整備 | 就職活動に必要な情報の提供 | その他 | わからない | 無回答 |
| 全体 | 1234 | 24.3 | 12.2 | 25.4 | 6.3 | 21.1 | 6.7 | 5.3 | 7.1 | 3.7 | 13.9 | 37.1 |
| 身体障がい-50歳代以下 | 170 | 34.1 | 21.2 | 31.8 | 5.3 | 22.9 | 12.9 | 10.6 | 8.2 | 4.1 | 10.0 | 25.9 |
| 身体障がい-60歳代以上 | 503 | 9.7 | 4.6 | 6.6 | 1.2 | 8.2 | 3.8 | 2.4 | 3.4 | 4.2 | 17.7 | 58.4 |
| 知的障がい | 202 | 42.1 | 15.3 | 43.6 | 24.3 | 21.3 | 9.9 | 10.9 | 12.9 | 1.0 | 9.9 | 18.3 |
| 精神障がい | 199 | 42.2 | 17.1 | 47.2 | 8.5 | 42.2 | 7.5 | 5.5 | 11.6 | 4.5 | 11.6 | 11.6 |
| 手帳なし | 191 | 19.4 | 14.7 | 28.8 | 1.0 | 35.1 | 4.2 | 3.7 | 7.3 | 3.1 | 14.1 | 31.4 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

全体より5ポイント以上高い

全体より10ポイント以上高い

当事者アンケート

～就労の支援に関するヒアリング調査の意見例～


- 障がいがある子の働ける場、働ける子の環境を整えるジョブコーチを増やしてもらいたい。
(当事者)
- 自立支援センターの「カフェふらっと」のような実習できる社会経験の場等が増えるとよい
と思っている(当事者)
- 発達障害の子とか、今までの就労相談ルートではないサポート校や、普通学級に通っていた中
での相談など今まで対応できていなかったケースへの就労支援という課題がある。(支援者)
- 障がい者の法定雇用は身体や肢体などが多く、知的や精神はまだまだ難しい。(事業者)
- 福祉工場など、A型みたいなものを市内に増やす必要がある。施設らしくなく、企業と連携
できるものを作っていくたい。(事業者)
- 就労支援の事業所は多様性がある、仕事の内容も選べるのは何よりだが、そこに行かれません
にいるしかない人の問題は大きい。一人暮らしをしている方は環境を整えられない。(支援者)
- 精神の場合の出席率は5割程度なので、登録は実際の倍必要。就労に結びつけば人員が減
ることになるというジレンマを抱えている。(事業所)

本市の主な取組

- 大和市障害者自立支援センターを中心に、就労促進のための相談、職場開拓、仕事を継続
するための就労後フォローアップなど総合的な支援を行っています。
- 教育・保健・福祉・医療・労働の関係機関や国・県の就労施策、企業・サービス提供事業
者等との連携を図り、就労から定着までの支援を進めています。

施策の方向

- 障がい者就労施設等からの優先調達を推進し、障がい者の雇用環境改善を支援します。
- 市障害者自立支援センターの機能を中心に、総合的な就労支援の充実に努めます。
- サービス提供事業所において、本人の状況に合ったきめ細かな支援を実施します。
- 企業、公共職業安定所やサービス提供事業所等、関係機関の連携を深め、雇用の促進を
図ります。
- 障がい者の就労を支援するため、受注確保及び受注開拓、企業への啓発活動、就労先の
開拓による雇用の促進など就労環境の充実に努めます。
- 市内のサービス提供事業所間におけるネットワークづくりを活用し、共同受注の仕組み
づくりを推進します。


主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|-----------------|---|--------|
| 障害者自立支援センター運営事業 | 生活や就労に関する相談支援及び就労訓練支援に関する事業を行います。運営は指定管理者が行います。 | 障がい福祉課 |
| 施設通所事業 | 通所施設を利用した生活介護等の日常生活訓練や就労前訓練等の実施により、障がい者の自立を支援します。 | 障がい福祉課 |
| 障害者雇用促進事業 | 障がい者の雇用の促進と安定のため、障がい者を雇用している市内事業所に補助金を交付します。 | 産業活性課 |
| 障害者の雇用促進 | 関係機関と連携して企業に対する啓発活動及び雇用相談を行います。 | 障がい福祉課 |
| 障がい者地域作業指導事業 | 企業等に就労することが困難な在宅の障がい者に作業の場を確保し、訓練を通じて就労意欲の向上と社会生活適応の指導等を行う市内の事業所に補助金を交付します。 | 障がい福祉課 |

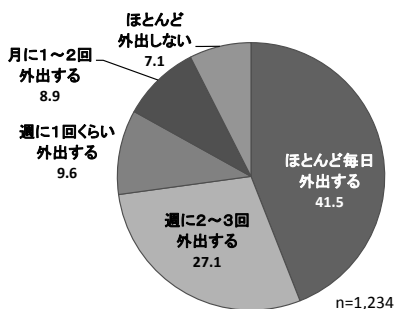
3-6 外出の支援

方針の背景と施策の方向性

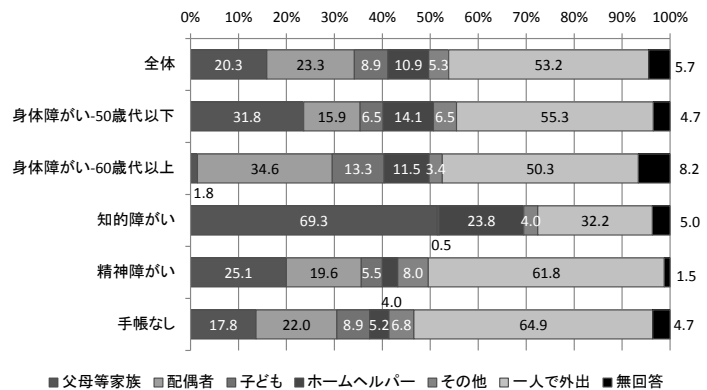
現状や課題

- 移動に制約のある障がい者が地域において自立した生活を営み、社会活動等に参加するためには、外出の支援が必要です。市では外出支援の充実に努めてきましたが、さらに外出を容易にし、様々な活動に参加できるよう移動手段の充実を図ることが望まれています。
- 移動支援事業については、「利用時間を増やして欲しい」「利用目的を制限しないで欲しい」など多くの意見があります。また、利用が長期の休みや土日に集中することなどによる従事者不足の解消が課題となっています。
- 日中活動への送迎や日々の通園、通学、日中一時支援事業などの福祉サービスの利用のための送迎について、移動支援事業の利用やサービス提供事業者による送迎など多くの希望があります。

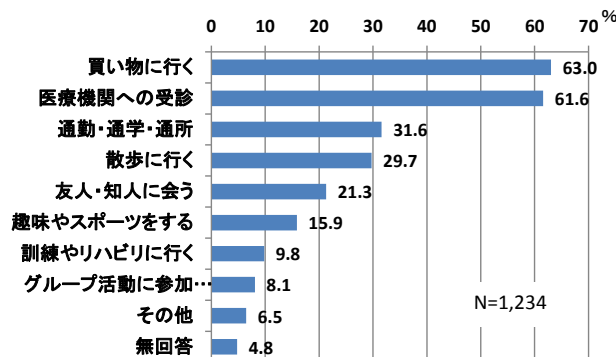
外出の頻度



外出する際の主な同伴者



主な外出の目的



外出するときに困ること

| | 合計 | 外出する時に困ること | | | | | | | | | | | | |
|--------------|------|----------------|---------------|---------------|-------------------|----------------------|------------|-------------|-------------|-----------------|------------------|-----|-------------|------|
| | | 公共交通機関が少ない(ない) | 電車やバスの乗り降りが困難 | 道路や駅に階段や段差が多い | 切符の買い方や乗換えがわかりにくい | 外出先の建物の設備が不便利(トイレなど) | 介助者が確保できない | 外出にお金がかかる | 周囲の目が気になる | 発作など突然の身体の変化が心配 | 困った時にどうすればいいのか心配 | その他 | 特に困ることはない | 無回答 |
| 全体 | 1234 | 6.2 | 12.6 | 15.0 | 8.8 | 7.6 | 4.7 | 18.7 | 11.5 | 17.0 | 17.7 | 7.5 | 29.3 | 8.3 |
| 身体障がい-50歳代以下 | 170 | 7.6 | 20.6 | 22.4 | 7.6 | 15.3 | 9.4 | 15.9 | 10.0 | 18.2 | 12.9 | 8.8 | 22.9 | 8.2 |
| 身体障がい-60歳代以上 | 503 | 7.8 | 16.1 | 22.3 | 6.0 | 9.7 | 3.6 | 13.7 | 3.2 | 12.9 | 10.3 | 7.4 | 33.2 | 10.3 |
| 知的障がい | 202 | 4.0 | 12.9 | 9.9 | 22.3 | 9.9 | 9.9 | 14.9 | 11.4 | 16.3 | 38.1 | 8.9 | 17.3 | 8.9 |
| 精神障がい | 199 | 8.0 | 10.1 | 8.0 | 14.1 | 4.0 | 5.0 | 35.7 | 29.6 | 30.7 | 26.1 | 8.5 | 20.6 | 2.5 |
| 手帳なし | 191 | 2.6 | 3.1 | 3.7 | 0.5 | 0.5 | 1.0 | 19.9 | 16.2 | 18.3 | 11.5 | 3.1 | 40.8 | 9.9 |

全体より5ポイント以上高い

全体より10ポイント以上高い

当事者アンケート

～外出の支援に関するヒアリング調査の意見例～

- ・大和は電車が3線あるだけでバスはあまり通っていない。こまめにコミュニティバスの充実が望まれている。(当事者)
- ・視覚障がい者が動くにあたり、移動支援の解釈を広く持って検討してもらいたい。(当事者)
- ・重度の子は自分達で動けない。移動介護を使わなければならない。市が巡回バスなど出してもらえるとよい。(当事者の親)
- ・学校への送迎が親の負担になっており、特に養護学校に行かせている親の負担感が大きいので、よい軽減策が出てくれば親は助かるはずだ。(支援者)
- ・肢体は特に車が使えないと大変であり、移動支援に車が利用できるようにしてもらいたい。(支援者)
- ・高齢に伴い送迎が課題、親御さんの体調が悪いとこられない、親御さんのレスパトイのための送迎が必要。(事業者)

本市の主な取組

- 地域生活支援事業として移動支援事業の実施やタクシー券の交付、自動車燃料費の助成、福祉車両利用券の交付を行っているほか、協働事業として移動制約者の送迎を行うNPO法人に対する支援や助成、コミュニティバスの運行など外出支援の充実に努めています。

施策の方向

- 移動支援事業として行うべき事項と、他の送迎サービスにおいて行うべき事項などの関係の整理を行い、より利用しやすいサービスを目指した検討を行います。
- 通所、通園、通学における、実施主体、実施方法や役割分担などについて、関係機関との調整を行い、よりよい方法を検討します。
- 協働事業として実施している移動制約者移送サービス事業について、今後も支援を継続し移動制約者の外出支援に努めます。


主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|---------------------|---|---------|
| 移動制約者移送サービス事業（協働事業） | 移動に制約のある高齢者や障がい者の外出を支援するために、送迎事業を行うNPO 法人と市の協働事業を実施し、移動手段の確保を図ります。 | 障がい福祉課 |
| 移動支援事業 | 一人では移動が困難な障がい者・障がい児の外出をガイドヘルパー ³⁶ が支援し、自立と社会参加の促進を図ります。 | 障がい福祉課 |
| 在宅重度障害者サポート事業 | 重度の障がい者・障がい児の地域生活の支援として、移動手段等への支援を行います。福祉タクシー券の交付、自動車燃料費の助成や、福祉車両利用券の交付を行います。 | 障がい福祉課 |
| コミュニティバス運行事業 | 障がい者、お年寄り、子育て世代など、市民の日常生活における外出支援として、誰もが使いやすい移動手段を確保するため、他の公共交通機関と連携しながらコミュニティバスを運行します。 | 街づくり総務課 |

³⁶ ガイドヘルパー

視覚障がい者や、全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者が外出する際に、歩行や車いすの介助を安全面に留意しながら行い、地域社会での自立した生活と社会参加を支援する人。

3-7 障がい者施設の整備

方針の背景と施策の方向性

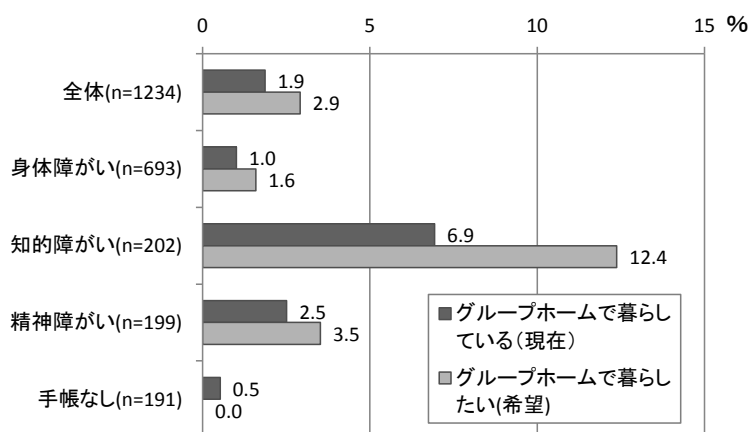
現状や課題

- 障がい者が地域で安心した暮らしを送れるように、入所施設やグループホームの設置に対し支援を行っています。
- 障がい者が充実した地域生活を送るための日中活動の場など、必要なサービスを提供できる基盤整備が求められています。

◇ 障がい者が入所施設や長期入院している病院から、地域での生活に移行するための住まいの場や自宅から自立した生活を送る場として、グループホームの充実が求められています。

◇ 障がい者がアパートなど賃貸住宅で暮らそうとする場合、障がいの状況に合った暮らすことのできる住宅の斡旋、手続の支援、保証人の確保などが課題となっています。

グループホームの利用(現状と意向)



(当事者アンケート)

～グループホームに関するヒアリング調査の意見例～

- ・グループホームに入るにしても1泊からでも練習させたい(当事者)
- ・グループホームを作るのはよいが、終の棲家はどうか。グループホームは日中の体制を取っていないので、日中の通いの場を考えなくてはいけない。(当事者)
- ・グループホームから出なくてはいけなくなった時入所施設かどこに行けばよいのか困るので、グループホームにいられる仕組みがあればよい。ホームヘルパーの部分充実して日中・夜間も含めての介護の部分があれば、家があるので生活できる。(支援者)
- ・若いお母さん方からはグループホーム体験の希望がある。ある程度の年齢で親元を離れることを考えている。(事業者)
- ・グループホームは日中、土日は誰もいない。重度化してくると土日の支援も必要。高齢化によりこれからは土日の支援が必要になる。(事業者)
- ・地域生活を考えたとき、グループホームが少ない。(支援者)

本市の主な取組

- 充実したサービス提供ができるように、障がい者施設やグループホーム、サービス提供事業所など基盤整備に努めています。

施策の方向

- 市内の障がいのある方の入所施設や通所施設への、建設費借入金の返済に対する助成を継続することにより、安定的なサービス提供体制を維持します。
- 親なき後の生活の場として、グループホームの設置について関係法人等との調整を行い、設置促進に努めます。

主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|-----------------|--|--------|
| 障害福祉施設建設費償還支援事業 | 社会福祉法人の障がい者社会福祉施設建設に伴う借入金の一部を助成し、経営の安定化を図るとともに、障がい者へのサービス提供基盤を整備します。 | 障がい福祉課 |
| グループホーム等設置促進事業 | グループホーム等を新規設置する場合、バリアフリー化の改修工事費の助成を行います。 | 障がい福祉課 |

3-8 経済的自立の支援

方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい者が地域生活を営むうえで経済的な安定は重要です。経済的な安定や福祉の増進を図る制度である国民年金や各種手当、税金の控除・減免等や市で行う様々な経済的な負担を軽減する制度について、対象となる障がい者が適切に利用できるように周知を図る必要があります。
- 障がい者の経済的自立を促進するために、一般企業等への障がい者雇用を一層進めることが必要です。また、一般企業への就労が困難な障がい者に対しては、福祉的就労の場において工賃アップによる収入の確保が求められています。

～経済的自立支援に関するヒアリング調査の意見例～

- ・ 作業所の賃金が安い。(知的障害当事者)(当事者)
- ・ 移動支援の10%が個人負担になり、足の装具も1割負担。10%と言えどもけっこう負担が大きい。(当事者)

本市の主な取組

- 年金、税金の控除・減免等について、対象となる障がい者が適切に利用できるように周知を図るとともに、市の制度として、障害者福祉手当やグループホームの家賃補助など独自の支援を行っています。

施策の方向

- 税金の控除や減免・軽減等、様々な経済的な負担を軽減する制度などについて、対象となる障がい者が適切に利用できるように周知徹底を図ります。
- 年金・手当・助成等について、対象となる障がい者が適切に利用できるように制度の周知徹底を図ります。
- 障がい者の就労施策の充実を図り経済的な自立を促進します。


主な事業

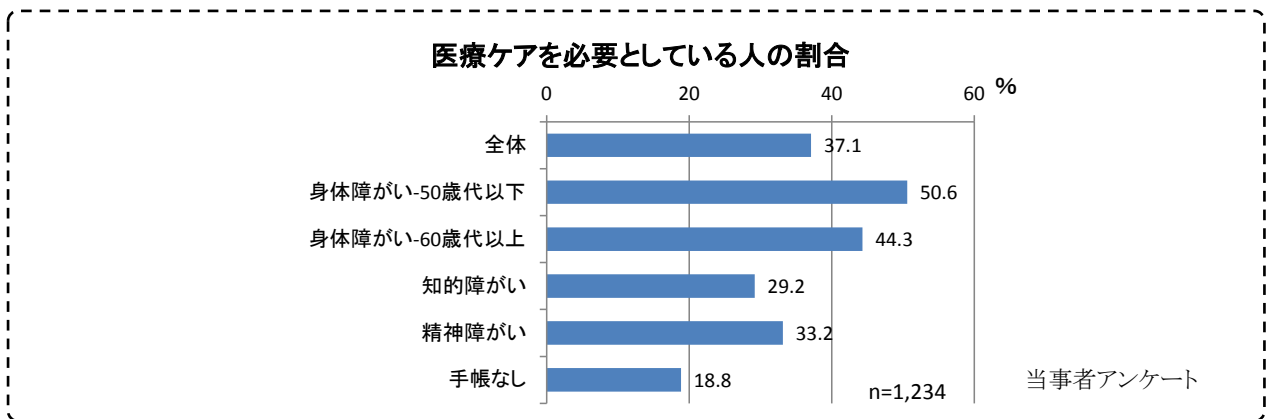
| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|---------------------|---|--------|
| 通所訓練費支給事業 | 障がい者が通所施設等を利用する際に就労訓練・通所の支援として交通費相当額を支給します。 | 障がい福祉課 |
| 市障害者福祉手当支給事業 | 障がい者の福祉を増進するため、重度・中度の障がい者に対して年2回手当を支給します。（所得制限等あり） | 障がい福祉課 |
| 特別障害者手当等支給事業 | 重度の在宅障がい者の生活を支援するために特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を支給します。 | 障がい福祉課 |
| 障害福祉サービス利用者負担軽減対策事業 | 児童発達支援センターの給食費の助成を行うことにより負担軽減を図ります。 | 障がい福祉課 |
| 年金や所得控除、各種減免制度の周知 | 障がい者が受給できる年金や税の所得控除、公共料金等の各種減免制度について、制度案内やホームページなどにより周知します。 | 障がい福祉課 |
| 地域生活支援事業負担軽減 | 地域生活支援事業の福祉サービス利用負担について、低所得者等に配慮した負担の軽減を図ります。 | 障がい福祉課 |
| グループホーム等家賃助成 | グループホームの入居者に対し、家賃助成を行います。 | 障がい福祉課 |
| 心身障害者医療費助成事業 | 重度障がい者に係る医療費の自己負担を軽減し、負担軽減を図ります。（所得・年齢による制限あり） | 障がい福祉課 |

3-9 保健・医療の充実

方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい者が地域生活を営む上では、それぞれのライフステージに応じた障がいの軽減や自立支援のためのリハビリテーションが重要です。
- 障がいの原因となる疾病や重度化を予防する観点から、保健・医療・福祉の連携による健康管理のための相談や指導、障がい者が受診しやすい医療体制や医療ケアが必要な障がい者への対応の充実が求められています。
- 子どもの発達を支援するために、障がいの早期発見・早期療育、親への心のケアなど支援体制の充実が求められています。



～医療・保健に関するヒアリング調査の意見例～

- ・ 医療費の助成について、精神の重度1級は大和市でも認められているが、2級の人も認めてほしい。(当事者)
- ・ 大和市の中に障がい者を受け入れる歯科医院を作ってほしい。(当事者)

本市の主な取組

- 障がいの原因となる疾病や重度化を予防するために、健康管理のための相談や指導、健康教室等を行っています。
- 身体の障がいに係るリハビリ教室を開催し、自立した生活を送れるように支援するとともに保健師の訪問による療養指導を実施しています。
- 各種乳幼児健診やこどもの発達相談システムによる障がい児や、発達に不安のある子どもに対する相談やリハビリテーション、療育などの総合的な支援を実施しています。

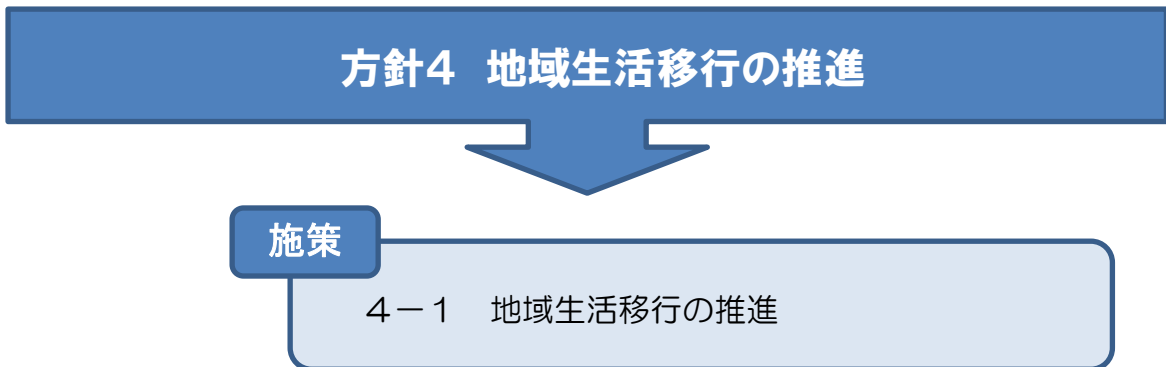
施策の方向

- 障がい者の身体機能の維持・向上を図るための保健・医療・福祉の連携に努めます。
- 障がいの原因となる生活習慣病等の予防や、早期発見のための各種健診事業の実施、予防に向けた知識の普及や啓発を図るための健康講座や相談事業の充実を図ります。
- 子どもの発達を支援するために、障がい予防と早期発見のための乳幼児健診事業の充実を図るとともに、障がい児や発達に不安がある子どもに対する総合的な支援の充実を努めます。

主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|----------------|---|----------|
| 乳幼児健康診査事業 | 各時期の発育、発達の確認や育児支援の4か月、8か月、1歳6か月、3歳6か月の各種乳幼児健診を実施し病気や障がいの早期発見、早期支援を行います。 | こども総務課 |
| 乳幼児健診後のフォロー教室 | 主に1歳6か月健診後の発達面の経過観察の場とし、対象児や保護者に対する早期支援につなぐための機会、育児支援を行います。また、保護者同士の情報交換の場とします。 | こども総務課 |
| こどもの発達相談支援システム | 早期療育により健全な発育・発達を促すための相談・指導・訓練を行います。心理士・作業療法士・言語聴覚士・保育士などの専門スタッフが、個別・グループ指導または来所・訪問等により専門的見地から訓練・支援等を行います。 | 保育家庭課 |
| 健康診査事業 | 健康診査や各種がん検診を実施し、市民の生活習慣病の早期発見・早期治療に努めます。 | 健康づくり推進課 |
| 健康相談・教育事業 | 健康診査後の事後指導及び生活習慣病改善のための相談希望者に対し、保健師・栄養士等による、生活習慣病予防の相談・教育・訪問指導を実施します。 | 健康づくり推進課 |
| 自立支援医療等給付事業 | 障がいの軽減を図るために行う医療(身体障がい児者の障がいを軽減し機能回復を目的とした手術等、精神障がい者の精神科通院医療費の一部)に係る費用負担の支援を行います。 | 障がい福祉課 |
| 障害者(児)歯科健診事業 | 歯科健康診査を行うことにより、虫歯等の口腔疾患を予防し、健康の維持・増進を図ります。 | 障がい福祉課 |

4) 地域生活移行の推進



4-1 地域生活移行の推進

方針の背景と施策の方向性

現状や課題

- 障がい者が入所施設や長期に入院している病院から地域での生活に移行するための住まいの場、並びに在宅の障がい者が自宅を出て自立した生活を送る場として、グループホームの設置が求められています。
- アンケートによる意識調査では、グループホームを利用しやすくするための支援として「家賃などの経済的支援」「見学会等情報提供の機会」が必要と多くの方が答えており、その支援が求められています。
- グループホームの利用者は、障害基礎年金と福祉的就労による工賃が主な収入である場合が多く、家賃や光熱費を含む利用料などの経済的な負担の軽減が課題となっています。
- 障がい者がアパートなどの賃貸住宅で暮らそうとする場合、障がいの状況に応じた住宅の斡旋、手続の支援、保証人の確保などが課題となっています。

～障害者の居場所に関するヒアリング調査の意見例～

- ・障がい者が集まる場所があると嬉しい。南部地区にはそのような施設がない。(当事者)
- ・グループホームがすぐに出来ないことを考えると、レスパイトのためにも短期入所の優先順位が高い。(事業者)
- ・地域福祉の観点から、入所施設の増加は見込めないが、施設入所ニーズは高まっている。入所施設の機能を持った、中規模グループホームの整備が必要である。

本市の主な取組

- 本市では地域における生活の拠点として、グループホームの充実を図っています。

- 障がい者や高齢者の住まい探し（民間賃貸住宅）に関する支援を、あんしん賃貸支援事業で行っています。

施策の方向

- 精神科長期入院患者や障がい者入所施設から、障がい者がグループホームに移行する際、安心して移行できるように、体験入居を実施します。
- グループホーム利用者の利用負担軽減としての家賃助成を行います。
- 民間賃貸住宅を安心して借りられるよう、あんしん賃貸支援事業を実施します。
- 親なき後の住まいの確保や、障がい者が住み慣れた地域で生活することを支援するため、グループホームの設置を促進し、充実を図ります。

主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|----------------|--|---------|
| グループホーム等設置促進事業 | グループホーム等を新規設置する場合、バリアフリー化するための改修工事費の助成を行います。 | 障がい福祉課 |
| グループホーム等移行推進事業 | 入所施設等からグループホーム等への入居など地域移行の際に、入居後の生活がスムーズに行われるよう支援するため、サービス提供事業者に対し助成を行います。 | 障がい福祉課 |
| グループホーム等家賃助成事業 | グループホームの入居者に対し、家賃助成を行います。 | 障がい福祉課 |
| 地域生活援助事業 | 社会的自立を目指す障がい者の地域での生活を推進するために、グループホームの利用にあたって、給付費を支給します。 | 障がい福祉課 |
| あんしん賃貸支援事業 | 住宅の確保が困難な高齢者や障がい者に、市、公益社団法人、不動産事業者等が連携し民間賃貸住宅の登録や入居に関する各種サポートを行います。 | 街づくり総務課 |

5) 快適な生活空間の整備

方針5 快適な生活空間の整備

施策

- 5-1 住まいの場の整備
- 5-2 生活環境のバリアフリー化

5-1 住まいの場の整備

 方針の背景と施策の方向性

現状や課題


- 主に身体に障がいがある場合、自宅で安心した生活を送るためには、住宅の階段や段差など設備面の改修によるバリアフリー化が必要です。

本市の主な取組

- 重度障がい者が自宅でより快適な生活を送るために必要なバリアフリー化に伴う住宅改良費について助成を行っています。
- 地域における生活の場となるグループホームの整備を進め充実を図っています。
- 障がい者や高齢者の賃貸住宅に関する総合的な支援を行うあんしん賃貸支援事業を行っています。
- 外出した際などに、施設の設備や人の対応などにより障がいや理解されないと感じている人が多いことから、心のバリアフリーの推進やユニバーサルデザイン の視点に立った、まちの整備改良等を進めていくことが求められています。

施策の方向

- 重度障がい者が自宅でより快適な生活を送るために、必要なバリアフリー化に伴う住宅改良費について、助成を行います。

 主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|-----------------|---|--------|
| 重度障がい者住宅設備改良費助成 | 重度障がい者の在宅生活の利便性を高めるため、住みやすい住宅に改造するための費用の一部を助成します。(介護保険制度との調整あり) | 障がい福祉課 |
| グループホーム等設置促進事業 | グループホーム等を新規設置する場合、バリアフリー化の改修工事費の助成を行います。 | 障がい福祉課 |

5-2 生活環境のバリアフリー化

方針の背景と施策の方向性

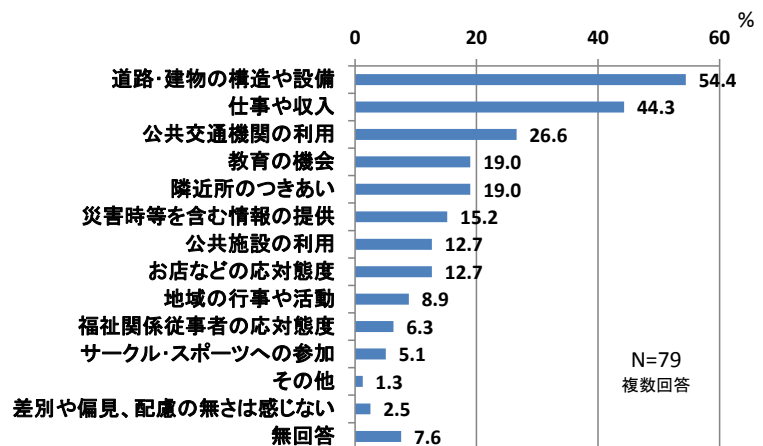
現状や課題

- 障がい者や高齢者等の移動に係る利便性及び安全性向上のために、公共交通機関・道路・施設において、バリアフリー化やユニバーサルデザイン³⁷の視点を取り入れながら整備を進める必要があります。

◇今の地域社会のなかで、差別や偏見又は配慮の無さを感じる場所は、「バリアフリー」と「就業機会」の認識が強い

(一般市民アンケート)

差別や偏見又は配慮の無さを感じる場所



～バリアフリー化に関するヒアリング調査の意見例～

- ・駅から公共の施設(特に建設中の文化施設)までのアクセスを音声案内やバリアフリー化してもらいたい。(当事者)
- ・すべての公的場所のTVモニターに字幕をつけてほしい。新しく建てる公的施設は聴覚障がいの設備としてエレベーターはガラス張りにしてほしい。(当事者)

本市の主な取組

- 「バリアフリー新法³⁸」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例³⁹」に基づいた、公共交通機関・道路・公園等の整備を進め、障がい者の移動及び施設利用の利便性と安全性の向上を図っています。

³⁷ ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある施設、製品、情報の設計(デザイン)を指す。

³⁸ バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)。高齢者、障がい者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する法律。

³⁹ 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

神奈川県が、福祉の街づくり条例を見直し、さらに誰もが住み良いバリアフリーのまちづくりを進めていくために、ユニバーサルデザインや心のバリアフリーの考え方を基本に、より実効性の高いものとして平成21年10月に施行した条例。

- 市内8つの鉄道駅全てにエレベーターが設置され、駅構内における移動の利便性及び安全性が向上しました。また、「大和市交通バリアフリー基本構想」において指定された道路や施設の整備が進められています。
- ユニバーサルデザインの視点に立った誰にでもやさしいまちの実現を目指して、庁内関係各課の連携によるユニバーサルデザイン推進会議を設置し、ユニバーサルデザイン推進のために必要な事項の協議を行っています。

施策の方向

- 「バリアフリー新法」「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共交通機関・道路・公園等の整備をすることにより、障がい者の移動及び施設利用の利便性と安全性の向上を図り、誰もが快適に暮らせるように、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

主な事業

| 主な事業 | 内容 | 所管課 |
|----------------|---|--------------------|
| 鉄道輸送円滑化促進事業 | 鉄道輸送力の増強や駅施設の整備・改善を図り、バリアフリー化を進めるため、改善等を関係業界へ要望します。 | 街づくり総務課 |
| ユニバーサルデザイン推進事業 | 職員対象のユニバーサルデザインに関する研修会や情報提供を通じ、知識や意識を深めることで、市民サービスの向上を図ります。 | 街づくり総務課 健康福祉総務課 |
| 公共施設の整備・改善 | 公共施設や公園など誰もが使いやすいように「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づいて整備・改善を図ります。 | 関係各課 |
| 建築物バリアフリー審査事務 | 「バリアフリー新法」「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共的施設を建築しようとする事業者に対し、障がい者、高齢者等が施設を安全かつ快適に利用できるような整備を進めるよう指導、助言、協議書の審査等を行います。 | 建築指導課 |
| 民間施設の整備・改善要請 | 「バリアフリー新法」「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の周知・啓発を行い、民間の施設等について整備・改善を図るよう働きかけます。 | 関係各課 |

5章. 障がい福祉計画

1. 計画の策定にあたって

障がい福祉計画については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）の基本指針に即して定めます。第4期障がい福祉計画については、第3期計画の実績を踏まえ、策定します。

1) 第4期障がい福祉計画に定める事項

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国の基本指針に沿って、障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する必要量の見込みを定めます。

<定める事項>

- 各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み
- 指定障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要量を確保するための方策
- 地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

2) 第4期障がい福祉計画策定のポイント

- 目標値・サービス見込み量に対する方針は第3期を踏襲する
第4期計画は平成27年度から平成29年度までとし、第3期計画策定時の基本指針において示した数値目標の考え方を、第4期計画の策定においても基本的に踏襲します。
- 第3期計画の進捗状況の分析と評価にもとづく計画とする
第3期計画の実績に基づき、第4期計画に向けた課題の整理を行い、それらを踏まえサービス基盤整備を推進します。こうした取り組みを念頭に置き、数値目標及びサービス見込み量を設定します。

3) 計画の期間

第4期計画は、第3期計画の実績を踏まえ、必要な見直しを行い、平成27年度から平成29年度までを計画期間とします。

2. 計画の方針

1) 基本的な考え方

- 障がい者の相談支援体系の見直しに適切に対応します。
サービス等利用計画作成対象者が大幅に増加することから、現行の相談支援事業所「なんでも・そうだん・やまと」を中心に関係機関と連携を図り、相談支援体系の見直しに適切に対応していきます。
- 病院から地域生活への移行支援を進めます。
受け入れるための環境を整えば退院可能な精神障がい者の地域生活移行を進めるため、安心して地域生活が送れるように支援体制を整備します。
- 就労支援を充実します。
大和市障害者自立支援センターを中心に、総合的な就労支援の強化を進めるとともに、労働関係機関との連携を深め、障がいのある方の雇用促進を図ります。
- グループホームの入居や在宅等の地域移行を進めます。
地域の生活の場としてのグループホーム等の設置をさらに促進し、入所施設等からの移行や在宅で生活する障がい者が引き続き地域で暮らすための支援を行います。

以上の考え方に基づき、第3期障がい福祉計画の数値目標と見込量の設定を行いました。

2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値

(国の指針)

| 数値目標設定の考え方 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行することとする。 ・平成 29 年度末において、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 4%以上を削減する。 |

(本市の考え方)

(1) 福祉施設から地域生活への移行者数

平成 25 年度末時点での施設入所者の 12%以上を基本とするという国の方針に留意し、平成 26 年度の動向を含むこれまでの実績、施設に入所している障がい者の状況やニーズ、今後のグループホームの整備見通しなどを総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

(2) 施設入所者数の削減

平成 25 年度末時点での施設入所者の 4%以上の削減を目指すという国の方針については、将来に向けた長期的な目標として、その趣旨は尊重しつつ、平成 26 年度の動向を含むこれまでの実績、施設に入所している障がい者の状況やニーズ、今後のグループホームの整備見通しなどを総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

(具体的目標)

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---------------|----------------|---------------------------------|
| 平成25年度末の入所者数A | 160人 | 平成25年度末の数 |
| 【目標値】地域生活移行B | 17人 (10.6%) | (A)のうち、平成29年度末までに地域生活に移行する方の目標数 |
| 新たな施設入所利用者C | 17人 | 平成29年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み |
| 平成29年度末の入所者数D | 160人 | 平成29年度末の利用人員見込 (A-B+C) |
| 【目標値】入所者減少見込E | 0人 (0.0%) | 差引減少見込数 (A-D) |

3) 地域生活支援拠点等の整備に関する目標

(国の指針)

| 数値目標設定の考え方 |
|--------------------------------------|
| ・平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備する。 |

(本市の考え方)

県の事業や地域における既存施設・事業所の機能を活用し、一体的な機能整備により効果的な支援体制を整備します。

(具体的目標)

| 項目 | 方策 |
|--------------|--|
| 地域生活支援拠点の施設数 | 地域における既存の施設・事業所の有する有機的な連携により、面的な機能整備を行います。 |

4) 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値

(国の指針)

| 数値目標設定の考え方 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 一般就労への移行実績を平成 29 年度において平成 24 年度の2倍以上とする。 就労移行支援利用者数を平成 29 年度末において平成 25 年度末より6割以上増加する。 平成 29 年度末において就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。 |

(本市の考え方)

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とする国の方針に留意しつつ、これまでの実績、福祉施設を利用している障がい者のニーズ、ハローワーク等の労働施策との連携体制などを総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

(2) 就労移行支援事業の利用者数

平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数の 6 割以上を増加するという国の指針については、将来に向けた長期的な目標として、その趣旨は尊重しつつ、平成 29 年度の目標値については、これまでの実績、福祉施設を利用している障がい者の状況やニーズ、就労移行支援事業所の状況などを総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

(3) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

実利用者の就労移行率が 3 割以上である事業所の比率が、事業所全体の 5 割以上とする国の指針に留意しつつ、実情を踏まえて目標を設定します。

(具体的目標)

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|-----------------------------------|-----------------|--------------|
| 平成 29 年度末の一般就労への移行者数 | 30 人 | 平成 29 年度末目標値 |
| 平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数 | 62 人 | 平成 25 年度末現在 |
| 平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数 | 100 人 (161%) | 平成 29 年度末目標値 |
| 平成 25 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の率 | 50% | 平成 25 年度末現在 |
| 平成 29 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の率 | 50% | 平成 29 年度末目標値 |

3. 指定障がい者福祉サービス・指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み

居宅介護（ホームヘルプ）・生活介護・就労移行支援・児童発達支援・短期入所等の指定障害者福祉サービス及び相談支援の平成29年度までの必要量を実績に応じ見込んでいます。

1) 訪問系サービス

(サービスの種別とサービスの内容)

| サービスの種別 | サービスの内容 |
|------------|--|
| 居宅介護 | 居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。 |
| 重度訪問介護 | 常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。 |
| 行動援護 | 知的障がい又は精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | 常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。 |
| 同行援護 | 視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。 |

(年度別月あたり見込量)

| サービス種別 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|----|--------|--------|--------|
| 訪問系サービス(合計) | 時間 | 4,524 | 5,319 | 6,241 |
| | 人 | 247 | 260 | 273 |

2) 日中活動系サービス

(サービスの種別とサービスの内容)

| サービスの種別 | サービスの内容 |
|------------|--|
| 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。 |
| 自立訓練（機能訓練） | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上の訓練を行います。 |
| 自立訓練（生活訓練） | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上の訓練を行います。 |

| | |
|-----------|---|
| 就労移行支援 | 一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。 |
| 就労継続支援A型 | 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用型であるA型と非雇用型であるB型があります。 |
| 就労継続支援B型 | |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。 |
| 短期入所(福祉型) | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 福祉型—障害者支援施設等において実施します 医療型—病院、診療所、介護老人保護施設において実施します |
| 短期入所(医療型) | |

(年度別月あたり見込量)

| サービス種別 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|
| 生活介護 | 人日 | 7,015 | 7,498 | 8,004 |
| | 実利用者数(人) | 305 | 326 | 348 |
| 自立訓練(機能訓練) | 人日 | 46 | 46 | 46 |
| | 実利用者数(人) | 2 | 2 | 2 |
| 自立訓練(生活訓練) | 人日 | 230 | 276 | 322 |
| | 実利用者数(人) | 10 | 12 | 14 |
| 就労移行支援 | 人日 | 1,725 | 2,346 | 3,174 |
| | 実利用者数(人) | 75 | 102 | 138 |
| 就労継続支援 A 型 | 人日 | 414 | 437 | 483 |
| | 実利用者数(人) | 18 | 19 | 21 |
| 就労継続支援 B 型 | 人日 | 6,923 | 7,038 | 7,153 |
| | 実利用者数(人) | 301 | 306 | 311 |
| 療養介護 | 年間見込量(人) | 14 | 15 | 17 |
| 短期入所(福祉型) | 人日 | 386 | 422 | 475 |
| | 実利用者数(人) | 61 | 63 | 66 |
| 短期入所(医療型) | 人日 | 11 | 22 | 22 |
| | 実利用者数(人) | 1 | 2 | 2 |

3) 居住系サービス

(サービスの種別とサービスの内容)

| サービスの種別 | サービスの内容 |
|---------|--|
| 共同生活援助 | 夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上のサービスを提供します。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。 |

(年度別月あたり見込量)

| サービス種別 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------|-----|----------|----------|----------|
| 共同生活援助 | 人/月 | 169 | 189 | 209 |
| 施設入所支援 | 人/月 | 165 | 168 | 171 |

4) 計画相談支援**(サービスの種別とサービスの内容)**

| サービスの種別 | サービスの内容 |
|----------------|---|
| 計画相談支援 | 総合的な相談、サービスの利用援助などの場合のサービス利用計画 ⁴⁰ の作成などを行います。 |
| 地域相談支援(地域移行支援) | 総合的な相談、サービスの利用援助などの場合のサービス利用計画の作成などを行います。 地域移行支援--入院中から、住居の確保や新生活の準備等の支援を行います。 |
| 地域相談支援(地域定着支援) | 地域定着支援--地域生活している者に対し、24時間の連絡相談等のサポートを行います。 |

(年度別見込量)

| サービス種別 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------------|-----|----------|----------|----------|
| 計画相談支援 | 人/月 | 148 | 186 | 204 |
| 地域相談支援(地域移行支援) | 人/年 | 5 | 5 | 5 |
| 地域相談支援(地域定着支援) | 人/年 | 3 | 3 | 3 |

5) 障がい児対象**(サービスの種別とサービスの内容)**

| サービスの種別 | サービスの内容 |
|------------|--|
| 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 児童発達支援および治療を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等、必要な支援を行います。 |

⁴⁰ サービス利用計画

障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定相談支援事業者が作成する。指定相談支援事業者は障がい者の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用するサービスの種類、内容等についての計画を立てるとともに、サービス提供が確保されるように関係機関との連絡調整等を行う。

| | |
|----------|---|
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等、必要な支援を行います。 |
| 障害児相談支援 | 障がい児通所支援の種類および内容等を記載した「障害児支援利用計画案」を作成し、その後の決定に係る「障害児支援利用計画」を作成します。 保護者によって障害児支援利用計画が適切であるかどうか検証し、保護者の意向その他事情を勘案して「障害児支援利用計画」の見直しを行い、関係者との連絡調整等を行います。 |

(年度別月あたり見込量)

| サービス種別 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------|-----------|----------|----------|----------|
| 児童発達支援 | 人日 | 1,238 | 1,318 | 1,402 |
| | 実利用者数 (人) | 204 | 217 | 231 |
| 医療型児童発達支援 | 人日 | 0 | 0 | 0 |
| | 実利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 |
| 放課後等デイサービス | 人日 | 2,165 | 2,303 | 2,451 |
| | 実利用者数 (人) | 400 | 426 | 453 |
| 保育所等訪問支援 | 人日 | 10 | 10 | 10 |
| | 実利用者数 (人) | 10 | 10 | 10 |
| 障害児相談支援 | 人 | 705 | 745 | 785 |

4. 地域生活支援事業の内容及び必要量の見込み

意思疎通支援事業・移動支援事業・日中一時支援事業等の地域生活支援事業について平成29年度までの必要量を実績に応じ見込んでいます。

1) 相談支援事業

事業として、次のような支援を行います。

- ・福祉サービスに係る情報の提供
- ・地域での生活をしていくための支援
- ・権利擁護のための必要な援助
- ・専門のサービス提供機関

自立支援協議会を設置し、相談事業の評価や困難事例への対応に係わる調整を行います。

第1期計画では、相談支援事業の見込み量については、各事業の見込み箇所数を見込みました。

第2期計画では、国の基本指針の変更に伴い、相談支援各事業別に実施の有無を見込みました。

第3期計画では、「サービス等の利用計画」作成の対象者が大幅に拡大することを見込みました。

第4期計画では、相談支援各事業別に実施の有無を見込みました。

(年度別の見込)

| 相談支援事業 | | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------------|-----------|----------|--------|--------|--------|
| 相談支援 | 障害者相談支援事業 | 実施見込み箇所数 | 4箇所 | 4箇所 | 4箇所 |
| | | 実施箇所数 | 4箇所 | 4箇所 | 4箇所 |
| | 地域自立支援協議会 | 実施見込みの有無 | 有 | 有 | 有 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | | 実施見込みの有無 | 有 | 有 | 有 |
| 住宅入居等支援事業 | | 実施見込みの有無 | 有 | 有 | 有 |

2) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者・要約筆記者⁴¹派遣事業、手話通訳設置事業を行います。

第1期計画では、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の年あたりの延べ利用者数を見込みました。

第2期計画では、国の基本指針の変更に伴い「手話通訳者・要約筆記者派遣事業及び手話通訳設置事業の実利用者数」を本市の実績に基づき見込みました。

第3期計画では、平成23年度に手話通訳設置者数を1人から2人に増員しました。

第4期計画では、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の延べ利用人数及び手話通訳設置事業の実設置者数」を本市の実績に基づき見込みました。

(年度別の見込)

| 相談支援事業 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------------|----|--------|--------|--------|
| 手話通訳者派遣事業の延べ利用者数 | 人 | 532 | 559 | 598 |
| 要約筆記派遣事業の延べ利用者数 | 人 | 31 | 40 | 42 |
| 手話通訳設置事業の実設置者数 | 人 | 2 | 2 | 2 |

⁴¹要約筆記者(筆記通訳者)

話の内容を筆記により伝えることで、聴覚障がいや音声言語機能障がいのある人のコミュニケーションを支援する人。

3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業として、在宅の重度の障がい者（児）の方を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。

第2期計画では、ストーマ装具⁴²等を含めた用具の種類ごとの給付等見込み件数を実績に基づき算出しました。

第3期計画では、「用具の種類ごとの実績」を勘案し推計しました。

第4期計画では、「用具の種類ごとの実績」を基に勘案し、推計しました。

(年度別の年あたりの見込量)

| 日常生活用具給付等事業 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|----|--------|--------|--------|
| 合計 | 件 | 4,181 | 4,314 | 4,452 |

4) 移動支援事業

移動支援事業は、身体障がいの内全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者等が移動する際の支援を行います。

第2期計画では、実施見込み箇所数、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間の実績を基にしました。

第3期計画では、実績のほか、平成23年10月から開始された「同行援護」のサービス見込み量を勘案し、推計しました。

第4期計画では、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間を基に推計しました。

(年度別の年あたりの見込量)

| 移動支援 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|----|--------|--------|--------|
| 実利用者数 | 人 | 322 | 358 | 398 |
| 延べ利用時間数 | 時間 | 20,844 | 24,971 | 29,915 |

5) 地域活動支援センター

障がいのある方の日中活動（創作活動や社会交流的活動等）の場を提供する事業で、定員規模や事業所によって活動内容が異なります。

第1期計画では、地域活動支援センターの基礎的事業の実施見込み及び機能強化事業の実施見込み箇所数を算出しました。

第2期計画では、今後の地域作業所の移行状況を勘案するとともに、国の基本指針の変更に伴い「市内、市外別の実施見込み箇所数・実利用見込み者数」を見込みました。

第3期・第4期計画では、「市内、市外別の実施箇所数・実利用数」を勘案し推計しました。

⁴² ストーマ装具

人工肛門等から排泄される尿や便を貯留するために腹部に作るビニール製の装具。

(年度別の見込量)

| 地域活動支援センター | | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------|-------|----|----------|----------|----------|
| 市内 | 実施箇所数 | 箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | 実利用者数 | 人 | 134 | 142 | 151 |
| 市外 | 実施箇所数 | 箇所 | 3 | 3 | 3 |
| | 実利用者数 | 人 | 3 | 3 | 3 |

6) 日中一時支援

主に障がいのある児童を対象に、緊急一時を含めた日中の預かりを行います。

第 2 期計画では、年あたりの実施見込み箇所数、実利用見込み者数を実績に基づき算出しました。

第 3 期計画では、障がい児については、新たに創設される「放課後等デイサービス」に移行することから、障がい者のサービス見込み量の実績を勘案し推計しました。

第 4 期計画では、年あたりの実利用見込み者数に基づき算出しました。

(年度別の見込量)

| 日中一時支援 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------|----|----------|----------|----------|
| 延べ利用者数 | 人 | 2,274 | 2,551 | 2,862 |

7) 訪問入浴サービス

ホームヘルパー対応では入浴が困難で、かつ施設にも通所できない重度障がいの方等を対象に、入浴車による訪問入浴サービスを提供します。

訪問入浴サービスについては、第 3 期計画期間中の実利用者の増加状況と一人当たり年間利用回数の実績から見込みました。

(年度別の見込量)

| 訪問入浴 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------|----|----------|----------|----------|
| 延べ利用見込み者数 | 人 | 627 | 693 | 759 |

5. 目標値と必要量を確保するための方策

1) 新たな障害福祉サービスへの円滑な移行促進

本市では、障がい者が個人として尊重され、能力や適性に応じて地域の中で日常生活や社会生活を送ることができるよう、自立と社会参加をサポートしていくための福祉施設として、大和市障害者自立支援センターを設立しています。

今後も、大和市障害者自立支援センターを中核として、市内に4箇所の指定相談事業所を配置し、障がい福祉サービス利用などの相談を通して、また、市障害者自立支援協議会を活用し利用者ニーズを把握の上新たな障がい福祉サービスへの円滑な移行を促進します。

2) 障害福祉サービス提供事業者の育成

本市では数多くの障害福祉サービス提供事業者があり、障がい者の日常生活を支援していますが、利用者からのニーズに対応するために、個々の障がい特性に応じた多種多様な支援が求められます。

このため、地域で活動している様々な団体や非営利活動法人等に対して研修を実施するなど障害福祉サービス提供事業者を育成するとともに、新たな障害福祉サービス提供事業者を誘導するなど、見込量の確保のための基盤の充実を図ります。

3) 近隣市町村等との広域的な連携

本市では障がい者の地域生活を支援するため、市内のみならず広域的な連携のもとで事業を展開してきました。多様化するニーズに対応し、障害福祉サービスが選択できる環境を確保するためには、引き続き広域での連携体制は欠かせないものと考えます。

今後も、近隣市町村や県の関係機関との連携を強化しながら、市民生活のニーズに応えていける環境づくりを進めます。

資料編

1. アンケート調査結果

1) 当事者アンケート

(1) 調査目的

「大和市障がい者福祉計画」の策定にあたり、大和市の障がい福祉施策の実施状況、その他障害者自立支援法の施行に伴う新たな課題、障がい者を取り巻く状況の変化等をふまえ、今後の施策の課題および方向性について検討することを目的としてアンケート調査を行いました。

(2) 調査対象と回収率

発送数・回収数

| | 発送 | 回収 | 回収率(%) |
|-----|-------|-------|--------|
| 当事者 | 2,300 | 1,234 | 53.7 |

回答数の内訳(当事者)

| | 回答数 | 割合(%) |
|------------|-------|-------|
| 全体 | 1,234 | 100.0 |
| 身体障がい | 693 | 56.2 |
| 知的障がい | 202 | 16.4 |
| 精神障がい | 199 | 16.1 |
| 手帳なし(含無回答) | 191 | 15.5 |

注)手帳保持者ベース、複数回答(重複障害)である

注)「手帳なし」は概ね「自立支援医療受給者証」による
精神通院医療の受診者と見ることができる

(3) 調査方法 郵送調査法

(4) 回収期間 平成26年8月4日～平成26年8月25日

(5) 調査項目

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①当事者の概要 | ⑨医療ケア |
| ②地域移行・地域での生活 | ⑩精神医療 |
| ③悩み事、困ったことと相談機能 | ⑪日常生活 |
| ④障がい者の権利擁護 | ⑫介助・支援の悩み |
| ⑤災害時の避難(防災・減災) | ⑬大和市障害者自立支援センター |
| ⑥就労 | ⑭暮らしの満足度 |
| ⑦余暇支援・外出支援 | ⑮成年後見制度 |
| ⑧障がい児支援 | |

2) 一般市民アンケート

(1) 調査目的

「大和市障がい者福祉計画」の策定にあたり、障がい者の地域への移行が進む中で、受け皿となる地域側ではどのような意識を有しているかを把握することを目的として、一般市民へのアンケート調査を行った。

(2) 調査対象と回収率

発送数・回収数

発送数・回収数

| | 発送 | 回収 | 回収率(%) |
|------|-----|----|--------|
| 一般市民 | 200 | 79 | 39.5 |

(3) 調査方法 郵送調査法

(4) 回収期間 平成26年8月4日～平成26年8月25日

(5) 調査項目

答数の属性

- ① 回答数の属性
- ② 障がい児や障がい者の実態や取組
- ③ 障がい者を対象とした福祉の基本的な考え方
- ④ あなたと障がいのある人との交流等について
- ⑤ 障がいのある人に対する地域社会
- ⑥ 障がいのある人に対する支援について
- ⑦ 障がいのある人の権利擁護について

2. ヒアリング調査結果

(1) 調査目的

「大和市障がい者福祉計画」の策定にあたり、大和市の障がい福祉のニーズや課題を整理することを目的としたヒアリング調査を実施しました。大和市の障がい者等に関わる活動団体、学校、福祉サービスの提供主体等、各団体の現状と課題や今後の意向を聴取しました。

(2) 調査対象

調査対象は、大和市障害者自立支援協議会の各部会の構成メンバーのほか、サービス提供事業者、保育・学校、当事者団体を選定しました。

ヒアリング調査対象団体一覧

| 分類 | 団体名 | 備考 |
|---------------------------|---------------------|--|
| 大和市 障害者 自立支援協 議会 | 身体障害者部会 | |
| | 児童部会 | |
| | 精神障害者部会 | |
| | 自立生活支援部会 | |
| サービス 提供 事業者 | 福田の里 | 入所事業所・身障生活介護 |
| | やまねっと | 就労継続支援B型（身体・知的） |
| | NPOアシストやまと | グループホーム |
| | NPOボイスの会 | 就労継続支援B型（精神） |
| | 大和市障害者自立支援センター | 就労支援・生活相談 |
| 保育・ 学校 | 松風園 | 福祉型児童発達支援センター |
| | 緑野保育園 | |
| | 大和市教育委員会 | |
| | 瀬谷養護学校 | 特別支援学校 |
| 当事者 関係 | 大和市身体障害者福祉協会 | |
| | 大和市身体障害者福祉協会 視覚部 | |
| | 大和市身体障害者福祉協会 聴覚部 | |
| | 大和市肢体不自由児者父母の会 | |
| | 手をつなぐ育成会 | 知的障がい者関係団体 |
| | 自閉症児・者親の会 | 自閉症児・者関係団体 |
| 相談支援 事業所 | 大和市精神障害者家族会（大和さくら会） | 精神障がい者関係団体 |
| | なんでも・そうだん・やまと | 大和市障害者自立支援センター、サポートセンター花音、相談支援センター松風園、福田の里 |

(3) 調査方法 郵送調査法

実施にあたっては、事前にヒアリング調査票の記入を依頼し、その後、団体ごとに個別に2時間程度のヒアリングを実施しました。

調査項目は、各団体の現状と課題のほか、市の相談事業、就労・地域生活に関する取り組み、障害者自立支援法施行後の変化、他団体・他機関との連携状況、地域や行政に期待することなどとししました。

(4) 回収期間 平成26年6月30日～平成26年9月17日

ヒアリング調査の結果

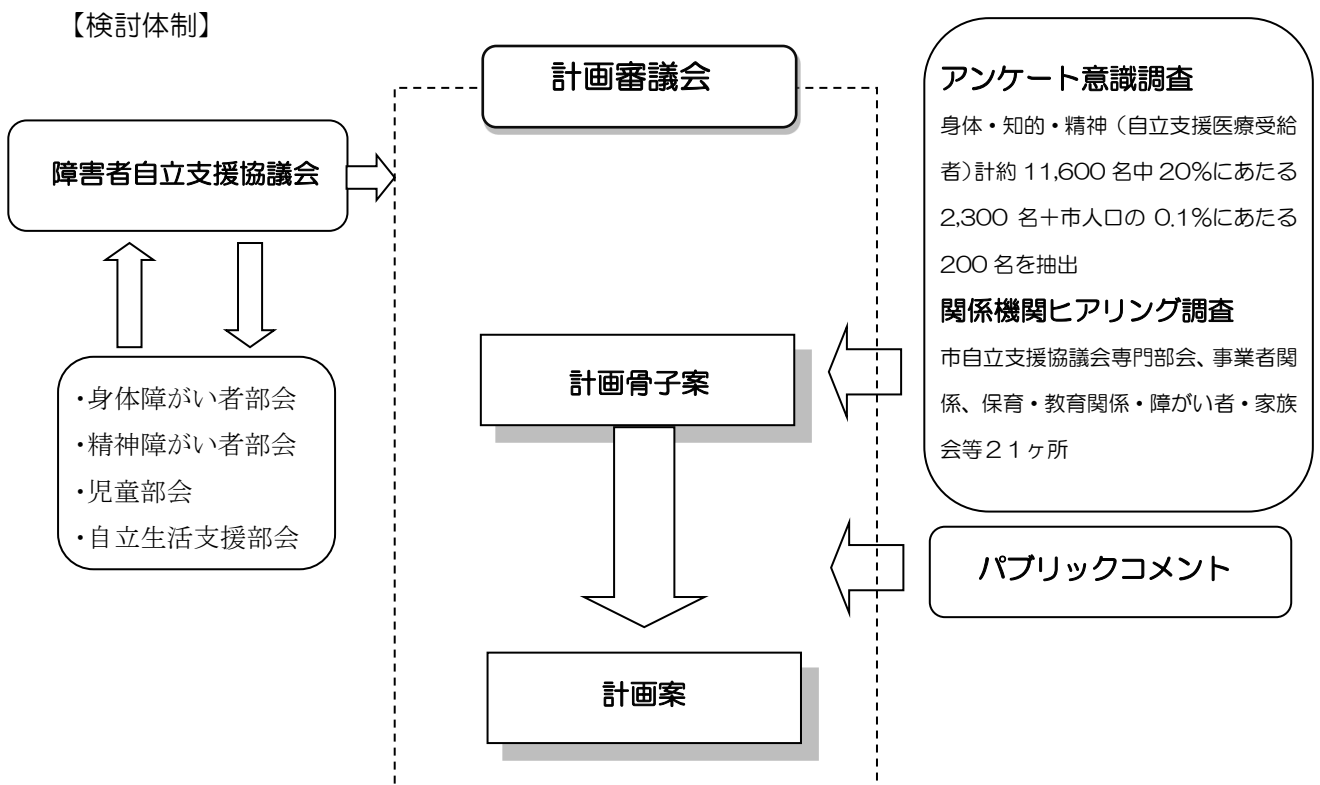
各関係団体から、様々な意見、指摘をいただき、大和市障がい者福祉計画策定に向けての問題点や課題が明らかになった。当事者団体、支援者、教育・療育機関それぞれからの意見を踏まえた問題点課題は次の通りである。

| | 当事者団体 | 支援者 | 教育・療育 |
|--------------------|--|---|---------------------------------|
| 活動 | ◆会員（当事者あるいは親）の高齢化 ◆会員が増えない | ◆自立支援協議会の周知促進 ◆関係機関の連携強化 | ◆地域連携の一層の強化 |
| 市の相談事業 | ◆「やまとなんでもそうだん」の一層の周知 | ◆ライフステージを通じた相談支援体制の確立 ◆相談支援員のスキルアップ | ◆相談支援機能の充実とPR |
| 就労・地域生活 | ◆就業機会の創出・育成 ◆ジョブコーチの充実 ◆親なき後の終の棲家 ◆グループホーム入居者の高齢化対応 | ◆福祉的就労の創出 ◆生活介護-就労移行-就労支援の弾力的運用 ◆親なき後の終の棲家 ◆グループホームの充実（年齢・障害特性に合わせた） ◆短期入所施設の充実 | ◆保護者への支援 ◆学校卒業後の受け皿整備 |
| 医療 | ◆医療環境の充実 ◆医療費の助成 | | |
| 移動 | ◆バリアフリー化促進 ◆移動支援の充実 | ◆移動支援サービスの拡大・充実 | |
| 居場所・日中支援 | ◆短期入所 ◆障がい者の居場所 | ◆短期入所・サービスの充実 ◆放課後デイサービスの充実 | |
| 生活支援 | ◆サービス内容の拡大・充実 | | |
| 親の高齢化への対応 | | ◆親なき後に向けたサービス取得支援 | |
| 防災・減災 | ◆災害時・避難時の情報提供 ◆福祉避難所 | ◆地域との協力体制の確立 | |
| 自立支援法（総合支援法）施行後の変化 | ◆精神障がいに対する支援拡充 ◆サービスを利用していない人への支援 | | ◆教育機関とサービス事業所の連携 |
| 発達不安の子どもや障害児の教育 | ◆障がいの早期発見 ◆就学前～就学へのスムーズな移行 | ◆未就学時から就学時への一貫性 ◆早期発見・早期対応 | ◆小さい頃からの適切な対応 ◆未就学時から就学時の一貫性 |
| 権利擁護 | ◆精神障がいに対する偏見の克服 ◆当事者の積極的な地域参加 | ◆若い世代からの障がい理解教育の徹底 ◆当事者からの情報発信 | ◆年少期の障害理解教育 ◆合理的配慮に向けた対応 |
| 地域や行政に対する期待 | ◆関係機関の連携促進 ◆障がい福祉の充実 | ◆庁内部局の連携強化 | ◆庁内部局の連携強化 |
| その他障がい者福祉及び施策等について | ◆親への支援 | | |
| 他団体・他機関との連携 | | ◆関係機関・団体の連携強化 | ◆医療機関との連携強化 |

3. 検討体制

策定にあたっては、障がい者本人・団体代表者、学識経験者等を含めた大和市障がい者福祉計画審議会を中心に、大和市障害者自立支援協議会の意見を取り入れながら検討するとともに、障がい者等を対象とした意識調査の実施、障がい者本人・団体、関係機関、事業者等へのヒアリングの実施により幅広い意見の反映に努めています。

- ① 大和市障がい者福祉計画審議会（全4回）
（学識経験者、医療関係者、障がい者本人・団体、事業者、民生委員、教育関係者、市社会福祉協議会の職員、行政関係者、計11名）計画策定に関する審議を行っています。
- ② 大和市障害者自立支援協議会（定例会3回 事務局会議3回 各部会計4回 全11回）定例会・事務局会議で骨子案に対する意見聴取を行い、各専門部会でヒアリングによる意識調査を行いました。



4. 策定経過

| | 日程 | 事項 |
|-------|--------------|--|
| 平成26年 | 6月30日 | 第1回大和市障がい者福祉計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)大和市障がい者福祉計画の概要について ・意識調査の実施について ・団体等のヒアリングについて ・計画書の構成について ・大和市の障がい者の状況について |
| | 8月5日～8月25日 | アンケート調査実施 |
| | 7月17日～9月17日 | ヒアリング調査実施 |
| | 10月6日 | 大和市障害者自立支援協議会第1回定例会 <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)大和市障がい(者)福祉計画について |
| | 10月21日 | 第2回大和市障がい者福祉計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果に見る大和市障がい福祉の特徴と課題について ・団体等へのヒアリングの概要について ・ヒアリング調査結果の概要からみた課題について ・市障がい者福祉計画の理念・体系(案)について |
| | 11月25日 | 大和市障害者自立支援協議会第2回定例会 <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)大和市障がい(者)福祉計画について ・アンケートとヒアリングを踏まえた考察 ・障がい者福祉計画 |
| | 12月9日 | 第3回大和市障がい者福祉計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)大和市障がい者福祉計画骨子案について ・パブリックコメントについて |
| | 12月15日～1月14日 | パブリックコメント実施 |
| 平成27年 | 3月10日(予定) | 第4回大和市障がい者福祉計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)大和市障がい者福祉計画素案に対するパブリックコメントについて ・(仮称)大和市障がい者福祉計画案について |

5. 大和市障がい者福祉計画審議会委員名簿

| 氏名(敬称略) | 分野 |
|---------|--------------|
| ◎鈴木 敏彦 | 学識経験者 |
| ○関水 正之 | 医療関係者 |
| 馬場 智志 | 教育関係者 |
| 佐藤 倫孝 | 障がい福祉に関する事業者 |
| 内藤 則義 | 障がいのある市民又は家族 |
| 春日 恵美子 | 障がいのある市民又は家族 |
| 田村 桂子 | 障がいのある市民又は家族 |
| 井上 郁子 | 関係行政機関の職員 |
| 仲嶋 久義 | 関係行政機関の職員 |
| 村元 良悦 | 社会福祉協議会の職員 |
| 田所 武雄 | 民生委員 |

◎会長、○会長職務代理

大和市障がい者福祉計画
(障がい者福祉計画・障がい福祉計画)

発行年月 平成27(2015)年 3月
編集・発行 大和市 健康福祉部 障がい福祉課
〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号
電話 046-260-5665